

## 第2部 諸外国における演劇子役等の就労の実態と 教育・家庭生活への影響



# 第1章 アメリカにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響

## —カリフォルニア州とニューヨーク州を中心に—

### はじめに

アメリカは、全米にまたがる公正労働基準法（Fair Labor Standard Act）で子役の労働に関する規制をかけている。ただし、その上に各州が州法によって独自に規制を設けており、州法が子役の働き方を実質的に規定する法律となる。当然、州によって内容も異なる。そのため実態面の調査では、俳優および子役が多い州を取り上げることにした。ハリウッドのあるカリフォルニア州とブロードウェイのあるニューヨーク州である。同じ娯楽産業の中心でありながら、カリフォルニア州とニューヨーク州では製作される娯楽の種類が異なる。すなわちハリウッドは映画が主に製作され、ブロードウェイは演劇（ミュージカル）が有名である。子役の労働に対する規制も両州はかなり異なる。カリフォルニア州には一般の年少者を対象とした年少者労働法（Child Labor Law）があり、その中にさらに子役を対象とした条項（Entertainment Industry）で労働時間規制をかけている。これに対して、ニューヨーク州は2003年児童実演家教育信託法（Child Performer Education and Trust Act of 2003）を制定しているが、同法は労働時間規制をかけていないため、労働時間規制がない状態である。

以下では、カリフォルニア州とニューヨーク州を対比させながら、詳しく実態面を報告する（法規制の詳細は第1部第1章を参照）。

### 第1節 演劇子役等の労働時間規制を規定する州法と実態の関係

#### 1. カリフォルニア州ロサンゼルス、ハリウッド

##### （1）労働許可

映画などで子役を雇う場合、州に申請する労働許可是2種類必要となる。使用者が取得申請する「子役の雇用許可書」と子役の両親が取得申請する「労働許可書」だ。申請はカリフォルニア州労働基準執行局が受理する。労働許可の申請は個別許可申請がほとんどで、子役グループ（複数の子役）の包括許可申請は少ない。個別許可申請を行う場合、両親は最初に学校に対し、子どもの成績証明を依頼する。学校が許可申請書に「子どもの成績に問題がないので、子役の仕事を行ってもよい」と証明すれば、両親が州当局に申請を行う。ヒアリングしたロサンゼルス労働基準監督官によると、「学校が成績証明をすれば、申請が州当局から却下されることはない」との説明だった。まれに両親が学校に成績証明を依頼せず、両親自らが虚偽の成績証明を行うこともある。露見すれば当然、許可されないとのことだった。

ロサンゼルス在住のチャーター・スクールに通う子役Aさん（後述）の場合、あまり休みが頻繁になると学校で問題になる。教師によつては「成績が悪いので、労働許可書に成績に問題なしと記入できない」という人もいるという。Aさんの母親は、「その場合は、直接、校長にかけ合うのがよい、と同じ学校に通う別の子役の母親から聞いたことがある」と話している。学校関係以外にも労働許可申請には細かな手続きがあるが、Aさんの場合、所属エー

ジェントがやってくれるとの説明だった。

## (2) 子役の労働の実情

カリフォルニア州法の定めにより子役は午後10時まで働くことができる。ただし、金曜、土曜は、翌日学校がないため、深夜0時30分まで働くことができる。一つの仕事が終了した後、9時間30分は仕事をしてはいけない。十分な休養をとるためである。さらに仕事の終了が午後10時までかかった場合は、次の仕事まで12時間あけなければならぬ。とはいって例外もある。例えば、撮影のためにフリーウェイを一時的に閉鎖する必要がある場合など正当な理由があれば、午後10時以降、早朝の6時以前の撮影に子役が入ることが許される。この働くことのできる上限時間を見ると、6か月以上の赤ちゃん時代をすぎると、金曜、土曜に子役は0時30分まで働くことができる。スタジオ教員労組の支部代表者は、この点について、「もっと年齢を区切って段階的に設定すべきだ。例えば、1歳～4歳は午後5時、5歳～7歳は午後6時、8歳～10歳は午後7時までというようだ。1986年以前は、夜、暗くなつた後に子どもを撮影に使うときは、いちいち届出が必要だった。今なぜ子どもが夜、働くなければならないのか。それは大人（の俳優）の都合に合わせているからだ」と厳しい見方を示した。

労働時間（撮影現場にいることのできる時間）も州法により規制される。州規制は、生後15日の赤ちゃんから18歳までの子どもを年齢層で区切り、それぞれの層ごとに、許される労働時間を定める。例えば、6歳から9歳までの未成年者は、学校期間中、最大8時間までしか撮影現場にいることができない。うち、働くことのできるのは4時間。残り時間のうち3時間は学習（詳細は教育、学習の項で記述）、1時間は休憩とリクリエーションに費やす。この労働時間にはインタビュー対応なども入る。プレミア（映画の特別封切）への出席は入らない。ただ、インタビューグループを労働時間にカウントするかどうかはあいまいになっているようだ。理由は、「子役自身がインタビューなど華やかなことが好きで進んで引き受ける傾向にあり、また、映画製作会社もインタビュー対応には報酬を支払わないで、労働ではないと考えている」との説明が多かった。

州規制は、「もっと子どもに仕事をさせたい両親、製作者サイドの干渉にもかかわらずよく遵守されている」という点で、ヒアリングを行った労働基準監督官、スタジオ教員、労働組合の意見は一致している。遵守理由が、州法で定められているからとの説明も同じであった。

## (1) 子役の労働に対するチェック体制

### ア. ロサンゼルス労働基準監督署の役割

行政によるチェックでは、カリフォルニア州労働基準執行局傘下にある労働基準監督署がその中心となる。定められた労働時間を超えて撮影現場にいる、現場にスタジオ教員が手配されていない、危険な場所で子役が仕事をしている——等々の州の規制に対する違反は現に

あるとの説明だった。子役の両親もしくは子役本人、スタジオ教員が監督署に電話すれば監督官が撮影現場もしくは映画製作会社を訪問し、チェックする。ただし、監督官の人員は十分ではない。後述するスタジオ教員組合は、「ハリウッドを担当する労働基準監督官は1人しかいない。到底すべての現場で州規制が守られているかをチェックすることはできない」と指摘している。同教員労組は、子役の両親が労働許可を申請する際、州当局が10ドル程度課金すべきだと述べた。子役を使う映画製作会社に税などの形で課金すれば、州外に製作会社が逃げることが予想されるので、両親に課金し、それを監督官増員の予算に使えばよいとの考えからだ。「子どもを働くさせるのならばその親に（小額の）課金を行い、チェック体制整備の源資にする」との意見は示唆に富む。

#### **イ. スタジオ教員の役割**

スタジオ教員とは映画製作会社に雇用されて、撮影現場で子役に勉強を教える教師のことであり、カリフォルニア州法で規定されている（仕事内容は第2節演劇子役等と教育、学習についての項にて記述）。同教員には教師の役割に加え、撮影現場で子役の健康、安全、モラールに配慮、注意するという重要な役割がある。そのため同教員は教員資格とソーシャル・ワーカー資格を併せ持つ。例えば、州法によって定められた子役の労働時間が過ぎた時、または撮影現場で子役の体調が悪い時等に、子役とその両親、製作会社に撮影の中止と子役の撮影現場からの移動を命令できる。この権限は州法がスタジオ教員に与えている。よって、製作会社に雇われているのだが、子役の健康と州規制を優先する役回りとなっている。時には、もっと仕事をさせたい製作会社、もっと仕事をさせたい両親と摩擦を起こすこともある。ヒアリングしたロスアンゼルス労働基準監督官は、撮影現場で子どもの健康と仕事とのバランスをとらせるための「見張り役」として、スタジオ教員を一定評価していた。

#### **ウ. 労働組合の役割**

主にハリウッドの映画俳優を組織化している労組は映画俳優労働組合（Screen Actor's Guild / SAG）である。同労組はアメリカ労働総同盟産別会議（AFL-CIO）に加盟している。全米の組合員数は12万人で、うち子役の組合員は5500人いる。ただし、誰でも組合員になることができるわけではない。俳優として一定の業績を上げなければ組合員になれない。5歳以上の俳優が映画などで主役級（メイン）の役について経験があれば一定の業績となる。エキストラ等の端役でも組合員になることはできる。その場合、15歳以上のエキストラがセリフのある役を計3回、計3日間つとめれば組合員資格を得られる。

このように組合員資格を厳しく定めることによって、同労組は「成功した俳優のギルド」という一般の労働組合とは異なる面を持つ。結果、同労組の組合員は、使用者である映画製作会社に対して労働者として、ある程度、権利を主張できる。同労組によると、「映画俳優労組の組合員を使わずにハリウッド映画は製作できない」とのことなので、同労組が製作会社に与える影響力は大きい。また、締結している労働協約も極めて詳細である。よって、同労

組の説明、意見をみる場合、「成功した俳優＝組合員」を前提にして実情を話している可能性が高い点に留意しておく必要がある。

映画俳優労組は、使用者団体と労働協約を締結している。協約は、俳優やダンサー、ポップ歌手、パフォーマーごとに分かれる。使用者団体（Aliance of Motionpictures Television and Product）にはハリウッドにある娯楽産業に属する製作会社、プロダクションの9割が加入している。使用者団体に所属していない製作会社が同労組の組合員を使って映画を製作する場合でも、協約を守らなければならない。協約は労働条件の最低条件のみを定めるので、映画製作会社と交渉できる力を持つ組合員は、独自に労働条件を上乗せする。例えば、トム・クルーズは組合員だが、人気スターなので協約の労働条件よりもよい条件で製作会社と契約する。こうした組合員の個別の上乗せ交渉について、同労組はタッチしない。

労働協約に子役の労働時間に関する条項は含まれているが、州の規制と全く同一のものとなっている。よって映画俳優労組は子役の労働時間について上乗せの制限を加えていないと言える。協約には、子役のみの特別な項目がいくつかある。それは、①撮影のために子役が学校を3日以上休む場合、製作会社は撮影初日からセットにスタジオ教員を手配し、同教員に対する支払いを負担しなければならない②ドレッシングルーム（控え室）を大人の俳優とは別にした上で、男女別に分ける③子どもが健康であることの証明書を医師から得る④遊ぶ場所の設置などロケ条件を整える——等の内容である。その他に、看護師の手配と俳優の安全配慮等の項目もあるが、これらは大人の俳優にも適用される。

同労組の労働協約は、年金と健康保険の合計保険料（賃金の14.2%）を使用者側がすべて支払う定めとしている。同労組は独自の共済制度を持っているが、組合員に強制せず、任意加入としている。労働協約は3年ごとに労使が交渉の上、更新する。交渉には、使用者団体側がプロデューサーや映画製作会社の会長など40人が参加し、労組側が担当者および俳優など20人程度が参加する。同労組は、「経営側はストライキを毎回恐れているが、労組側がストに入ることはまずない」という。

同労組によると、子役の労働時間規制は遵守されているという。もっと仕事をしたい（させたい）と子役および両親、製作会社は考える。しかし、労働時間規制を超えて撮影をして万一事故が起こった場合、刑法の対象となる。「プロデューサーに1回1万ドルの罰金を州が課すなど厳しい処置がとられるので、現場では子役に対する労働時間規制を守っている」との説明だった。ただし、大人の俳優では事情が異なるようだ。「映画会社はもっと撮影時間を延ばしたいといつも考えている。俳優サイドも俳優の人数が仕事よりも多く、俳優が余っている状態なので、撮影時間の延長を気にしない。労働協約に反するので、組合も禁止しているのだが」との説明で、大人の俳優（組合員）が労働時間規制を超えて働くケースの多さを指摘した。子役関連の現行の州規制に改正すべき点として同労組は、子役の所属するエージェントおよび子役につくタレントマネージャの犯罪歴のチェックを挙げた。子どもを性質の悪いエージェントから守る必要があるとの考え方だ。

現場チェックにおける映画俳優労働組合の役割は大きい。同労組は撮影現場に人を送り込

み、労働時間を含む労働条件や安全衛生についてチェックしている。スタジオ教員労組は、「映画俳優労組の現場チェックはよくやっている」と評価している。

## 2. ニューヨーク州ニューヨーク市

### (1) 労働許可

オーディションに合格して晴れて子役になった子どもの両親は、居住している州が求めている場合、州から労働許可をもらわなければならない。労働許可の手続きは、最初に両親が学校に子どもの成績証明を依頼する。校長、学校事務の担当者が「子どもの成績がよいので、子役の仕事を行ってもよい」との趣旨を許可申請書に記入すれば、州はまず申請を却下しない。学校によっては、仕事の内容が子役にふさわしくないという判断を下すこともある。ニューヨーク州労働局に両親から学校の対応についてクレームがくることがあるが、州労働局によると、「州から学校にクレームについて問い合わせるなどの権限はない」との説明だった。労働許可の申請には健康診断も必要になる。同州労働局が受け付ける最大15日間まで働く労働許可の申請は年間5000～6000件。子どもや両親の名前を記入していないなど、申請に不備がなければ、基本的に許可する。この点はカリフォルニア州労働基準執行局と同様だ。

子役が独立した請負契約者とみなされるケースの有無（子役の労働者性）について聞くと、州労働局は、「明らかに労働者であり、有名な子役でも独立した請負契約者としてみなされない」と述べた。

### (2) ブロードウェイの子役の実情

ニューヨーク州は、2003年児童実演家教育信託法（Child Performer Education and Trust Act of 2003）を制定しているが、同法に労働時間規制はなく、カリフォルニア州のような特別規定もない。子役の労働時間は十分な規制がなされているとは言いがたい。同州では、ブロードウェイを中心にミュージカルに子役が多数出演している。ミュージカルは午後8時開演し、午後10時30分頃に終了のカーテンコールとなる。子役はカーテンコールまで出演しているので、午後11時過ぎまでごく普通に働く。帰宅は夜中の0時をまわり、就寝は午前1時頃になる。この点について、ヒアリングを行ったニューヨーク州労働局は、「ニューヨーク州には、子役を対象としたカリフォルニア州のような詳細な労働時間規制がない。その点で欠陥がある。例えば、16、17歳の児童であれば朝9時から夜中の0時まで働いても合法になる」と話す。ただし、同局の担当者は、「子役の多くは1日か2日、CMに出演するか舞台に出るだけ」との認識を示し、ブロードウェイの舞台に継続して出演する子役をあまり念頭に置いていない様子であった。

労働局の「1日か2日出演するだけ」との説明とは異なり、ブロードウェイの舞台に出演している子役の労働はかなりハードだ。公演が近づいてくるとリハーサルは、通常午前10時から午後6時まで続く。これに子役も大人の俳優と同様に参加する。本番が近づくと休憩

をはさみながら約12時間の稽古となるが、これにも子役が参加する。公演期間中は午後1時から午後6時まで稽古を行い、午後7時30分に再び集合して午後8時に舞台の開幕を迎える、午後11時過ぎに劇場を去るスケジュールとなる。上演は、月曜を除く、週6日間で、水曜、土曜、日曜にはマチネ（昼間公演）もある。1人の役には2人の子役がつく。よって週6日間の公演で子役の拘束は週3日間の計算となる。地方公演もあるので、オーディションで合格した主役級の子どもは地方に行かなければならない。脇役の子どもは地方に行く必要はない。劇場が行き先々の地方でオーディションを行い、地元の子どもを脇役として使うためだ。

ブロードウェイの俳優を最も多く組織化している労働組合は、『俳優の公平』労働組合（Actor's Equity Association (AEA)）である。同労組は、ニューヨークに本部を持ち、組合員数は4万6000人（うちニューヨークに1万6000人）である。子役の組合員は400人（18歳以下）。上部団体はアメリカ労働総同盟産別会議（AFL-CIO）。労働協約を締結している使用者側は、ディズニー、シューベルト、ニーダーランド、オペラなど。

前述のように、ニューヨーク州の一般規定では年少者は午後10時までしか働けないが、子役は適用除外となる。同労組は、「ブロードウェイとその周辺（オフ・ブロードウェイ）の劇場では子役が午後11時過ぎまで働くし、それは必要なのだ」と強調する。例えば、カリフォルニア州のように、午後10時を上限の労働できる時間にするための労働協約を結ぶ考えの有無を問うと、「それでは子役が出演するブロードウェイの公演に支障がきたす。カリフォルニア州の方がニューヨーク州より労働時間規制が厳しいことは知っている」との答えであった。子役を中心の『ライオン・キング』などの上演に支障が来すというわけだ。同労組は、「『ライオン・キング』のカーテンコールに主役が不在など考えられない。公演期間は6か月間が最高なので、6か月間は確かに（俳優は）拘束される。公演の評判がよければそれが何年か続くこともある。しかし、子役の場合、何年かたつと背が伸びたり、声変わりしたりしてその役に合わなくなる」と述べ、いずれ子役は年齢とともに役に合わなくなるので、ハードな労働がいつまでも続くわけではない、と強調した。

### （3）映画、テレビ等の子役の実態

ニューヨークの子役はブロードウェイの舞台俳優ばかりではない。カリフォルニア州と同様、映画俳優、テレビ、CM等の出演者もいる。映画俳優は、カリフォルニア州と同じく映画俳優労組ニューヨーク支部が組織化している。組合員数は2万5000人で、うちCM中心の出演者が40%、テレビが35%、映画が25%を占めている。同労組は労働協約によって、子役の労働に関してカリフォルニア州と同一の規制をかけていた。よって子役の労働時間規制はカリフォルニア州の同規制と同じとなる。協約は3年ごとに改訂し、子役に関わる部分は改訂前に子役専門の委員会で検討する。カリフォルニア州と同じく、子役の労働時間規制は遵守されているとの意見だ。例え、ボランティア（無償）の子役でも、組合員なら協約の対象となる。

労働協約により、組合員である子役は、翌日学校がある日は午後10時から翌朝5時まで仕事することができない。ただし、翌日が休日の日は夜中0時30分まで仕事することができる。1日の仕事が終わった後、12時間の休憩をとらなければならず、6日間連続して仕事をすることはできない。撮影とリハーサル、学習時間は労働時間としてカウントするが、インタビューと衣装合わせは、労働時間外に行うことになる。

子役の労働時間に関する協約は、守られているという。一般にCM出演の撮影なら3時間から1日で終わるので、製作会社も午後10時終了となるようスケジュールを組む。「テレビ番組の収録も番組によるが、子役を毎晩午後10時まで使うことはあまり考えられない。製作会社が早く終わらせるスケジュールを組むからだ。主役の都合に合わせて撮影が午後10時以降にずれ込むこともない」と同労組は述べる。午後10時まで仕事をすると、帰宅は午後11時を過ぎ、就寝は夜中0時をまわることになる。この点について、同労組は、「就寝が夜中0時を過ぎるのは子どもの生活バランス上良くない」と指摘している。

同労組によると、子役と使用者間の紛争を調停した経験はない。子役のトラブルを聞いたこともあまりない。非組合員の子役なら、「報酬がない、支払われない」との不満はあるだろうとのことだった。

テレビ・ラジオアーティスト全米労組(American Federation of Television and Radio Artists(略称AFTRA))は、ニューヨークに本部を持つ労働組合で、ラジオ、テレビに出演している歌手、ジャーナリストなどを主に組織化している。組合員数は7万人で、うち半分以上が映画俳優労組にも加盟している。いわゆる二重加盟の状態となっている。「俳優の公平」労働組合に二重加盟している組合員もいる。同労組は3年間有効の労働協約をABC、CBC、NBC等の放送ネットワークと締結している。子役(16歳以下)は、ニューヨーク州では翌日に学校のある日は、午後10時まで働くとの説明であった。この点は映画俳優労組の協約を踏まえ、揃えているものと思われる。組合員に占める子役の人数が少ないので、子役の詳しい実態についてはヒアリングすることができなかった。

## 第2節 演劇子役等と教育、学習について

### 1. 全米の義務教育制度の概要

アメリカの初等・中等教育は、州が権限を持って決めているため、州ごとに様々な制度が存在する。就学義務開始年齢は6~7歳とする州がほとんどである。それ以降の12年間のうちに初等・中等教育を受けて18歳で大学へ入学する。初等・中等教育は6年-6年制、8年-4年制、5年-3年-4年制など州によって異なる。このため義務教育終了年齢も16歳から18歳まで州によって幅があるが、16、17歳とする州が最も多い。

アメリカには公立、私立学校の他にチャーター・スクールと呼ばれる学校がある。チャーター・スクールとは、子どもの親や教員、地域団体などが州や学区の認可(チャーター)を受けて設立する初等・中等学校である。同スクールは公費によって運営され、授業料の徴収はない。州や学区の法令・規則の適用が免除されるため、独自の理念・方針に基づく教育を

提供できるとされる。ただし、教育的成果をチャーター交付者により定期的に評価され、一定の成果を挙げなければ、認可が取り消される。アメリカでは教育に関する権限が州にあるので、チャーター・スクールの中身も州によって異なる。例えば、設置許可数の制限の有無、教員免許を持たない教員の任用の可否などは州によって様々である。

カリフォルニア州ではチャーター・スクールが普及しており、公立、私立学校とともに義務教育において重要な役割を果たしている。一方、ニューヨーク州には数があまりなく普及していない。

## 2. ロサンゼルス

### (1) 教育事情

子役として働く子どもも通常の公立、私立学校もしくはチャーター・スクールに通うのが一般的である。例えば、ハリウッド映画の撮影期間は3か月間に及び、撮影期間いっぱい拘束される人気子役は、この間学校を欠席することになる。学校を休まなくても、月曜から金曜日まで毎日午後5時から午後10時まで拘束されるテレビドラマの仕事もある。映画俳優労組は、この点について、「こうした仕事は子どもにとって教育、健康面で影響があるのでやるべきでない」と指摘している。

学校には通わずに自宅学習（ホームスクール）する子どもも一部いる。両親および子役が仕事を優先し、学業に重きを置かない場合には、このホームスクール方式を選択することになるといえよう。日本になじみのないホームスクールとは、州の定めるカリキュラムに従い、子どもが両親や家庭教師の下で学習を進めるものである。ホームスクールは通常の学校と異なり、授業時間を家庭で柔軟に設定できるため、子役とその両親にとって仕事を入れやすいというメリットがある。反面、仕事スケジュールを入れすぎてしまえば、勉強がおろそかになりやすい選択といえる。

スタジオ教員労組は、「ホームスクールは学校と異なり授業時間を気にしないで子どもをいつでも働かせることができるので、子どもをもっと働かせたい映画製作会社と親にとって都合のよいシステムだ」と指摘している。

### (2) 子役Aさん、Bさんの仕事と学業のバランス

ロサンゼルスで実際に子役として仕事をしている子どもとその母親2組に対してヒアリングを行うことができた。子役の仕事と学業のバランスについては、子役一人一人で異なり、一般化できない。ここでは、子役AさんとBさんの例をサンプルとして紹介したい。

Aさん（9歳）はチャーター・スクールに通う4年生。これまでに経験した仕事は写真のモデル、テレビ出演、ショートフィルム（短編映画）出演など。母親は、短編映画の製作に関わる仕事を持ち、平日の夕方には映画製作について学ぶ学校に通う。これまでに経験した仕事のうち、短いものはCM撮影など2時間で終了した。一方、長いものは数週間かかったという。ハリウッド映画は通常数か月間、拘束されるが、これに出演したことは

ない。「撮影スケジュールは子どもなので週末に入れている。撮影時間が短い CM などは、平日の夜でも了承しているが。オーディションも平日の夕方に受けている」との説明だった。

Aさんの母親の「仕事を平日に入れない最も大きな理由は、学校が子どもにとって最優先だから」との意見は子役の健康および育ちを考える上で示唆に富む。子役を使う映画製作会社は、一般的に子役のスケジュールを週末に入れるが、例外もある。Aさんの母親は「先日、『スパイダーマンⅡ』というハリウッドの商業的な作品で子役の募集をしていた。これは平日も含めて1日中拘束され、数か月間の撮影となるから、オーディションは受けなかった」という。

Aさんの平日のスケジュールは下表の通りで、睡眠時間は約8時間。

第2-1-1表 Aさん平日のスケジュール

7:00	起床
8:30	登校
15:00	下校
15:30	母親の通う映画学校で宿題したり、遊ぶ
21:00-22:00	母親と映画学校を出て、帰宅。
23:00	就寝

Aさんも仕事のために学校を休むことがある。通っているチャーター・スクールでは、親が担任教師と話し合い、欠席で遅れる勉強のフォローについて予め相談する決まりになっているという。

Bさんは12歳で公立学校の7年生。父親の仕事の関係で1997年にアメリカに来た。父親の職業はサウンド・エンジニアで、コンサートのワールドツアーオーに出ると2~3か月間は家に戻らない。母親は、歌手がステージの上で使用するオーダーメードのイヤホンの注文を日本の芸能プロダクションから受けてアメリカの製造会社に発注し、日本に送る仕事に就いている。

仕事は一番忙しい時で月に1本のCM撮影程度に抑えている。他の子役と両親の熱心さに比べて少ないと言えるだろう。

通っているのは公立学校だが、同校には、①普通科②パフォーミングアート科③科学科一一がある。パフォーミングアート科は体育の代わりにダンス、ホームルームの代わりに演技を学ぶ。Bさんはこのパフォーミングアート科に通う。同科は全米的に有名で、同科の選抜テストには、75人枠に3300人の応募者があるとのことだ。選抜テストの内容は一人芝居や歌、踊りなど。有名な学校のため、全米から芸能関係に興味のある子どもが集まり、プロデューサーが映画で使う子役を探しにもくる。Bさんの母親は、「クラスメイトが『アイーダ』などのミュージカルに出演しているスターという教育環境」と説明した。

Bさんは、7年生（日本の中学1年生）になってから歴史と英語の宿題で1日4～5時間、自宅で勉強する。母親が学業をおろそかにさせないという方針のためだ。よって現在はほとんど子役の仕事はしていない。6年生の時は1年間で20日間程度仕事をした。学校を休んだのは15日間程度で、その15日間は撮影現場でスタジオ教員と一緒に勉強したとのことだった。「仕事は休日にする」とBさんの母親は考えていないので、子役の仕事は平日に入ることの方が多かったという。カリフォルニア州の州法は、「公立学校に通う子役は一年度につき5日間まで欠席を認める」と定め、6日間以上の欠席を認めていない。しかし、Bさんは、上記のように15日間欠席しており、進級している。

Bさんは、6年生になるまで仕事で休む際、「休む教科の〇〇ページは宿題にするので次に登校するまでにやってきなさい」と担任教師から細かくフォローされていた。しかし、7年生になった現在、先生のフォローがなくなった。Bさんの母親は、「6年生までは、仕事で休む子どもも少なかったので、ある意味特別に注意してくれていた。けれど7年生になると、子どももある程度成長しているし、通っているパフォーミングアート科では子役の仕事のために2～3か月間休む子どももいるので無理もない」と話す。Bさんの普段の日のスケジュールは下表の通り。

**第2-1-2表 Bさんの平日のスケジュール**

学校のある日		仕事の日	
6:00	起床	7:00	撮影現場に集合
7:00	家を出る		撮影現場で朝食
8:00	学校着	3時間	スタジオ・ティーチャーと勉強
15:00	学校終了		撮影
16:00	帰宅 宿題	16:00	解散
19:00	夕食 宿題		
21:00	寝る準備		
22:00	就寝		

カリフォルニア州法により撮影現場にいられる時間は、12歳の彼女の場合、9時間となる。Bさんの母親によると、学校を休んで仕事に行く場合、朝7時に撮影現場に集合して午後4時に解散するパターンが多い。州規制の上限時間午後10時まで撮影する場合は、午後10時から逆算した午後1時集合が多い。午後1時～午後10時というスケジュールを平日に入れたことはないが、夏季休暇中に1回入れた。当日は帰宅が午後11時頃、就寝は午前0時になったとの説明だった。

### （3）撮影現場でのスタジオ教員の役割

全米でロサンゼルスにのみスタジオ教員制度がある。カリフォルニア州法は、生後6か月

から16歳までの子どもが学校の学期中に学校を休んで子役として働く場合、スタジオ教員を配置しなければならないと定めている。対象はカリフォルニア在住の子役で、州外でロケする場合もスタジオ教員は撮影現場に手配されなければならない。州外に住む子役でも州内で撮影する際は、手配が必要になる。通常、同教員は10人以下の子役に1人配置する必要がある。土曜、日曜、休日、または、学校が長期休み中の場合は20人以下の子役に1人のスタジオ教員でよい。教える教科は英語、算数、社会、化学、外国語。子役は1日当たり3時間、スタジオ教員の下で学習しなければならない。例えば、9歳の子役は撮影現場に最大8時間いることができるが、うち3時間は学習時間、1時間は休憩およびリクリエーションにとる必要がある。

1日3時間を勉強時間に費やすとの規制にはデポジット制度がある。月曜から金曜まで1日3時間×5日間=15時間、スタジオ教員の下で勉強する必要がある場合、例えば子役の出番が少ない月、火、水曜に5時間ずつ勉強すると、1週間分15時間の勉強が終了するので木、金曜は撮影に集中できるという制度である。同教員はプロデューサーと両親に子役の成績に関するレポートを提出する。

子役中心の長期のテレビシリーズや映画などでは撮影現場に子どもがたくさんいる。スタジオ教員労組は、「教員1人で3時間、年齢がバラバラの10人の勉強を見るのは大変だ」と指摘する。年齢層があまりに幅広い時は、教員1人で10人ではなく、教員1人で6~7人に調整して割合を減らすという。小学校1年生は読み書きができないので、1対1で面倒を見る必要もある。同労組は、「撮影が数日間に及ぶ場合は、同じ教師が同じ子どもを教える方が好ましい。特に、より長期間拘束されるメイン（主役級）の子役には、同じ教員がついた方がよい」と話す。同じ教員がつけばスタジオ教員がその子役の学校に行き、カリキュラムをチェックして、できるだけ学校の勉強に近いものを教えることもできるからだ。

子役に教える場所はハリウッドのセット現場よりもロケ現場の方が多い。映画では世界中でロケするので、スタジオ教員も世界中についていく必要がある。ヒアリングに対応してくれた同労組の代表者は、ロケにいったフィジー島ではテント生活をしながら勉強を教え、カナダ、メキシコにも長期間、行った経験があるとのことだった。

スタジオ教員は教員資格とともにソーシャル・ワーカー資格も併せ持つ。スタジオ教員労組は、「スタジオ教員が映画製作会社に雇用されるのはあまりよくない」と指摘する。ソーシャル・ワーカーの役割を同教員が果たそうとすると、もっと働かせたい製作会社、両親との間に摩擦が生じることがあるからだ。例えば、「州法で定められている労働時間が過ぎたから、撮影を切り上げて子役を帰しなさい」という指示や、「テレビ番組で使う煙が子どもに有害なのではないか」といったチェックは、製作会社や両親から歓迎されない。両親の中には「学校に行かなくても学費さえ支払えば卒業証明書をくれる学校もあるのに、なぜ撮影現場で3時間も勉強しなければならないのか」との不満を持つ者もいるという。

スタジオ教員には、退職した教師や夏季休暇中の現役教師といった人たちが就いている。カリフォルニア州の労使関係局労働基準部が同教員の資格を付与しており、有資格者は3年

ごとに更新する必要がある。現在、有資格者は約300人だが、実際にスタジオ教員として働いているのはその3分の1程度に止まる。

スタジオ教員を組織化している労働組合はスタジオ教員労組である。同労組は、アメリカ労働総同盟産別会議（AFL-CIO）の傘下にある。組合員数は現在110人。組合員のほとんどはロサンゼルス在住で、その他サンフランシスコ、カナダにも少しいる。組合員になるには一定日数、スタジオ教員の仕事に就かなければならない。同労組はロサンゼルスの映画製作会社、テレビ、CMの製作会社のほとんどと団体協約を締結している。協約を締結している製作会社は報酬もきちんと支払い、医療保険、年金等の社会保障手当もつけるが、締結していない会社の仕事では社会保障手当がつかず、報酬さえ支払われることもある。そうした会社は、スタジオ教員が子役に勉強させるための場所もしっかりと準備していないとの説明だった。

同労組によると、「仕事量に対してスタジオ教員の人数が多い」という。映画製作会社は知っているスタジオ教員を雇いたがり、まれに子役が、好きなスタジオ教員を指名するケースもある。組合員の仕事は労組を通す慣行である。製作会社や子役が指名する教員のスケジュールがすでに埋まっている場合は、別の人間を労組が割り振る。同労組によると、州法をよく知らない製作者もいるという。「例えば、学校を休んで仕事している子役は1日3時間、撮影現場で学習する必要があり、○歳の子役は○時間撮影現場にいることができるので、全体のスケジュールをそれに合わせて調整してください」といったスケジュール作成をアドバイスするのもスタジオ教員の重要な仕事の一部だとの説明だった。

### 3. ニューヨーク

#### (1) 教育事情

カリフォルニア州ではホームスクール（家庭での学習）、チューター（家庭教師）が普及しているが、ニューヨーク州では一般的ではない。チャーター・スクールもそんなに数がないので、大多数の子どもは公立、私立の学校に通う。この点について、映画俳優労組ニューヨーク支部は、「カリフォルニア州の子役は学校に通うと、労働時間規制が厳しくなるので、学校ではなく家庭での学習を選ぶのだろう。ニューヨーク州とカリフォルニアの規制と文化の違いだ」と述べ、労働時間規制が事実上ないニューヨーク州の子役との違いを指摘している。

#### (2) ブロードウェイの子役の学習状況

ブロードウェイの俳優を組織化している『俳優の公平』労働組合によると、「ブロードウェイの子役は公演期間中、学校に行かない」という。そのため、子役は学校期間に公演がかかる場合、欠席する必修科目について学校側と対応を相談する必要がある。「2003年以後、子役も成績を一定以上、維持しなければならなくなつたので、劇場側もそこはきちんとケアしている」と同労組は説明するが、具体的には「楽屋裏の静かな部屋で勉強をすることもで

きる」というのみで、労使が子役の学習に配慮している様子は見られなかった。

ブロードウェイの公演期間は6か月間が最高だが、好評の場合には再演されるので何年も続くことがある。上演は、月曜を除く週6日間で、水曜、土曜、日曜にはマチネ（昼間公演）もある。通常1つの役に2人の子役がつくので、1週間のうち拘束されるのは3日間という計算だ。子役は拘束されない残る4日間、家庭で勉強することはできる。が、『俳優の公平』労働組合は、「実際のところ、オーディションに合格し、役についたら学業との両立は難しい。それまでの成績を維持するのも無理だろう」と指摘する。

子役が出演している演目はいつか終了し、子役は再び学校に登校するようになる。よって、同労組は、「子役と両親は学業と仕事のスケジュールをしっかりと管理する必要がある。学校と連絡をまめに取り、いつか学校に戻る日に備えることも重要である」と強調する。最終的に学業成績の責任は両親にあるとの考え方からだ。子役が仕事のために学校を休んだ場合、家庭教師を両親が手配するケースもある。成績がある程度よくないと、学校側が労働許可申請書に子どもの成績証明を行わないためだが、この点について同労組は、「学区によっては子どもの人数に応じて地区の助成金がおりるので、籍さえ学校に置いておけば成績を問わない学校もある」という。

劇場側が、子役との契約に劇場への教師派遣を含めることもある。教師はニューヨーク州が教員資格を与えていたる教師で、費用は劇場が負担する。公演による勉強の遅れに対するケアが目的だが、こうした契約を結ぶ子役は一部のみだ。ニューヨーク州の派遣教師がカリフォルニア州と大きく異なる点は、ソーシャル・ワーカー資格を有していない点である。カリフォルニア州のように劇場で子どもの具合が悪く見えても、教師が出演をストップさせることはできない。また、「子役〇人に対して教師は〇人いなければならぬ」との規定もない。

映画と異なり、劇場のバックステージは狭く、多くのスタッフと道具があるので両親はバックステージに入ることはできない。劇場内では子役の世話役が劇場に雇われている。ただし、同世話役は教員資格やソーシャル・ワーカーの資格を持っていないとの説明だった。

### （3）映画等の子役の学習状況

映画俳優労組ニューヨーク支部によると、ニューヨークで映画やテレビ、CMに出演するために学校を休む子役はそれほど多くないという。仕事のある時に労働許可を1回もらって、単発で仕事するケースが多いからだ。組合員の子役が3日間以上働く場合、雇い主は、ニューヨーク州の教員資格を持つ教師を撮影現場に手配しなければならない。これはニューヨーク州法による規定ではなく、映画俳優労組が労働協約によって定めている規定だ。ただし、教師はカリフォルニア州のようにソーシャル・ワーカー資格を保有しておらず、また同州が与えているような権限もないで、子どもの調子が悪いときに仕事を止めさせることはできない。同労組は、「スタジオ教員制度の不備はニューヨーク州の法規制の欠陥だ。2006年に法改正を図り、撮影現場の教師にソーシャル・ワーカー資格を持たせた上で、カリフォルニア州と同様の権限を持たせたい」と話す。また現在は、例えば、連続する2日間の撮影の

場合、教師の手配は2日目だけによく、○人に最低一人の教師という定めもないで、改善したいとの説明だった。同労組は、「法改正を働きかけるまでの懸念は、製作会社、プロデューサー側の抵抗と、州労働局と教育局がけん制し合って積極的でないこと」としている。

### 第3節 演劇子役等の家庭生活

#### 1. 両親の役割

子役の仕事とそれ以外の生活（学校を含む）のバランス取りは子役自身が決めているのだろうか。ヒアリング結果からは、子役自身の意思もさることながら、両親の影響が大きいことが浮き彫りになった。学校の出欠や仕事の時間帯、仕事とオーディションの頻度等を例えれば10歳の子役がすべて自分で決めていると考えるのは難しい。それよりは両親が決定していると考える方が自然である。カリフォルニア州の映画俳優労組も、「子どもの生活と勉強、仕事のバランスは両親の責任だ。それと規制を定める州の責任だろう。子どもの健康に責任を持つのも同じ」と両親の役割の大きさを指摘する。ただ、現実には子役以上に芸能活動に熱中してしまい、子どもの健康に配慮できない両親もいるようだ。同労組は「アメリカでは誰にとっても、両親にとってもお金が大事なので、子どもの健康を親に任せるのはよくない」とアメリカの特殊な事情を説明する。子役は年齢によって役が限られ、年齢が上がると外見も変わるので、その時成功していても将来も成功しているとは言えない。映画俳優労組ニューヨーク支部は、子役の仕事と学業間のバランスについて、子役と両親を対象にセミナーを開催している。将来の仕事、リスクなどについて理解してもらうのが狙いだ。

子役自身は仕事を楽しんでいる。この点で子役を含めた関係者は一致していた。華やかな芸能界でオーディションに合格し、役を得て人の注目を浴びる仕事が子どもにとっても魅力的だと想像は容易にできる。映画俳優労組は、「芸能界にチャレンジし、役を得てがんばっているとも言える。反面、スポーツや勉強を犠牲にせざるを得ない。疲れるので他のことはできないからだ」と問題点を指摘した。

#### 2. 子役の収入の保護

アメリカには、子役が得た収入を親から守るために立法されたクーガン法という法律がある。同法は、両親が子どもを子役として働かせる場合、子ども名義の信託口座を開設しなければならないと定める。開設した口座に振り込まれたお金は子役が18歳になるまで、本人も含めて誰も引き出すことができない。ただし開設された口座には、子役の得た収入すべてを預ける必要はない。ニューヨーク州は最低15%と設定している。映画俳優労組ニューヨーク支部は、「以前は、両親が子どもに仕事をさせて収入を取り上げる例が見られた。子どもが犠牲にならないようにクーガン法ができた。現在、子どもは守られている」との説明で同法の役割を高く評価する。同労組は、同法の改正を求める考えという。子役が17歳で大学に入学する場合、その口座から大学に直接、授業料などを支払えるようにしたいとの考えからだ。

同労組によると、「映画、テレビ、CMに出演している子役のうち、常に年収2万ドル（20万円）程度の収入がある子どもは全体の10%くらい」というが、カリフォルニア州の映画俳優労組は、「子役は大人の俳優と同じ収入を得ている。両親によっては、規制があってもくぐりぬけて、日本円で億単位のお金を子どもに稼がせる親もいる」として、一部に高収入の子役が存在すると述べた。子役の収入の多寡に関わらず、18歳になって急に自分のお金の管理をしなさいと言っても、難しいと感じる子どももいる。そのため、同労組は、「銀行や信用金庫、ファイナンシャル・プランナーが任意でサポートするような体制を促すような仕組みが必要」と述べた。

### 3. 子役Aさん、Bさんと母親の意見

多くの子役のうちの2例との位置付けではあるが、前述の子役（Aさん、Bさん）と母親2組のヒアリングが参考になると考えられるので、発言をそのまま記載することしたい。

#### （1）ア. 子役Aさん：ドイツ系アメリカ人子役。9歳の女子。チャーター・スクールの4年生

（Aさん）

子役になったきっかけは、母親に子役にならないかと言われたから。これまでに経験したのは写真のモデル、テレビ出演、短編映画出演など。仕事はすごく楽しい。

（母親）

仕事はCM撮影など2時間で終了するものから数週間かかるものがある。ハリウッド映画は長い期間拘束されるものだけれど、これに出演したことはない。これまでの出演依頼に、道徳的な面や教育的な面で子どもに悪い影響を与えるものはなく、悪い影響があるからという理由で断ったことはない。一度、離婚がテーマのミュージックビデオの出演依頼があり、引き受けるかどうか悩んだことがあったが、仕事そのものが自然消滅した。

（Aさん）

仕事は（今も）もっとしたいし、将来も続けていきたい。レオナルド・ディカプリオやトム・ハンクスと共演したい。あまり学校も楽しくないし・・。仕事で疲れてもっと寝ていきたい、と思うことはない。

（母親）

食事は、学生の映画に出演するときは私たちが自分で買い、労働組合の関与があるような映画だと、ステーキとかサーモンが出たりする。どちらにしても6時間ごとにきちんと食事をとるようにしている。仕事のない平日は、私の通う映画学校でベーグルやドーナツを食べたりしている。

(Aさん)

健康面で気をつけていることは、車の中に水を持ち込んで、水分をとるようにしていること。それと、(仕事上、必要なので) 歯をきれいにしている。

(母親)

娘が病気の時には、撮影やオーディションには行かない。体調が悪いとよい仕事はできないし、時間が無駄になるから。子役の母親をステージマザーと呼ぶが、子どもがよい演技ができないからと言って、ステージマザーが子どものせいにするのは嫌いだ。子どもなのだから、出来の良し悪しは問わない。両親が子どもの芸能活動に熱中してしまっては、子どもが仕事を楽しめない。子どものストレスを減らし、健康な子どもとして育てていきたい。先日、『グリンチ』というメジャーな舞台作品のオーディションに誘われた。しかし、リハーサルが木曜、金曜、土曜、日曜の午後5時～午後10時に行われ、本番のショーも1か月間続くと聞いたので、オーディションに行かなかった。こうした仕事は子どもの負担になる。

## (2) Bさん：12歳の女子。日本人。公立学校7年生。1997年より家族で渡米。

(Bさん)

子役になったきっかけは、タレントエージェントからスカウトされたから。そのエージェントには親友が所属していた。私はCMや映画、声優、歌などをやっている。仕事はすごく楽しい。普通の人ができないことができるし、自分だけではできないことができるから。いろいろな人と会えるし、友達にもなれる。楽しくて仕方がない。仕事の次の日も、疲れを感じない。学校でいねむりしたこともない。将来は、キャスティング・ディレクターになりたい。今やっている演技も歌も踊りも将来のよい作品づくりに生かせると思う。

(母親)

同エージェントに所属後、最初のオーディションでCM出演が決まった。その年は、1年間で5～6本のCMの仕事が入った。一番忙しい時で月に1本くらいの頻度。オーディションに10回行って5回受かっていたから、合格率は通常よりは高いだろう。アジア人の子役は他にも多くいるので、人種が合格の理由ではないと思う。仕事を始めてすぐにトラブルが発生した。エージェントが娘に支払うべき報酬を支払わずに逃げたのだ。逃げたことは映画俳優労組が発見した。

子役の収入は、日本のそれに比べて高い。法律でエージェントの取り分は20%と定められている。うちの子は映画俳優労組の組合員なので、同労組とエージェントとの労働協約で10%となっていた。

(母親)

平日午後10時までの仕事の依頼は、あっても断る。仮に週に2日間だけでも断るが、断る前に製作会社に撮影を土日にずらすことが可能かどうかを尋ねる。スケジュール変更が無理なら子どもにその仕事はさせない。理由は、芸能活動中心の生活は、子どもの育ち方として素直でないと感じるから。父親、母親とも芸能関連で働いているため、日本も含めて悪い面を知っている。

例えば、知人に双子の子役を一生懸命サポートしているステージママがいる。その家では父親より双子の収入の方が多い。その家で車を買ったとき、5～6歳の双子たちが「僕らが（この車を）買ってやったんだ」と話しているのを聞いた。アメリカだと、スターの子役が、「この前は飛行機の移動がファーストクラスじゃなかった」と言っていたり、結構おいしい食事でも「ここのセットの食事はまずい」などと言ったりしている。アメリカの子役の収入は良いので、普通の子どもでは考えられないような感覚で話している。1本の仕事で1000万円稼ぐ子役もいる。両親が働かないで、一家の収入が子どもの肩にかかっているケースも聞く。日本に比べて恵まれていて良いのかもしれないが、自分は嫌だ。

撮影現場での子どもの扱い方も気になる。自分の子がメインの役で、バックに16人の子役がいる現場で、現場のスタッフは自分の子と私には丁寧な話し方で話すし、専用のメイクもつけてくれる。でもバックの子どもに対しては、「お前たち、走れ！」みたいな扱いをしている。（子役として主役級にいるという）特殊な環境が一生続けばそれも良いが、ある日突然、仕事がなくなることもある。長い目でみると、子どもの将来のためにならない。

（Bさん）

お母さんの言うような「普通の感覚」でないときは、私にもあると思うし、そういう時はお母さんに怒られる。

（母親）

少ない睡眠時間が続くと体調が悪くなるので睡眠時間は8時間は厳守している。12歳なら週1回くらいなら午後10時まで仕事をして、就寝が午前0時になっても大丈夫だと思う。9歳以下だときついだろう。日本も含めてテレビの仕事だと、普通午後5時集合だから午後9時には終わらない。午後10時終了でも製作側としてはスケジュールきついだろう。今時の子どもは子役であろうがなかろうが午後10時、11時、0時に寝ているから、そういう意味では大丈夫だと思う。でも、自分の子どもは平日午後10時まで仕事をさせたくない。

上記のAさん、Bさん母子の事例は、母親が子どもの健康や育ちに配慮して仕事を抑えている事例である。この点はヒアリング調査という調査の性質上、ある意味当然とも言える。例えば両親が働かずに子役の収入で家計をまかなっているような一般的に聞こえの悪い家庭では、ヒアリングを断ることが予想されるからだ。とはいっても、2つの事例は様々な意味で示唆に富むと考えられる。

## おわりに

以下では限られたヒアリング結果によるものであるが、子役の労働、教育、家庭生活面の実態について、カリフォルニア州とニューヨーク州を対比させつつとりまとめる（表2－1－3）。

### 1. 子役の労働

カリフォルニア州では州法で、子役の労働に関して詳細に規定している。働いてもよい時間帯は午前5時～午後10時までを基本とし、翌日に学校がない土日等は夜中の0時30分としている。労働時間も年齢層ごとに定め、うち3時間はスタジオ教員の下で学習しなければならない。これら州法の規制は遵守されているという点でヒアリングした関係者の意見は一致している。遵守されている理由は、州の罰則規定の存在であるという関係者もあった。ニューヨーク州は、子役を年少者一般に対する法規制の適用対象外にしているので、子役の労働時間規制は十分ではない。ブロードウェイの劇場に出演している子役の場合、カーテンコールまで出演し、化粧落としの終わる午後11時過ぎまで劇場にいるとのヒアリング結果だった。

両州とも、撮影現場での行政のチェック体制は弱い。しかし、カリフォルニア州では、スタジオ教員、労働組合が撮影現場で「監視役」として一定の役割を果たしている。

労働組合の対応は、映画俳優を組織化している労組と舞台俳優を組織化している労組によって大きく異なる。映画俳優を組織化している映画俳優労組は、労働協約によって子役の労働時間をカリフォルニア州の法規制と同様の内容にしている。そのため、カリフォルニア州では子役の労働時間規制に関して協約は意味を持たない。しかし、ニューヨーク州でも同じ内容の協約を締結しているため、ニューヨークで働く映画の子役は、カリフォルニア州の州法が定める労働時間規制によって縛られることになる。一方、ブロードウェイの舞台俳優を組織化する「俳優の公平」労働組合は、子役の労働時間規制に否定的である。ブロードウェイ公演は午後8時開演、午後10時30分過ぎにカーテンコールのため、子役を含めた俳優は午後11時過ぎに職場を去るのが実態である。本番前には12時間程度稽古する必要もあると、同労組は指摘しており、「子役に労働時間規制など入れたら『ライオン・キング』など上演できなくなる」との立場をとる。

### 2. 子役の教育、学習

子役の教育、学習状況はカリフォルニア州とニューヨーク州で共通点がみられた。すなわち、人気があり仕事が得られる子役なら、学校を長期に欠席するかもしくは学校に行かない。また、こうした子役の成績はまず低下する。ハリウッドの大作映画では撮影期間が海外ロケを含んで2～3か月におよぶ。こうした撮影に参加する人気子役の中には、学校に通わずホームスクール（自宅学習）という勉強方式を探る子どももいるという。ホームスクールとは、自宅で両親、家庭教師と自分のペースで勉強する方法で、仕事を学校に気兼ねせず入れるこ

第2－1－3表 カリフォルニアとニューヨークの対照表

	カリフォルニア州	ニューヨーク州
1. 娯楽産業の中心地	ハリウッド	ブロードウェイ
主な製作	映画	演劇（ミュージカル）
子役の労働許可件数	子役に限った件数なし	5000-6000 件
子役の拘束期間	大作映画では3か月程度 (海外ロケを含む)	ブロードウェイミュージカルは最大6か月間
2. 子役を対象にした法規制	あり	年少者一般に対する法規制はあるが、子役は適用除外
労働できる時間帯	午前5時～午後10時	州規制は事実上フリー
労働できる時間帯 —翌日に授業のない日	午前5時～午前0時30分	州規制は事実上フリー
労働時間	年齢に応じて規定	州規制は事実上フリー
3. 労働組合	映画俳優労組	「俳優の公平」労働組合
子役の労働時間に関する労働 協約の有無	あり。ただし、州規制と 同一	なし
子役に対する労組のチェック機 能	強い	弱い
4. 学校	公立、私立学校 チャーター・スクール	公立、私立学校
子役の通学状況	仕事の多い子役は、家庭学習 (ホームスクール)が多い	公立、私立学校への通学が一 般的
欠席	大作映画では3か月程度 欠席	公演期間中（最大6か月）、 欠席
スタジオ教員制度	有	無
成績	学業との両立は難しい (子役の両親の意見)	成績維持は困難 (労組の意見)
5. 子役の収入	トップクラスで1本1000万円 を超える（個人差大きい）	大人の俳優と同水準。
6. 両親	子どもより両親が熱中する ケースあり	子どもより両親が熱中する ケースあり

とができる。一方、ブロードウェイでは、一つの公演の上演期間が最高で6か月間となる。子役はオーディションに合格して役を得ると公演期間中、普段通っている公立、私立学校を休む。公演が好評で公演期間が伸びればさらに学校を休む必要が出ることだった。

カリフォルニア州の州規制のうちユニークな取組みと言えるのが、スタジオ教員の存在である。学校を休んで撮影に参加する子役は、撮影現場でスタジオ教員の下で1日3時間学習しなければならない。この3時間の学習時間は、撮影やリハーサルと同様、労働時間にカウントされる。さらにスタジオ教員はソーシャル・ワーカーとしての役割を果たす。労働時間規制の遵守や子どもの健康・安全配慮について撮影現場で強い権限をもち、もっと撮影したい製作会社ともっと仕事をさせたい両親と子役に対して、「監督役」として機能している。スタジオ教員の存在は、子どもの健康等に配慮するという意味で学べる点がある。

### 3. 子役と家庭の関係

ヒアリング結果から、子役自身は「働かされている」というより、「オーディションに合格して働きたいと考えている」姿が浮き彫りになった。では子役の両親の役割はどうなのか。子役の仕事を平日に入れるのか、仕事の頻度、仕事と学業とのバランス取り等の決定に対する両親の影響力は大きい。ヒアリング結果によると、アメリカでは両親が子ども以上に芸能活動に熱心なケースがままある。収入が大人の俳優と同じ水準なので、両親が金銭にひかれることだった。個人差が大きいが、ハリウッドでは1本の仕事で1000万円を稼ぐ子役もいるという。子どもの収入を当てにして両親が仕事をしないとの話も聞かれた。アメリカでは子役の報酬を両親から保護するため、クーガン法を立法化している。同法は、子役の報酬の一部を信託基金に強制的に入れ、子役自身が18歳になるまで何人もお金をおろすことができないと定める。ヒアリングした関係者は一様に同法を評価している。同法はアメリカの子役と両親の関係の象徴と言えるであろう。

### 参考文献

- H16年度文部科学省「教育指標の国際比較」  
教育改革国民会議第2分科会配布資料「アメリカ合衆国のチャーター・スクールについて」  
Actor's Equity Association, *Agreement and rules governing employment under the Equity/League production contract*  
Screen Actor's Guild, *Producer-Screen Actor's Guild Codified Basic Agreement of 2001*  
State of California Department of Industrial relations, *Child labor Laws, 2000*  
The studio teachers, *Blue Book: The employment of minors in the entertainment industry*

### 参考ウェブサイト

- Actor's Equity Association HP <http://www.actorsequity.org/home.html>  
New York State Department of labor HP  
<http://www.labor.state.ny.us/workerprotection/laborstandards/workprot/minors.shtml>  
Screen Actor's Guild HP <http://www.sagfoundation.org/index.shtml>

## 第2章 イギリスにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響

### はじめに

本章では、イギリスにおける（1）実演（performances）に携わる児童（本論では以下、便宜的に「実演児童」と省略する）に関する政府・地方当局による規制の実態と、就業現場における運用者としての使用者・エージェント等の関わり方、（2）教育や健康・生活の状況について、ヒアリング等から得た情報をもとに概略の紹介を試みる。なお、第1部で述べられているとおり、イギリスにおける児童の実演に関する法律は、舞台や映画・テレビにおける演技から、音楽演奏やモデル、あるいはスポーツまで広範な活動の種類を対象としたものであるが、現地ヒアリングは主として演技を行う実演（drama もしくは acting）に対象を絞って実施した。このため、以下で言及する「実演」も、基本的にこれに準ずる。

### 第1節 実演産業の状況

本論に先立って、まず実演産業の現状を概観しておく。

イギリスでは、文化政策の一環として従来から文化産業に対する補助<sup>1</sup>を行ってきたが、1997年に発足した労働党政権は、イギリス文化のブランド力を高めて投資誘致や観光産業の活性化をはかる方針を打ち出し、芸術、ファッショングやコンピュータソフト等およびその媒体としての各種メディアを「クリエイティヴ産業」（creative industries）と位置付け、芸術産業への補助金の額を10年足らずで倍増させた<sup>2</sup>ほか、各種コンテンツの輸出や人材育成の促進等の振興策を実施している。文化・メディア・スポーツ省が公表した推計<sup>3</sup>によれば、イギリスのクリエイティヴ産業はGDPの1割弱を占め、また1997～2003年における平均年間成長率（付加価値ベース）は、全産業平均の3%に比して6%と高い。ただし、コンピュータソフトやテレビ・ラジオといった比較的大きい部門の10%前後の成長（各11%、9%）に比して、映画（1%）、音楽・視覚・実演芸術（4%）あるいは広告業（4%）などの成長率は平均以下、雇用者数に至ってはほぼ横ばいか、むしろ縮小傾向にある（表2-2-1参照）。例えば、コンテンツ輸出の眼目の一つである映画産業は、一方で03年の収益では過去最高の10億ポンドに達したと伝えられる<sup>4</sup>ものの、興行成績の良い映画の殆どが米国のメジャーな制作会社による作品であることや、さらに近年は、よりコストの抑えられる東欧などの撮影が増

<sup>1</sup> Arts Council や Film Council といった独立の機関を通じて行われ、財源の一部は公営の宝くじ（lottery）の収益が充てられる

<sup>2</sup> 97年の2億ポンド弱から、05年には4.12億ポンドに増加している（Guardian Unlimited, Dec.14 2004 (<http://arts.guardian.co.uk/image/0,12073,1373409,00.html>)）。

<sup>3</sup> "Creative Industries Economic Estimates – October 2005", Department for Culture, Media and Sports ([http://www.culture.gov.uk/global/research/statistics\\_outputs/creative\\_industries\\_eco\\_est.htm](http://www.culture.gov.uk/global/research/statistics_outputs/creative_industries_eco_est.htm))

<sup>4</sup> The Independent Online Edition, 12 Jan.2004 (<http://enjoyment.independent.co.uk/film/news/article73132.ece>)

加していることも、国内の映画産業の停滞の一因とみられる。一方、例えば舞台などの実演芸術については、集客数・収益とも比較的安定的に推移しているが、地域別にはロンドンへの集中が顕著であり、逆に地方都市では、数多くの劇場等が閉鎖に追い込まれる状況にあるという<sup>5</sup>。

第2-2-1表 クリエイティブ産業の成長と雇用

広告	設計	ビデオ、映画、写真	音楽、視覚・実演芸術	出版	コンピュータソフト・ゲーム、電子出版	ラジオ、テレビ	アート、アントレイング	デザイナー・ファンション	工芸	デザイン	計
クリエイティブ産業の粗付加価値(GVA)への寄与(単位:百万ポンド)											
1997	3,400	3,100	1,900	2,700	6,500	9,800	3,500	300	280	n/a	n/a
2003	5,000	4,000	2,200	3,700	8,600	20,700	6,200	500	330	n/a	5,300
寄与度(単位:%)											
1997	0.6%	0.6%	0.3%	0.5%	1.2%	1.8%	0.6%	0.05%	0.05%	n/a	n/a
2003	0.7%	0.5%	0.3%	0.5%	1.2%	2.8%	0.9%	0.07%	0.04%	0.07%	0.7%
年間成長率(単位:%)											
1997-2003	4%	2%	1%	4%	3%	11%	8%	9%	0%	n/a	n/a
6%											
-----											
クリエイティブ産業及び関連部門における雇用者数(単位:千人)											
1997	201.0	95.8	52.7	237.8	308.5	379.4	97.6	20.2	80.7	95.0	- 1,568.7
2004	200.0	102.6	53.9	243.9	274.3	593.9	110.6	22.5	110.4	112.9	- 1,825.0
年間成長率(単位:%)											
1997-2004	-0.1%	1.1%	0.4%	0.4%	-1.9%	7.8%	2.1%	1.8%	5.4%	2.9%	- 2.6%

出典: Department for Culture, Media and Sport, *Creative Industries Economic Estimates - October 2005*

[http://www.culture.gov.uk/global/research/statistics\\_outputs/creative\\_industries\\_eco\\_est.htm](http://www.culture.gov.uk/global/research/statistics_outputs/creative_industries_eco_est.htm)

しかし、産業の低成長をひくまでもなく、実演産業の労働市場は従来から供給過剰の状態にある。National Council of Drama Training の公表するところでは、国内の大人の俳優の8.6%は演劇学校で専門的な教育を受けている<sup>6</sup>が、しかし一方で、こういった俳優の年間の平均就業期間は11.3週と短く、報酬額も低いため、その殆どが何らかの副業で生計を立てている。児童については、恐らくは主に規制緩和の影響により、90年代末あたりから需要が急激に拡大しつつあるといわれるが、やはり同様に供給過多で競争の激しい市場であることが推測される。実演に携わる児童に関する統計はなく、また第1部にあるとおり、実演児童の使用には地方教育当局（Local Education Authority：地方当局の教育部門）からの許可（ライセンス）の取得が必要となるため、各地方当局にお

<sup>5</sup> ロンドン劇場協会・中劇場協議会（Society of London Theatres/Theatrical Management Association）、Richard Pulford 氏による。SOLT はウェストエンドの40の民間の（commercial）劇場と11の公的な（subsidised）劇場を、TMA は英国内の200の劇場（民間・公共が約半々）を代表する業界団体。

<sup>6</sup> Institute of Manpower Studies（現在の Institute for Employment Studies）が、Arts Council of England の委託を受けて、1994年に行った調査による。NCDT のウェブサイトに概要のみ紹介されている。  
(<http://www.ncdt.co.uk/why.asp>)

いては許可の発行数（児童による就業の延べ回数）自体は把握されているものの、個々の児童毎あるいは実演の種類毎の発行数や全国レベルの集計はされておらず、このため実演児童の実数や労働時間等は明らかではない。ただし殆どは、映画・テレビ・劇場での実演に関するもので、特にテレビに関する発行数が伸びているという。また約4分の3を女子が占めるが、就業の頻度については男子の方が多いといわれる。なお、国内の俳優カタログとして定評のある『Spotlight』(Spotlight社刊)の子役の登録数は約3500名（但し16～18歳を含む）で、これは大人の俳優の登録数（約2万名）の1～2割にあたる。2005年の労働力調査<sup>7</sup>の職業分類別データによれば、俳優・芸人の就業者数は全国で約2万6000人であるから、上記カタログは大人の俳優については近似的な値であると云え、児童についても同様と考えられる。

既に見たとおり、実演児童の就業に関する法制度については、1968年の規則施行から30年あまりを経て、98年から2000年にかけて複数の法改正による規制緩和が行われており、これを上記のような政策転換と関連づける直接の証拠はないが、例えば2000年に撮影が開始された『ハリー・ポッター』の誘致に際しては、映画化の権利を取得した米国の制作会社にイギリスの映画産業関係者が赴き、イギリスにおける実演児童に関する規制緩和を勝ち取るとの約束をした、とも一部では伝えられている<sup>8</sup>。ただし他方、児童保護（特に児童に対する犯罪）に関する制度の強化を求める世論に後押しされる形で、関連の法制度の整備も進んでおり<sup>9</sup>、結果として部分的にもせよ、児童の就業自体に関する規制緩和と、就業中（・外）の児童保護に関する規制の強化が同時的に進行することとなっている。

## 第2節 実演児童の就業に関する制度と運用

### 1. 制度

#### （1）実演児童の就業に関する制度の形成

児童の演劇等における実演の歴史は古く、既に15世紀中頃から16世紀初頭には、一部の中等学校や教会付属の聖歌隊学校などで、児童の劇団（company）が形成されていたとの記録がある。彼らは、宮廷で宗教的・道徳的主題の劇を披露するため、学校内から容姿や声を基準に半ば強制的に選抜され、教師から歌や演技とともにラテン語や修辞法などを学んだといわれる。16世紀後半から17世紀の前半、劇場演劇が王室や貴族

<sup>7</sup> Labour Force Survey (Office for National Statistics)。世帯調査で、対象は16歳以上の男女。

<sup>8</sup> バッキンガムシャー州（Buckinghamshire County Council：後述）からの聴取等による。2000年の2回の法改正は、①イングランドのみにおいて、②最も緩やかな規制内容の適用対象年齢を「13歳以上」から「9歳以上」に引き下げ、③一日の労働時間の上限を8から9.5時間に引き上げ、④週に1日しか就業しない場合には12時間まで就業可能とし、また、⑤週当たり15時間とされていた教育時間を、週6時間を下限に、4週間の間で調整可能とする、といった内容であったが、ハリー・ポッターの主役級の子役は、撮影開始当時10歳から11歳であったため、恣意的な改正であったとの憶測を生んだ。

<sup>9</sup> 例えは直近では、2004年児童法による地方当局の児童保護・児童関連サービス機能の強化など。

階級のみならず一般大衆を含む比較的広い階層の娯楽として、ロンドンを中心に文化を形成した商業化していくなかで、こういった劇団の一部などが、より通俗的な内容の公演を劇場でも行うようになり、当時の王室からの庇護もあって、彼らは大人の劇団に引けを取らない成功を収めた。またこの時期、演劇は男性のみで行われていたため、大人の劇団で女性役として男児が用いられることが多く、このことも、その後、児童の実演が慣習として根づく一因になったと考えられる<sup>10</sup>。

しかし、当然ながらこの時代にはまだ児童保護という思想は普及しておらず、児童の実演が労働の問題としてフェミニズム運動などにより公に取り沙汰されるようになったのは、ようやく19世紀末のことである。直接的なきっかけは、ある子役の自殺であったといわれる<sup>11</sup>。イギリス政府の公文書に関する記録<sup>12</sup>から確認できる情報によれば、当時、工場や炭鉱における児童労働については、既に19世紀前半に工場法等によって労働時間等の規制（特に深夜業の禁止）や監督官・地方当局担当官による安全衛生に関する監査制度などが形成されていたが、一方で、通りでの物売りや店舗等における就業には効力の及ぶところではなかったため、地方教育当局による規制・管理の実施が求められた<sup>13</sup>。これをうけて、20世紀初頭には、就学年齢の児童一般の（工場以外での）就業を規制する1903年児童雇用法<sup>14</sup>に基づいた、地方当局毎の条例（byelaws）の作成と許可制度が導入されることになり、また劇場での実演に関しても、1904年児童虐待防止法<sup>15</sup>を根拠法として同様の運用が行われるに至った<sup>16</sup>。

なお同ウェブサイトの情報によれば、1950年には、政府の委員会が実演児童の就業に関する（確認できる限り現在まで唯一の）調査報告<sup>17</sup>を行っている。この中では、

<sup>10</sup> 'The Humour of Children: Performance, Gender, and the Early Modern Children's Companies', Lucy Munro, *Literature Compass* Blackwell (2005)

<sup>11</sup> *Times Online*, April 11, 2005 (<http://entertainment.timesonline.co.uk/article/0,,14933-1564758,00.html>)

<sup>12</sup> British Official Publications Collaborative Reader Information Service (BOPCRIS, <http://www.bopcris.ac.uk/>)。17世紀末から現代までの公文書に関する記録について、ウェブサイトを通じた情報提供を行っている。

<sup>13</sup> "Report of the Inter-Departmental Committee on the Employment of School Children, appointed by H.M Principal Secretary of State for the Home Department", Inter-departmental Committee on the Employment of School Children (1902)に関する記録 (BOPCRIS, <http://www.bopcris.ac.uk/bopall/ref7403.html>)

<sup>14</sup> Employment of Children Act 1903

<sup>15</sup> Prevention of Cruelty to Children Act 1904。なお、児童の実演に関する規制は、これに先だつ1889年児童虐待防止法に初めて盛り込まれたことが、1968年児童実演規則のガイド”The Law on Performances by Children -A Guide to the Children (Performances) Regulations 1968 and Related Statutory Provisions” (Home Office, 1968) に記されている。因みにこの法律が、児童虐待に対して政府等が親子間の関係に介入することを初めて定めた法律で、また児童の雇用に関するガイドラインを含んでいた (Guardian Unlimited, May 18, 2005 (<http://society.guardian.co.uk/children/story/0,,1219395,00.html>))。

<sup>16</sup> “Theatrical Children Licences Committee: report of the Committee appointed by the President of the Board of Education to advise the Board as to the rules which they should make with reference to licences to children to take part in entertainments under the Prevention of Cruelty to Children Act, 1904, as amended by section 13 (2) of the Education Act, 1918”, Board of Education.Theatrical Children Licences Committee (1919)に関する記録 (BOPCRIS, <http://www.bopcris.ac.uk/bopall/ref8410.html>) による。なお当初は、許可が必要な児童は10歳を下限に11歳まで、11歳～14歳（女子は16歳まで）の児童については就業可能な時間帯（午前6時～午後9時）のみが規定されていた。

<sup>17</sup> "Report of the Departmental Committee on the Employment of Children as Film Actors, in theatrical work and in ballet" Home Office (1950)に関する記録 (BOPCRIS, <http://www.bopcris.ac.uk/bopall/ref9389.html>)

①許可が発行された児童の9割以上が、必ずしも児童でなければ出来ない役を与えられておらず、本来受けるべき教育の機会を損ねてまで就業を認める必要性は感じられないこと、②就業現場に教師の手配がなければ実演のための欠席を認めるべきではないこと、③映画・テレビ等を含む全ての実演に適用される制度を設けてこれを管理する必要があること、などの点が指摘されている。

つまり、イギリスにおける実演児童の就労に関する制度は、先行して実施されていた地方当局による安全衛生についての監査制度をベースに、その成立当初から中央政府ではなく地方当局によるイニシアチヴ、つまり条例の作成・施行、許可の発行と査察が中核となってきた。また、これらの資料から類推するなら、一方では児童保護あるいは教育を受ける権利の保護といった側面に重点がおかれてきたため、また他方、（事業所への査察をベースとする）工場等に対する既存の監査制度の延長では、工場外での児童の就業の把握はおよそ困難であったため、より児童の生活を把握しやすい教育部門からのアプローチがなされたと考えられる。

現在の制度は、基本的にはこのような経緯を引き継いでいるといえる。

## （2）行政機関による制度の運用

2003年に行われた省庁間の業務の再編によって、児童福祉に係る業務が大幅に保健省から移管されたため<sup>18</sup>、実演児童の就業に係る制度の現在の所管省庁は主として教育技能省であるが、中央省庁が担うのは、基本的に関連の法律・規則の制改定のみで、上記のとおり具体的なルールとしての条例あるいはガイダンスの作成から実質的な業務に至るまでが各地方当局の裁量に委ねられ、業務の状況についても監督等は殆ど行なわれていない（ただし、条例の発効には大臣の承認を必要とする）。

一方、地方当局は、ロンドン市内の区から地方の州まで、全国で大小146の単位に区分され、各々の教育部門を中心に、大きくは許可の申請に対する審査・発行と就業現場への査察に関する業務を所管している。<sup>19</sup>

<sup>18</sup> 福祉・教育など児童関連施策の充実が企図され、教育技能省の中に新たに児童担当大臣が設置された。

<sup>19</sup> 今回ヒアリングのために訪問した2つの地方当局のうち、ウェストミンスター区（Westminster City Council）は、ロンドン市の中西部に位置する人口18万人の区だが、イギリス国内でもっとも多く劇場が所在するウェストエンドを含んでいる（国内約200ヶ所の劇場等のうち、80前後）。管区内で許可の発行を行った数は過去1年で約180だが、むしろ他の地方当局で許可が発行され、管区内で就業している児童が多い地域と言える。地方当局は、管区内の全ての劇場や興行を査察することは不可能であるため、年間を通じて公演のある規模の大きい劇場には例えば半年おき、それ以外では、基本的に児童の親や他地方当局などからの要請等を考慮の上、基本的には担当者の判断により行われる。

もう一方のバッキンガムシャー州は、人口約48万人、ロンドンから北西部に鉄道で1時間弱の距離にあり、ロンドンで就業する実演児童を多く供給する地域の一つである。同州の地方教育当局では、1名のパートタイム職員とアシスタントが、許可の発行と査察の業務に従事している。州内にも大規模な映画スタジオがあるものの、年間に1000以上（2004年で1058件）発行される許可の多くはロンドンで行われる実演に関するもので、これは国内の他の地方当局と比較しても数が多い。許可の申請は97年から急増しており、映画、テレビ出演の需要増が大きい。

## ア. 許可の審査・発行

許可の申請は使用者からの必要書類の提出によって行われ、地方教育当局の児童雇用担当者（Child Employment Officer）の審査を経て発行される。必要書類は、地方当局の定める申請書（実演に関する詳細な質問項目のほか、親・学校の承諾書）のほか、法律で定められた一連の添付書類（児童の出生証明書、写真、契約書案、当該の興行について児童の出演が必須である旨の宣言書、また記録される実演や一定日数以上の記録されない実演の場合は、健康診断書もしくは当該児童の健康に関する親の宣言書。）を含むが、これ以外に、地方当局は必要に応じて台本等の提出を要求することもある。審査にあたっては、労働時間・就業期間が法律に違反していないかをはじめ、児童の参加が不適切な内容でないか（性的表現、粗野な言葉遣い等）、監護者（chaperone：就業現場における保護者）やチューター（児童の就学時間を就業現場において確保する必要がある場合に、手配される教師）が適切に手配されているか、就業環境の整備が適切に行われているか（児童専用の着替え室を設ける等）、などが主な基準となる。バッキンガムシャー州の場合、審査の結果発行される許可証には、許可番号と発行日、児童・申請者（使用者）の氏名・住所、興行の種類と児童の役柄、実演の場所、日時、リハーサルの日時、監護者・チューターの有無、児童の通う学校名・住所、地方（教育）当局名などが明記され、申請者以外に、親、学校、興行が行われる地方当局、監護者に写しが送付される。

## イ. 就業現場への査察（inspection）

地方当局の担当者（及び警察署）は、実演の行われる劇場等に対して任意に立ち入って査察を行う権限を有する。査察は基本的に許可が発行されている興行に対して、申請内容の遵守、施設や設備の整備状況、児童の状況（就業現場における健康・精神状態や監護者等との関係）等を中心に行われる。また使用者は、児童が就業場所に到着してから仕事を終えて退出するまでの間のスケジュールについて、毎回詳細な記録を作成・保管すべきことが定められており、この有無や内容も対象となる。児童保護や安全衛生などの観点からの専門的な知見を要する場合には、ソーシャルサービス部門や建築物検査の担当部門よりサポートを得る場合もある<sup>20</sup>。何らかの違反もしくは問題がある場合、地方当局の担当者はその使用者側に是正を要求し、改善がみられない場合等は罰金を科す、あるいは許可を剥奪するといった措置を講じる権限を有する。また、地方当局担当者によつても運用は異なるが、査察の結果がレポートとしてまとめられ、許可同様関係者に送付されることもある。

<sup>20</sup> 例えば映画の撮影現場で、児童がハーネス（ワイヤー）で飛ぶシーンに関する安全性のチェックは環境衛生部門（就業現場のみならず、広く地域における安全衛生を所管する部署）が行う等。また大規模なスタジオ等では、安全衛生庁（Health and Safety Executive）の事務所が設置されている場合もある（安全衛生一般に関しては、安全衛生庁が主に工場など、地方当局担当者がオフィスや飲食店等のサービス業をそれぞれ監督すべきことが定められている。）

## ウ. その他

監護者についても基本的に地方教育当局の承認もしくは許可を得ることが義務付けられている（ただし、親が自分の子どものみについて就業現場で保護者となる場合は、資格は不要）。複数名の保証人による推薦を含む申請書の提出に対して、犯罪記録局<sup>21</sup>の犯罪記録のほか、地方当局によってはソーシャルサービス部門においても当該の人物の記録がチェックされる。また殆どの地方当局では、監護者としての業務に必要な実演児童や児童一般の保護に関する法制度の概要などについて若干の研修を行う<sup>22</sup>。1年ごとに最長3年まで延長が可能だが、これを越える場合は再申請が必要となる。

地方当局の基本的な位置付けは、中央政府による全国一律の制定法に基づき、許可の発行とそのためのガイダンスを行う「regulatory body」であり、教育部門としての業務の主眼は、あくまで児童に対する教育が十全に行われるよう監督することにある。つまり、興行の中止等を含め、強制的な措置を執行すること、「enforcing body」として振舞うことは制度上意図されていない。このため例えば査察の際に何らかの違反（労働時間が長すぎる、仕事場への到着時間が認められた時間帯から外れている等）が発見された場合には、罰金の適用あるいは当該児童個人に関する許可の剥奪を行うことはありうるが、興行自体の中止命令等が必要と認められる重大な違反については、治安判事裁判所（magistrate court）に提訴し、当否の判断を委ねることになる。また確かに、許可申請の却下や剥奪、あるいは監査に際しての問題点の指摘とは正要求など、担当者の裁量権は大きいが、実際にそういった措置を行う場合、使用者側から裁判に訴えられた際に措置の妥当性を証明する責任を負うことになり、このため判断には慎重にならざるを得ない<sup>23</sup>。

こういったことからも、許可申請の却下や許可の剥奪といった対立的な方よりも、査察による改善の要請が現実的な選択肢になっている。地方当局は結果として、使用者側を取り締まるよりむしろ協力関係を築き、ある意味でサポートするといった姿勢にある。例えば、映画やテレビの撮影では、申請当初に提出された計画が変更されることが多く、本来であれば許可の再発行が必要となり得るが、バッキンガムシャー州では予め許可に変更証明書（altered extension）を添付し、使用者側から連絡を受けた変更内容を地方当局自らがその都度記入の上、関係者に送付することにしている。また査察に際しても、例えば児童のために望ましいと思われる場合には、法律に定める基準に収まらない運用についても、状況に応じて柔軟に対応している<sup>24</sup>。学校や、あるいは小さい制作会

<sup>21</sup> Criminal Records Bureau。内務省（Home Office）所管のエージェンシーで、警察及び民間組織、また他省と連携してサービスを行う。

<sup>22</sup> ただし、2時間以上の研修を行っている地方当局は全国で10か所のみ（バッキンガムシャー州担当者より聴取）。

<sup>23</sup> 68年に規則が施行された当初は、実際に訴訟が起きて地方当局が敗訴したケースもあるという。

<sup>24</sup> 例えば、あるシーンの撮影がもう少しで終るというときに昼の時間になってしまった場合、それが比較的すぐに終って児童を解放できるなら、中断するより撮影の続行を認める等（バッキンガムシャー州）。

社などは、そもそも制度自体について十全な知識が無く、むしろこれが問題を引き起こしている場合も多い<sup>25</sup>ため、地方当局では、各学校に定期的に連絡を取って日頃から注意喚起を行い、各学校の出席記録のチェックにより問題があると考えられるケースは学校に確認するなどしているほか、使用者側とのパイプ作りにも努めているという。一方、悪質と判断された事業者については、地方当局の担当者などが加入する全国ネットワーク<sup>26</sup>を通じて情報を共有し、次回の許可申請をしにくくする、といった方法も取られる。

なお、許可の申請や査察は基本的に使用者側を対象とするものであり、その限りでは児童の親との間で直接何らかの関係が生ずる要素は小さい。ただし、例えば申請の際に提出される学校の承諾書は児童の親によって行われる場合が多く、その際、親には自分の子どもを出演させたいという動機が強く働く結果、手続きが「適正に行われない」可能性があるとの懸念から、バッキンガムシャー州では必ず地方当局の担当者が学校に直接確認するという。また後述のとおり、当該の興行に手配される監護者がその児童の親である場合も多い。監護者が確信的に違反を行った場合は、監護者であれば許可剥奪、また親であれば、児童虐待や児童保護法違反として規定の罰則が課されるが、それ自体は必ずしも重いとは言えない。このためバッキンガムシャー州の担当者は、規模の大きな実演場所などでは、児童保護専門の担当者を設置するべきであるとしている。

### (3) 制度に関する問題

#### ア. 就業に係る権利に関する問題

上述のように、実演児童を含む児童一般の就業は、労働問題であるよりむしろ教育や福祉といった児童の権利保護の問題として捉えられ、児童・若年者保護や教育を受ける権利の保護に関する複数の法律・規則を根拠に、労働時間や従事できる業務については詳細な規定があるが、これらの法律では、雇用労働者としての権利（有給休暇など）や提供した役務の報酬を自ら管理する権利等は明確に保障されていない。このため例えば、児童に対する報酬の管理方法は、一般的には「家庭の問題」と了解されており（法的な整理については第1部を参照のこと）、また16歳までは法定の最低賃金の適用もないため、先の労使間の協約外で行われる契約については、報酬額は当事者間の交渉に委ねられる。許可の申請時には契約書案の提出が義務付けられてはいるが、賃金の多寡や支払われる報酬の管理方法などに関する判断は、基本的に許可の発行に関する業務の範疇ではないため、地方当局は明らかに不当と思われる場合でもなければ改善を促すといったことはないという。バッキンガムシャー州の担当者は、現在の制度に関する改善点として、とりわけ金銭的な搾取を防止するための規制強化の必要性を指摘している。

<sup>25</sup> ウエストミンスター区で以前あったケースでは、モデルなどの仕事のために欠席する児童に対して、学校側が出席記録に「C」（circumstances：特殊な理由のある欠席を意味する）と記録していたが、確認したところ、学校側は当該の活動を承認するレターを制作会社側に直接送っていたことが判明した。

<sup>26</sup> National Network for Children in Employment and Entertainment。第1部第2章注49参照。

このほか、関係者の間では、現在の制度が過度に保護的であるとする意見と、部分的にはむしろ規制を強化すべきとの意見が混在している。例えば、そもそも 60 年代と現在では児童の精神年齢や生活形態が大きく異なっており、当時のような過度な保護は必要ないのではないか、といった疑問の声がある一方、一日 9.5 時間（かつ前述のとおり、7 日間に 1 日のみの就業の場合は 12 時間）という労働時間の上限が通常の大人の労働時間より長いことや、同日に実演を伴わないリハーサルについては労働時間にならないこと、また監護者の手配が報酬の有無によって異なること（本来の目的から云えば、1 日目から必要なのではないか）や、犯罪歴についてのチェックが強制適用でないことなどについては、改善の余地があるとの声も強い。

#### イ. 地方当局毎の法解釈・運用の違い

各地方当局が別途作成する条例の内容は、法律において定められた枠組みに準拠し、これをより具体的に記述したものであることが基本となるが、基盤となるべき法律・規則自体が古くかつ記述内容が曖昧であることから、地方当局毎の法律の解釈や制度の運用に大きな違いがあることが、産業関係者の間では長く問題とされてきている。今回のヒアリングの範囲でも、実例には枚挙に暇がないが、例えば：

- 地方当局毎の許可発行の所要期間が全く異なる（法定の 21 日から短ければ 1 週間まで）
- 制度上は個々の児童の各興行に係る実演について許可を申請・発行するべきところを、地方当局によっては実質的に制作者単位で発行している<sup>27</sup>
- 手続きの簡素化のため、半年分の申請書を一括で回収する地方当局もある<sup>28</sup>
- 監護者の資格や手配に関する条件すら大きく異なる場合がある<sup>29</sup>
- 例えば観客を入れた映画やテレビの録画、あるいは「ライブ TV」（演劇やドラマなどの演技ではなく、日常生活の様子を長期間にわたり記録・放映する）のような新しい興行ジャンルについて、60 年代に作られた法制度がどのように適用されるかが明確に規定されておらず、地方当局によって許可の是非に関する結果が異なるといったかたちで運用に振幅があり、こういった解釈の多様性をゆるす制度は、使用者を含む産業関係者側ばかりでなく、その都度判断を迫られる地方当局側にも困惑をもたらしている。また、頻繁な法改正の内容を把握し、これに応じて条例を修正するといっ

<sup>27</sup> 例えばドーセット州では、申請頻度の高い特定の使用者に対して、使用者単位かつ無審査で 6 か月有効な許可が発行されているが、州内の単一地方当局（unitary authorities：地理的には州に含まれるが、行政単位として独立している）であるボーンマスは、全ての児童について興行毎に許可の取得を義務づけている。

<sup>28</sup> エセックス州の例では、ある半年間分として回収された申請書約 400 のうち、実際に必要になったのは 47 通のみで、うち 35 通が一つのエージェントに集中したこともあったという。

<sup>29</sup> 先のドーセット州の例でいえば、州が監護者の承認（approval）に犯罪記録のチェック等を行っていないのに対して、ボーンマスではこれをチェックしている等。

た作業が多くの地方当局で必ずしも適正に行われていない（例えば、就労可能年齢の下限について古い情報が記載されている等）ことも、TUC などが行った調査によって明らかになっている<sup>30</sup>。

今回ヒアリングを行った 2 つのエージェント<sup>31</sup>も、居住地域の異なる個々の児童で異なった対応が必要となることの手間とコスト、また能力以外の要因によって児童間に明らかな機会の不平等が生じること<sup>32</sup>を問題として挙げており、手続きをシンプルかつ迅速にするため、オーストラリアで実施されているような地域毎の専門機関（regional centre）の設置や、児童単位ではなく組織（例えば制作会社やエージェント）単位での許可（granted license）の発行、また早急に許可が必要な場合は一定の料金を徴収し、これを必要な要員の充当にあてる、といった対応を要望している。因みに、国内の児童が海外で就業する際には、地方当局ではなく治安判事裁判所が許可を発行するが、こちらは数日で発行されることが殆どであるという。

#### ウ. 地方当局における人手不足

こういった問題の多くは、地方当局の側の恒常的な人手不足とも密接に結びついている。先に述べた許可の地方当局毎の年間発行数は、多いところで約 2 2 0 0 、少ないところでは 1 0 前後と大きく開きがあり、これはそもそも人口規模やその構成による影響と併せて、興行の多くがロンドンに集中していることから、ロンドン近郊の地方当局ほど実演児童の供給数が多い傾向にあることによるが、しかし一方、これに携わる担当者は概ねフルタイムの職員が 1 名（多い地方当局でも 2 名）で他の業務と掛け持ちか、ともすればパートタイムの職員が従事している。したがって、地方当局では、許可発行に業務の比重が偏り、発行に係る所要期間も長くなる上、就業現場への查察を必ずしも十分に行えないという問題がある。勿論、許可発行よりむしろ查察に重点を置くべきとする地方当局もあるものの、その数・種類の多さや、当該の実演が必ずしも管区内で行われるわけではないこと等もあり、必ずしも発行後の実態の把握が十分になされているとはいえない状況にある。このことは、申請のない興行については事実上ほぼ全くチェックが行われていないことを意味している。

それでも、テレビや映画の制作、舞台における実演などでは、多くの関係者が関わっており、一般の目にも触れやすいこと、また違反が明らかになって児童の使用を禁止されると大きな損害を被るといった理由から、申請は適正に行われており、違反は殆どな

<sup>30</sup> "Dazed and Confused" TUC (2004) (<http://www.tuc.org.uk/extras/councilschildren.pdf>)

<sup>31</sup> Young'Uns Agency 及び Jackie Palmer Agency (以下、JPA)。前者は約 9 0 0 名、後者は約 4 0 0 名の児童を擁する、イギリスでは定評のある児童専門のエージェントである。(次節参照)

<sup>32</sup> 制作会社からのオファーは必ずしも十分な期間の余裕を伴うものばかりではないため、居住する地方当局において許可取得のための所用期間が長ければ長いほど、こういった実演の仕事に従事する可能性は低くなる。

いと考える関係者が多い。しかし、例えば198年の改正により新たに1968年規則が適用されることとなったモデル業や、あるいはコマーシャルやビデオの制作現場などは、短期の就業で一回性が強く、公になりにくい実演であること、また使用者の大半が小規模企業であることなどから、把握されていない違反が多く存在し、苛酷な条件や、児童であることを配慮されない環境や仕事内容の場合もままあるといわれ、結局はエージェントのモラルに一任されている部分が大きい。児童法律センター<sup>33</sup>所長のハミルトン教授は、本来許可の申請が必要にも関わらず、許可なしで行われている児童の実演は、全体の約50%程度にのぼると推定しており、こういった場合、もし雇用主が労災保険制度を持っていても、当該の児童はカバーされないとという問題もある、と指摘している。

こういったことから、関係者の間では、全国統一の制度を要望する声が強いが、中央政府の側ではこの制度自体を必ずしも優先順位の高い案件として捉えていないとみられることも、今回ヒアリングを行ったほぼ全ての関係者が一致して指摘するところである<sup>34</sup>。

ただし、前述の児童福祉関連業務の再編や、あるいは2004年児童法の施行による児童保護の強化といった状況からも、児童関連施策一般が必ずしも政府の中心的関心から漏れているわけではないことはうかがえる。このため、労働者としての児童、特に実演という非常に限られた、かつ既に一定の規制が設けられている分野に従事する児童に関しては、規制内容を整備・強化すべき喫緊の課題とは認識されていないと推測される。

## 2. 就業場所における運用

次に、制作会社やエージェントといった（広義の）使用者側の役割、就業場所における運用のあり方について以下に紹介するが、まずはその前提として、実演児童の就業の経路について簡単にみておく。

### （1）就業の経路

イギリスでは、児童を含め俳優・モデルなど実演一般の仕事は、エージェントを通じて提供されることが多く、したがって俳優は個人で仕事を請け負うよりも、エージェントに加入して斡旋を受けるのが一般的である。エージェントは、俳優カタログ<sup>35</sup>に加入者

<sup>33</sup> Children's Legal Centre。エセックス大学内に設立された児童の法的保護に関する公益団体。なお同氏は、弁護士としても活動しているが、児童が訴えを起こすには親の承諾が必要ことがあるにもせよ、一般の児童労働に関するものを含め、児童に関する訴訟等の仕事は殆どなく、また自分で児童労働の分野に興味を持っている弁護士も少ない、と述べていた。

<sup>34</sup> 例えばJPAが、児童に対する現行制度の弊害について地方当局や所管の中央官庁などにこれまで行った陳情・提言に対しては、「炭鉱で働くさせるわけではないし、子どもも喜んで参加しているのだから」というのが一般的な回答であったという。また、2005年5月の総選挙に先立って、当時の児童・青少年担当大臣（選挙後、前述の省庁再編で児童担当大臣に就任）が実演関係の民間団体のひとつ（Institute of Entertainment and Arts Management）に2004年児童法施行に関する産業側の意見聴取のための会談を申し入れていたが、選挙後の後任者はこれを実質的にキャンセルした。（*The Stage*, Aug. 9, 2005 (<http://www.thestage.co.uk/news/newsstory.php/9034>)）

<sup>35</sup> 前出の『Spotlight』や、自社で作成するものなど。

の写真およびプロフィールを掲載、これが印刷物やウェブで提供され、制作会社やキャスティング・エージェンシーなどに参照される。このほか、複数のエージェントあるいは広く一般に対する公募も多く行われている。オーディション・面接等を経て最終的に役を獲得した場合、労働時間や報酬額などの契約内容は、制作側からエージェントに提示され、エージェントによって交渉されるが、基本的な労働条件は、演劇協会やテレビ局といった使用者側と労働組合（代表的なのは、俳優の大部分や歌手・ダンサーなどを組織する Equity<sup>36</sup>、また BBC の労働者を中心に、スタッフを組織する BECTU<sup>37</sup>など）との間で締結されている協約に準拠する場合も多い。

ただし、イギリスの組合は児童の組合加入を認めておらず<sup>38</sup>、上記の協約自体はあくまで大人の俳優を前提としたものである。このため、児童の使用に関しては、大人の俳優の最低賃金の半額以上を支払うことを「求める」にとどまる。もちろん、エージェントは当該の児童の舞台経験や技能、役の重要性に応じて最低賃金以上の額を交渉することが可能であるが、多くの子役は基本的に「代替可能」であるため、エージェント側の交渉力は大きくないといわれる<sup>39</sup>。最終的に契約が締結されれば、エージェントは俳優側との間の合意に基づき、報酬の一定割合（10～20%程度）を手数料として受け取る。

なお、Spotlight 社は、俳優カタログ以外にエージェントや演劇学校などの関係組織のダイレクトリ（『Contact』）も発行しており、これには全国で 150 を超える児童向けのエージェントがリストアップされている。特に近年、子役に対する需要の急激な増加、また一方で児童に関する規制の複雑さから、児童に特化したエージェントが増加しているといわれる。

## （2）就業場所における運用

使用者は、児童の使用にあたり、許可の申請から実演の内容や就業環境の整備、監護者やチューターの手配、また児童の就業場所における記録の作成まで、実演全般に責任を負うことが法律上求められる。また、2004 年児童法においては、使用者に対して児童の使用に関するガイドラインを作成するよう求めており、特に劇場や一部のテレビ局などでは、就業場所における児童の安全衛生から、児童との契約に関する規定までが

<sup>36</sup> British Actors Equity Association

<sup>37</sup> Broadcasting Entertainment Cinematograph and Theatre Union

<sup>38</sup> 労働組合は、80 年代に児童を代表することをやめ、現在は児童を労働者とはみなしていない。理由は必ずしも詳らかではないが、JPA から聞いた話によれば、大人の俳優に児童のためにストを打たせることは出来ず、児童を十分に代表できないと考えたことによるという。なお、サッチャー政権期に成立した一連の反組合的法規により、50 年以上続いた Equity のクローズド・ショップは廃止になったが、現実には同組合の影響力は依然として（直接的には各使用者団体との協約を通じて）大きいと推測される。

<sup>39</sup> 例えば、独立系の映画・テレビ等の制作者／会社の業界団体である PACT のウェブサイトには、子役に対する報酬額は使用者が任意に決められるが、エージェントから協約の半額を要求された場合、「主役級の子役であればこれを考慮した方がよい」との記述は、これを端的に示す例である。

盛り込まれ、これに基づいた運用が行われているケースもみられる<sup>40</sup>。

ただし、例えば地方当局に対する許可の申請は、実際には直接の使用者である制作会社等とならんで、エージェントが行う場合も多い<sup>41</sup>。エージェントは、制作会社等からの募集に関して、登録している児童に仕事を振り分ける立場にあるが、その際、児童のスキルばかりでなく、年齢や過去の一定期間における就業実績、あるいは居住する地域や健康状態に至るまで、児童が法律に規定された範囲内で、かつ健康や学業に支障をきたさないペースで就業を行う上で、ある意味では使用者はもとより親以上に重要な情報を有し、必要な判断を行う役割を担っているといえる<sup>42</sup>。また、契約内容や就業環境、監護者の手配あるいは必要に応じて教育に関する手配の状況を事前に確認し、問題があると考えられる場合は制作側と協議・交渉を行うのも、エージェントの重要な役割である。制作会社側では、必ずしも児童の使用について慣れていないため、例えば就業環境の整備などに関しては、エージェント側からの要請に素直に従う場合も多いという<sup>43</sup>。

実演開始以降は、就業現場における運用に関してエージェントが直接チェックを行うことはなく、基本的には監護者を通じて把握される。監護者は、法律上、就業現場において使用者が雇用することになっている「親の替わり」(*in loco parentis*)で、場合によっては送り迎えを含めて常に児童に付き添い、法律に定められた労働時間・休憩や就業環境等の遵守など、児童の健康や厚生に気を配り、児童の意見を使用者に媒介すると同時に、問題があれば使用者に改善を求めるほか、児童に関する許可のチェック、使用者に義務化されている児童の到着から退出までの記録も行うのが通例である<sup>44</sup>。つまり監護者は、児童の保護の観点からは親の代理として児童の代理を務めるとともに、就業場所においては監督行政の代理と使用者に義務化された業務の一部も同時に行う、中間的な存在といえる。先のとおり、実際には児童の親が自分の子供に付き添うなかで監護者の資格を取得したケースが一般的であることもあり、専門職化した職業というより、特定のエージェントや制作会社との個別的な関係において、信頼関係をベースに仕事を請け負うことが比較的多いようである。なお、監護者が現場で判断できない問題が発生した場合は、エージェントや地方当局担当者への問い合わせ、あるいは警察への通報を行うことが求められている。

<sup>40</sup> 例えば BBC など。

<sup>41</sup> これに関してハミルトン教授は、働く場所が複数になることもあります、またエージェントから送られてくる子役について、オーディション等を経て雇い入れを決定するのはあくまで制作会社であるから、制作会社が申請すべきであるとしている。

<sup>42</sup> もちろん、エージェントからの打診をうけて、最終的に実演への参加・不参加を選択するのは児童及び親であり、また児童・親の側では、エージェントとの契約内容が許せば、斡旋される以外の役の獲得のために公開オーディションに参加することも可能である。またいずれにせよエージェントに加入していない児童については当てはまらない。

<sup>43</sup> 例えば法律では、1人の監護者が担当できる児童は5～16歳で最大12人であるが、JPAはこれを8人までに抑えることを使用者に要請することにしているという。

<sup>44</sup> 例えばバッキンガムシャー州が定める記録のための様式は、複数の児童について15分刻みの記入を求める詳細な表になっている。

実演児童の具体的な就業に関する実例は、次項において挙げるが、個別の就業場所における児童の使用のされ方は、当然ながら実演の種類や内容など個々のケースによって様々である。

例えば「記録・放送されない（生の）実演」の例として、ウェストエンドの劇場において公演されるミュージカルを挙げるなら、基本的に実演を行う環境、開始・終了時間や場合によっては興行期間も予め決まっており、その公開度も高いため、運用の適正さにもさほど懸念は持たれていないといえる。規模の大きい公演では週に8公演、うち2回は「マチネー」と呼ばれる午後早い時間（午後2時～3時開演など）の公演で、夕刻からの公演は通常午後7時30分から大体午後10時から10時30分には終了する（法定の就業可能な時間帯は、12歳以下が午後10時まで、13歳以上が午後10時30分までだが、30分の延長が例外として認められる）。1週間に実質的に週2日、多くて3回の公演（うち1回がマチネー）が可能な実演の範囲であるため、当該の役には3名の児童が必要になる。2000年の制度改正によって年間の就業日数に関する制限がなくなったこともあり、児童は大体6か月程度継続して出演する。なお、夕刻からの実演については、後述の例にみるとおり、ロンドン周辺の都市からでも学校の終業後で時間的には間に合うため、ロンドンで実演に従事する児童の多くについては、早退が必要になるのは、基本的にマチネーに出演する場合である。

一方、「記録・放送される実演」であるテレビや映画の撮影については、就業の時間帯も期間もまちまちであり、朝から始まって終日かかるケースもあれば、夜の時間帯のみ行われる場合もあるなど、必ずしもスケジュールは一定ではないため、一般的な就業のあり方やこれに係る運用を制度にあてはめて考えるのも難しいが、ヒアリングを行った地方当局・エージェントあるいは親のいずれも、法律で認められた就業環境・時間帯（午前7時～午後7時）に反する実演はほとんどなく、また制度上は地方当局の担当者が承認すれば深夜の時間帯の就業も行うことになっているが、これについても非常に稀であると述べている。したがって劇場などと異なり、就学時間にかかる拘束が発生しやすいことが容易に想像される。

ただ、実際には多くの実演児童にとっては就業の機会 자체が比較的限られており、従って就業時間や日数は結果的にさほど問題になっていないと考えられることもまた確かである<sup>45</sup>。

### （3）就業現場における問題

#### ア. 監護者の権限

日々の就業現場において、児童の置かれた環境や労働時間が適正かどうかを判断する

<sup>45</sup> ただし後述のとおり、関係者の間には、法定の範囲内の運用が就学時間の損失を伴うこと自体に疑義を呈する声もある。

ほか、児童の利害を代弁する立場にある監護者の役割は本来重要であるが、法律は監護者の手配自体は義務づけるものの、就業現場における具体的な権限は与えておらず、問題の解決は制作者側との「交渉」による。基本的に使用者によって雇用され、かつしばしば使用されている児童の親であることからも、現場における監護者の発言力は限定的であり、とりわけ法律等で直接規定されていない詳細かつ個別的な事柄については、個々の監護者の立場や考え方あるいは交渉力によって、児童が受けることのできる保護や配慮の内容は大きく異なることが想定される。またエージェントを含む使用者の側でも、監護者をさしたる責任のない付添い人として理解しているきらいがある<sup>46</sup>。このため、例えば制度の定める労働時間を超えて実演が行われ、これを制止することが難しい場合、自分が現場からいなくなることによって違反状況を作り出すといった実力行使を行うこともあるという<sup>47</sup>。

#### イ. 使用者側のコスト

先にみたとおり、児童に対する報酬額は、協約によって保障されている場合でも大人の俳優の半分で、これだけを比較すれば廉価な労働力といえる。しかし、法律を遵守して必要な手配を行う場合、内容が複雑でコストも高く、「必要がなければ使わない」というのが使用者側の主張するところである<sup>48</sup>。ロンドン劇場協会代表のプルフォード氏によれば、例えば、現在ウェストエンドで上演されている”Billy Elliot”（邦題「リトル・ダンサー」）は、児童のこれまでで最も困難なケースの一つといわれるが、主役を含めて15の子供役に各3名の子役を充ててシフトを組んでいるため、計45名の実演児童が携わっている<sup>49</sup>。多くはロンドン近郊の在住だが、主役級の9人は地方の出身のため、制作者はロンドン近郊に家を借り上げて共同で生活させ、監護者が24時間体制で児童の監護にあたっているほか、学校には通えないのでチューターにより教育が行われている。また、通常6か月、あるいは声変わりなどの理由からそれより早く代役が必要になる児童も居るが、個々の児童によって歌唱力やダンスの能力に違いがあるため、交替の度に歌のキーやダンスの変更などの調整が必要になり、これには出演者やスタッフ全員を呼んでリハーサルをやり直す等の手間も含まれる。ロンドンでこういった全ての手配を行うには相当程度の費用を要するため、劇場の収容能力に対して102%の集客数が維持されて「ようやく元が取れる」といった状況であるという。また、監護者だけでなく児童と働く全ての者は、雇用前に犯罪歴をチェックされることになっているが、こういった

<sup>46</sup> ハミルトン教授によれば、監護者の報酬額は、おおむね最低賃金程度であるという。

<sup>47</sup> 後述の監護者より聴取。

<sup>48</sup> もっとも制度上は、そもそも必要がなければ使用は認められない。

<sup>49</sup> なお、ウェストエンド内の劇場については、Equityとの協約により、児童の報酬は大人の半分とされている。

手続きにも著しく時間を要することであった。<sup>50</sup>

### 第3節 教育と健康・家庭生活

#### 1. 教育

##### (1) 教育制度

イギリスの一般的な教育制度は、大きくは初等（5～10歳）・中等（11～17歳）・高等（18歳～）に分かれ、うち義務教育は中等教育の16歳（8月末までに16歳になる年の6月<sup>51</sup>）までということになる。ちなみに、始業・終業時間は学校によっても異なるが、一般的には初等教育で午前9時前後から午後3時30分ぐらい、また中等教育では午前8時～8時30分から午後3時～4時ぐらいまで。義務教育を修了した後は、卒業以外にオプションとして、大学等進学のためのコース、「継続教育」として職業訓練を行うコース等が設けられている。義務教育の最終学年では、学科のほか職業能力に関する試験（中等教育総合資格試験：GCSE）を受け、その科目数と成績が就職・進学の際に評価される。高等教育への進学には、これとは別に進学コースの最終学年に大学進学のための試験（大学進学総合資格試験：A-Level）を受け、これが大学等から入学許可を得るための評価指標になる。

一方、歌・ダンス・演技など、芸術の実演技能に関する教育は、公的な教育としては複数の大学に設置されているコースや、いくつかの演劇学校があるが、基本的にその殆どが18歳以上の学生を対象としている<sup>52</sup>。従って、中等教育までの児童や若年者に対しては、民間の所謂ステージ・スクールが就学時間外に提供するクラスが一般的だが、一部の私立学校（independent school）では、いわゆるフルタイム・スクールとして、義務教育の年齢の児童に通常の学科と実演関連の科目（vocational class）を併せて教えている。

##### (2) 児童の実演に関する学校の役割

学校は制度上、報酬を伴う実演であれば欠席・早退の有無、あるいは期間の如何に関わらず、実演児童の就業に関して承認を行うという基本的な役割を担っている<sup>53</sup>。このことは、就業量の増加により欠席の頻度・期間が顕著に増加している場合や、あるいはその結果、学業に支障が出ている場合などについて、結果的に就業を抑制することにつな

<sup>50</sup> 地方当局側が、殆どの場合申請された実演についてしか把握できていないことを考えれば、申請することに伴う費用負担の大きさが、むしろ地方当局に把握されない実演を増加させている可能性もあり、ここには一つの悪循環が生じているとも考えられる。

<sup>51</sup> 従って、児童の就業に関する制度が適用される「義務教育期間」が終了する6月の最終金曜日の時点では、まだ15歳の児童もいる。

<sup>52</sup> コースの数が非常に限られている上、要求される学力の水準も高いことから、入学は非常に難しいといわれる。なお、先に紹介した NCDT は、将来俳優を志望するのであれば、演劇学校において専門的な教育を受けられる18歳までの間は、NCDT 等が承認する実演のための技能訓練コースで学ぶとともに、通常の学校／教育課程で出来る限りよい成績を収めておくことを強く勧めている。

<sup>53</sup> 報酬のない実演については、4日まで許可は不要。

がっていると考えられ、単に児童が一定時間数の教育を受ける機会の確保や、教育水準を維持するという以上の機能を果たしている可能性がある。ただし、学校側の基本的な立場は、実演活動が通学や学業に悪影響を及ぼさない限りは児童の個人的な活動として理解するに止める、というものと見受けられ<sup>54</sup>、従って、児童の学業に関して何らかの制度的なサポートを行うといったことはなく、欠席等で勉強が遅れる場合は、基本的に児童あるいはその家庭の自助に任せられている。これについては、一般の学校でも、フルタイムのステージ・スクールでも同様である。

なお、直接の参考にはならないが、先の TUC の調査は、児童一般の就業状況と学業への影響をアンケートによって明らかにしている。これによれば、現在約 350 万人いる 11～15 歳の児童のうち、260 万人は何らかの形でパートタイムの仕事の経験がある。うち、10 人に 1 人が仕事のために学校をさぼったことがあり、4 分の 1 以上が仕事のために疲れて宿題や通学を苦痛に感じている。また、同じく 4 分の 1 以上の児童は、1 週間の就業日数あるいは 1 日の就業時間数について、法律の上限を超えて働いている。もちろん実演児童については、児童一般の就業より厳しい規制のもとで、かつより管理された環境の中で就業していることが多く、また上に述べたように、学業の成績に問題が出れば、学校側の判断によって就業自体を禁止される可能性があることも了解しているため、授業を欠席せざるを得ない場合でも、自習によってカバーしようとするモチベーションが一般の児童より強いといえる。その意味でも、実演児童に関しては、上記の数字は割り引いて考える必要がある。

### （3）実演児童の学業に関する実例

今回の調査では、一般の学校に対するヒアリングは行うことは出来なかつたが、訪問した 2 つのエージェントにはいずれもステージ・スクールが併設されており、これに通う児童の学業に関する状況を聴取することができた。

#### ア. Young'Uns Agency (Sylvia Young Theatre School)

Young'Uns Agency の母体である Sylvia Young Theatre School は、多くの芸能関係者を送り出す、国内でも有数のフルタイム・スクールである。同校は、競争率の高いオーディションを経た 10～16 歳の児童、約 150 名（2005 年末現在。男女ほぼ同数）を受け入れており、ロンドン近郊の自宅から通う児童が多いが、地方からの児童も一定数在籍している（こういった児童には、ロンドン近郊の一般の家庭にステイ先が確保されている）。うち 3 分の 2 は既に何らかの実演の経験がある（50% がウェストエンド、25% がテレビ、10% が映画、また 60% がモデル・CM、など）。就業状況は児童によって相当程度異なり、例えば、海外での 2 つのプロジェクトに各 6～8 週間、殆ど間

<sup>54</sup> エージェントや実演児童及びその親からの聴取内容による。

をあけずに参加する児童も居れば、年間の就業が 5 日という児童もいるという。

同校では、週 3 日を通常の学校のカリキュラムに、2 日を実演科目にあてている。年間の就業日数等は制限していないが、普通の学校とは異なり、学業の状況をモニターして仕事の配分を配慮することができ、また年度末に行う進級（通学を継続させるかどうか）に係る評価では、実演に関する技能以外に学業の成績も考慮される。学校に残れるかどうか、また仕事を割り振られるかどうかと直接的にリンクしていることが児童の側にも意識されるので、熱心に勉強する（フォローアップは宿題で行い、基本的に児童の責任に任せられている）。学業と練習、芸能活動をこなすには相当の努力が必要で、一定程度は脱落者がいるが、学業の成績は通常の学校と較べても平均以上、卒業時には、8～9 割が大学に進む。出身者の約 8 割が実演産業に残り、うち 5 割程度が俳優になる。

#### **イ. Jackie Palmer Agency (Jackie Palmer Stage School)**

もう一方の Jackie Palmer Agency は、児童（一部、大人の俳優を含む）のエージェント以外に、放課後および週末にレッスンを行うパートタイム・スクールを運営し、歌・ダンス（バレエ、モダンダンス）・ドラマ・体操などを教えている。生徒は 500 名程度、男女比は約 1：2 で、全体の約 8 割が子役として役者カタログ『spotlight』に登録されているが、うち 300 名弱が実際に役者の経験があり、直近では地元の映画スタジオで撮影された『ハリー・ポッター』に多くの児童が出演した。生徒の年間の就業期間は平均で 2 か月程度だが、出演依頼が来るペースも種類も一定しておらず、児童によても就業期間はまちまちで、場合によっては半年からほぼ年間を通じて仕事のある児童もいる。将来、実演関係の職業に就く割合は約 2 割程度で、うち俳優は 5 % 程度、殆どは他の進路を選ぶ。俳優が先の見えない職業であることや、実演に対して興味を失ってしまう、あるいは子役の時期に較べて才能が衰えることなどがその理由で、俳優を続けるためには、やはり高等教育が必要だが、大学等で教育を受ける機会は著しく限定されており、競争率も高いという。

代表のフィリップス氏は、児童は少なくとも午前中を学校で過ごすようにすべきであると主張しており、このため、平日の就業日数に関する制限は不十分であるとして、現行の制度には批判的である。同氏によれば、終日の欠席を伴う実演の場合、週 15 時間の教育時間を確保するためには就業現場でチューターを手配することになるが、学習に充てられる 1 日 3 時間は断片的であることが多く、しかも複数いる児童の学ぶべき内容は各々で異なるにも関わらず、手配されるチューターがこれに対応できていないため、効果的とはいえない。仕事場での教育の手配は制作会社にも多額の費用を要するだろうし、午前中からの拘束時間が決して効率的に使われていないことを考えれば、特定の事情（例えば学校から仕事場までの距離が遠い、あるいはどうしても夜中・朝の時間帯に撮影を行う必要がある等）がない限り、朝は学校に登校して、必要に応じて早退してから（もしくは放課後）の時間を撮影に使う方が児童と使用者の双方にとって良いはず、

と述べる。

また、実演に携わる児童の場合、教育がどうしても手薄になる傾向にある（JPA に通う児童について言えば、GCSE の取得数でグラマー・スクール<sup>55</sup>の半分程度）が、同時に、実演に携わる児童は一般に平均より賢く、本来教育や健康にも問題のない者が多いという。もともと長い時間働くため、労力が必要な仕事であり、また例えば学校で学ぶより先に文学等に親しむ機会が増えるなど、実演活動が直接教育的な影響を及ぼしていることがある。学校によっては、生徒の実演活動に理解を示すところもあるが、それでも特定の生徒だけに手厚いサービスを行うことは出来ないため、結果として何ら補助的な措置が行われないことが殆どである。また先生が自発的に支援する場合もあるが、学校側ではこれに関与しない。このため、例えば受験が近いなどの必要に応じて、個々の家庭が自己負担で学校の先生等に追加の授業を依頼する（extra tuition）、あるいは家庭教師を雇うなど、いずれにせよ各自の努力に任されるのが一般的である。

## （2）就業実態・健康・家庭生活 一子役、親のヒアリング結果から—

以下は、実演児童とその親に対するヒアリングの結果である。ヒアリングでは、数人の児童と 1 名の母親に話を聞くことが出来たが、以下ではそのうち、一組の親子に関する事例を取り上げる。

子役 A は 13 歳の女子で、ロンドン近郊在住で地元の普通学校に通っている。4 歳からパートタイム・スクールでバレエを習い始め、これまでミュージカル、演劇、テレビなどに出演したほか、アイススケートでも地方の大会で入賞するなど、複数の活動をこなしている。

また、A の母親は、実演活動を通じて得がたい経験があると考え、A にきっかけを与るためにスクールに通わせることにした。同時に、子役の活動を始めた A に付き添うため監護者として働くようになった。現在は、地元の中等学校で職があり、また母親が仕事場に付き添わない方が子どもも活動がしやすいはず、とのエージェントの方針から、現在は A の監護者はしていないが、エージェントには監護者として登録している。

### ア. 生活・就業について

仕事に入るペースはまったく不定期で、2004 年にはナショナル・シアターでの演劇の公演に約 5 か月間出演したが、年初からはほとんど仕事が入らない時期が続き、その間、15 回ほどオーディションを受けた。現在は週に 2 日、ロンドンで古典喜劇に出演している。

A の母親は、子どもは基本的に学校に行くべきと考えているので、朝からの仕事が入

---

<sup>55</sup> 選抜制を採る中等学校。

っているのでなければ、前日の仕事が遅くなても朝から毎日登校させている。学校は午前8時30分始業で、通常はスクールバスを使うために午前7時には起床するが、前夜の帰宅が遅かった場合などは、朝の時間を少しでも長く睡眠にあてるために、7時45分に起きて、母親が車で送ることもある。

昼から仕事がある場合は、午前中は学校に出て、昼に早退する。夕方からの場合は、午後3時50分に学校が終るので、その頃母親が迎えに来て一度家に帰り（4時20分）、5時10分頃家を出て、監護者のところに向かう。車で1～1時間30分程度でロンドンにつき、午後6時30分頃劇場に入る。6時45分にはステージに上がってウォームアップをし、本番にのぞむ。上演時間は午後7時30分～9時40分だが、出番は第2幕の終盤で、8時40分頃。終って帰宅するのは、午後11時前後になる。なお、昨年のナショナル・シアターの出演の際は、出番が遅かったので、午後8時30分頃に劇場に入っていた。その代わり、終了は午後10時と多少遅くなり、家に帰り着くのは11時30分頃だった。一方、過去2回のテレビの撮影ではいずれも夜間の撮影があり、午後8時に現場に入って11時に終了、帰宅は午前1時頃になったが、いずれにせよ就業現場で深夜を過ぎることは、Aの場合も、周囲で聞く範囲でもないという。Aの母親は、子どもが夜間に働くのは基本的に良いことではない、またイギリスの法律は、EUの労働時間指令が通常の成人に認める以上の労働時間を認めており、これはある意味おかしいと思うが、周囲の大人もそれ以上に働いており、実演は困難の伴う職業であるということを理解することが求められる、と述べる。

ただし、現場における運用に関しては「常識的」である必要がある、としている。また、Aは、仕事と学校の両立は大変で、また登校前にスケートの練習が入る場合もあり、夜が遅いときなどは睡眠不足で仕事場との往復の車内で寝たりしているが、自分のやりたいことをするための苦労と考えている。将来は俳優もいいが、ディレクターやアイススケートの振付師にも携わってみたい、と語る。

## イ. 学校生活

Aの母親は、自分の意志で実演活動をしている以上、勉強とも両立させるようにとAに言い聞かせているという。欠席した分の授業は、Aが自分でフォローアップしており、学校側で補講などをしてくれることはない。また学校は、基本的に児童の欠席や遅刻を好まず、休みが多く望ましくないと判断した場合は子役活動を承認しないこともあります。勉強はおろそかに出来ない。Aは、学校は演劇（drama）を教育の一部に取り入れているにも関わらず、実演活動を発達・成長に役立つとは認めないことが多く、矛盾していると感じている。

Aには弟がおり、同じくミュージカルやコマーシャル等の実演活動をしているが、学校では、男子に較べて、女子の方が友人からの妬みに直面しやすいようで、学校の友人

との付き合いではAはそれなりに苦労している（仕事があるので「お泊り」ができない、といったことで冷たい反応をされるなど）。子どもなので、自分の友人が日常生活とは別な世界で活動しているということに想像力が及ばないせいもあると思う。ただ、幸運なことに彼女の学校では5～6名が同様の活動をしていて、彼女だけが全く特別というわけでもないため、友人たちも、一定期間の仕事が終わって通常の生活に戻ると、また忘れて付き合ってくれるという。大人に混じって生活するためばかりではなく、こういった面でもソーシャル・スキルやコミュニケーションスキルが向上し、非常に早く成長する。

## ウ. 家庭

親によっては子どもに多額の投資をしていることやそこからくる見栄から、実演活動について押し付けがましく（pushy）なってしまう者もいるが、結局、子ども自身が楽しんでその活動に参加しているのでなければ、良い結果にはつながらない、とAの母親は感じており、このためAには、「この仕事は必ずとらなければ」といったプレッシャーを感じさせないように、オーディションなども「ちょっとロンドンに遊びに云ってくる」という感覚で楽しんで参加して欲しいと考えていると述べる。ただし、スケートについては非常にコストのかかるスポーツで、スポンサーを得ることは重要なことで、テレビに出るかどうかより、潜在的スポンサーの目に触れるために意識的に露出度を高めようとしているという。

## エ. 監護者の役割について

監護者は制作会社にとって基本的に制約であり、「居ないほうがいい存在」だとは思うが、ただし、制作会社の側でも児童の扱いに必ずしも長けているわけではなく、特に映画では、大人の役者向けの職場環境が児童にとって不都合になっていることに気づかぬ場合がままある。こういった場面では、児童の利益のために方法や環境に明確な修正を加えていくのも監護者の仕事、とAの母親は考えている。しかし同時に、場合によつては多少厳しい環境（冬の夜遅く、戸外で薄着で撮影させられるなど）での実演を迫られるときもあるが、危険なことはさせないという前提で、必要とあればそれに応じたケアをして柔軟に対応する（ただし子役が休憩を求めたら休憩させる）、という判断も重要であるという。監護者の中には、仕事の範囲の決め方もその方法も柔軟性に欠けるタイプもあり、必ずしも常に児童の利益にかなっているとはいえない（例えば、児童が自分の演技に納得しておらず、もう少し続けたいと思っていても、制限時間を厳密に守ろうとする、あるいは公演と公演の間の空き時間は付き添うことを断るため、気分転換のために外出させるには親が連れ出さなければならない、など）。場合によっては、そのような監護者がつく仕事なので子どもの参加を見合わせる、といった場合もある（もちろん

仕事の内容によって断る場合もあるが)。

## おわりに

前節で紹介しなかった他の3名の実演児童からの聴取内容を含めて、あくまで今回のヒアリング先で聴取した内容の範囲で、実演児童とその家庭を大まかにイメージするなら、まず実演児童の家庭は、多くがロンドン近郊あるいは周辺の都市在住で、子供をステージ・スクールに通わせる経済的余裕がある。また自らの子供に十分な関心を向けており、子供の送り迎えなどの世話をする時間的余裕もある程度あって、子供の実演活動に必要な支援や協力を惜しまない。俳優として成功させたいという希望を割り引いても、大人に混じって責任のある仕事をすること、芸術的表現を楽しむことが人間形成に良い影響を与えていていると考えている。

一方、子役自身は、どちらかといえば(仕事を獲得する子役ほど)平均より賢い児童が多く(台詞や歌や振り付けを学習し、実演する能力に長じており)、実演と日常の二重生活を両立させていく程度には健康であり、仕事場での大人との交流などにもよってコミュニケーション能力が高い。また総じて子役として就業するようになったきっかけは親から与えられ、実演活動の継続には親からの支援と後押しも受けているにもせよ、身体的な負荷(疲労や睡眠不足)や勉強の遅れ、また自由時間などについて普通の子供と較べた場合のハンディキャップを引き受けるだけの意思と責任感を持って、子役としての活動に自らの意志で参加している。ただし、出演する演目自体は、主としてエージェントあるいは親が決定している。夜遅くまでの仕事で帰宅が遅くなる場合もみられるが、頻度は限られており、また地方の児童については、むしろ実演場所との往復の時間が負担になりがちである。

ひと言でいえば、イギリスにおいては、子役の就業・深夜業に関して顕著な問題は殆ど発生していない、あるいは発生しにくい状況にあるといえる。これは一つには、多くの児童にとって実演の機会が限定されていることが、結果として教育や健康に害を及ぼし得るほどの過重な就業や著しい搾取を防ぐ要因となっているためと考えられ<sup>56</sup>、また就業のペースに関しては、エージェントや学校が一定の調整機能を果たしていることも看過できない。

しかし、個別の就業場所における状況については、むしろロンドン劇場協会のブルフオード氏がヒアリングの中で述べた、「児童保護という考え方は社会規範として浸透しており、これに反対する関係者は居ない」、という言葉が、大まかにはこれをよく言い表し

<sup>56</sup> 児童の報酬が低水準(協約が適用された場合でも大人の半額、協約がない場合は任意の額)にとどまり得ることを許しているという点については、児童労働一般の問題であると同時に、俳優など実演産業の労働者一般の問題でもあり、他の多くの問題とともに、ここでは扱いきれなかった。

ているといえるかも知れない。確かに現行の制度に対しては、部分的には過度に複雑かつ硬直的であるにも関わらず、全体としては大きく解釈と裁量の余地を残し、現状にも即していないといった点において、現場で業務を担当する地方当局自身も含めて関係者の中に不満も大きいが、他方、少なくとも表に現れている範囲については、結果として「それなりに機能している」ことも、多くの関係者が認めるところである。もちろん、例えば許可申請の段階で実演に関する詳細な情報の提出を義務付けるといった厳格な制度によって、地方当局が事前に問題の有無を判定しやすくなるということはあるが、公の場で、多くの関係者を伴って、申請の上で行われる実演より、把握されることのない、申請されない実演において問題が生じている可能性が高く、従って、たとえば労働時間や日数等に関する基準の厳格さ自体は、こういった隠れた実演の把握や問題の解消にとっては必ずしも有効ではないと考えられる。また、地方当局による査察及び罰則機能の強化が効果をあげる可能性は高いが、現在の各地方当局の体制では実行は事実上不可能といえる。

こういった中で、この制度を支えているのは、むしろ社会的規範をベースに「常識の範囲」で柔軟に行われている現場の運用であり、なかでも就業現場を中心に複数の関係者（地方当局・使用者・エージェント）と関わりつつ、児童の保護を行いかつ利害を代表すべき監護者は、やはり一連の制度の中で重要な位置を占める存在といえる。ただし、既に紹介したように、監護者の重要性を強調する意見や、規模の大きい就業現場では監護者以外に児童保護担当者を設置すべき、とする意見はあったものの、現在の監護者に具体的な権限を付与すべきという意見は、少なくとも今回のヒアリングの範囲ではみられず、やはり現状はあくまで単なる「親の替わり」とみなされていること、また前節のインタビューにもあるとおり、就業現場に硬直的な規制を持ち込むことは、児童自身にとって望ましくない結果をもたらす場合がありうる、と児童側を含む多くの関係者が考えていることなどの表れであろう。

ただし、実態として存在する実演児童（あるいは児童一般）の就業については、やはり児童保護や教育機会の確保という側面からこれを制限するアプローチに加えて、就業に係る権利を明確化していく必要があるようと思われる。

## 第3章 ドイツにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響

### はじめに

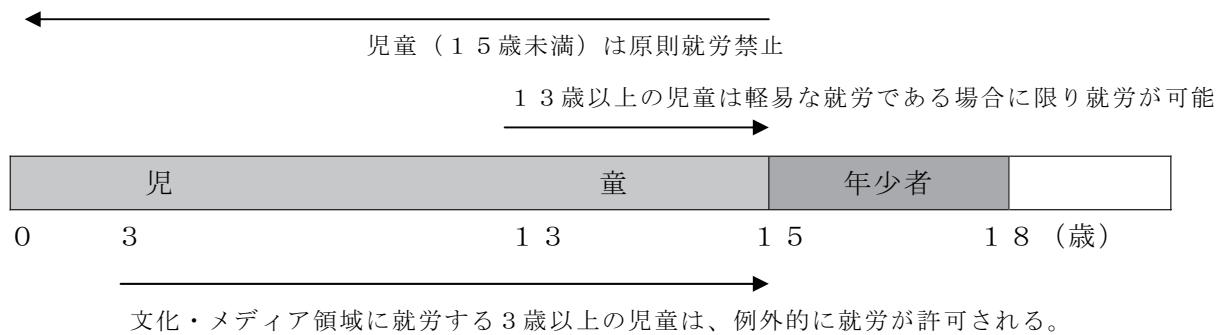
ドイツでは、年少労働者保護法により、15歳未満の児童の労働は原則禁止とされているが、例外として、メディア・文化領域における児童は、監督官庁の「特別許可」を受けて就労することが出来ると定められている。メディアとは映画やテレビ製作など、文化とはオペラや演劇を指す。以下では、ドイツにおけるメディア・文化領域の児童（総称して演劇子役等という）の就労の実態について、①労働、②教育・学習、③健康・家庭生活——という3つの切り口から、メディア・文化領域活動の盛んなベルリン州とノルトラインヴェストファーレン州（以下 NRW 州という）における現地調査<sup>1</sup>を基に実態を明らかにしていきたい。

演劇子役等の就労実態について述べる前に、ドイツにおける①年少者・児童一般の就労、②メディア・文化領域——について、簡単に紹介する。

#### 1. 年少者・児童の就労の実態

児童の就労に関する原則を図式化すると下図のようになる。年少者及び児童の法的枠組みについての詳細は、第1部第3章を参照。

第2-3-1図 児童の就労に関する原則



連邦政府報告書「ドイツの児童労働」(2000)によると、年少労働者保護法の規定により、軽易な労働に限り、許可なしで就労できる13歳以上15歳未満の児童は、ドイツ全土に約270万人いる。同報告書に引用されたアンケート調査<sup>2</sup>によると、就労している児童の割合は37.6%であり、そのうち24.3%の児童に法違反の活動が見

<sup>1</sup> 2005年11月、8日間に渡り海外実態調査を実施。デュッセルドルフ、ケルン、ボン、ベルリンにて関係者を訪問し、聞き取り調査を行った。訪問先、面談者については、本報告書総論を参照。

<sup>2</sup> 1999年実施。有効回答数2,477名。テューリンゲンの州実科学校とギムナジウム各24校の7学年から9学年の児童が対象。

られた。ちなみに違反の多い項目は、年齢制限、労働時間、年間の就労日数であった。なお、年少者（15歳以上18歳未満）の就労については、同報告書に該当するデータがなかった。

## 2. メディア・文化領域の状況

### （1）メディア・文化都市

連邦制のもと、地方分権が基本のドイツでは、文化の発展にも各州それぞれの独自色が見られる。メディア・文化が盛んな都市としては、首都ベルリン<sup>3</sup>やメディアと映画産業の中心地ミュンヘン、テレビ局の最大の拠点であるケルン<sup>4</sup>、「メディアの中心」と呼ばれるハンブルグ<sup>5</sup>などが有名である。

### （2）舞台興行のジャンル別入場者数

ドイツ舞台統計（2000／2001）によると、ジャンル別年間入場者数は、下図の通り。

表2-3-1 ジャンル別年間入場者数

オペラ	バレエ	オペレッタ	ミュージカル	演劇	青少年向け演劇	コンサート	その他の催し物
474万人	162万人	93万人	198万人	544万人	241万人	121万人	139万人

これに、海外の劇団によるドイツ公演の際の入場者数を加えると、ドイツの総人口約8200万人のほぼ4人に1人が年に1回劇場を訪れたことになる。しかし近年、舞台興行はテレビや映画をはじめとする様々なメディア系娯楽との競争にさらされ、年々来場者数が減少している。ジャンルごとの一興行あたりの入場者数では、青少年演劇、演劇、バレエの落ち込みが著しいとされる。

### （3）児童の出演に関するメディア業界の要望

メディア・教育専門家<sup>6</sup>の指摘によると、ドイツでは、児童が出演する製作番組はここ15年ほどの間に増加しつつある。以下では、NRW州が独自に行った「メディア業界専

<sup>3</sup> ベルリンは劇場の数150以上、オペラ劇場3、120の映画館等多数の文化施設を持つ。ミュンヘン（バイエルン州）には70以上の劇場やホールがある。

<sup>4</sup> ケルンはヨーロッパ最大のWDRを含む11の放送局を擁し、撮影現場が集中している。ケルンの監督官庁の説明によると、ケルンにはテレビ製作会社が大小合わせて100あり、そのうち70の製作会社で児童を出演させている。またドイツで放映されるテレビ番組の35%がケルンで制作されていると言われる。

<sup>5</sup> ハンブルグには代表的な新聞・雑誌の本社があるほか、大手出版社も集中し、また公共放送の北ドイツ放送局もある。

<sup>6</sup> 児童の就労の前後を通して児童の健康・教育のバランスを取るために配置される有資格者。詳しくは後述。

門家へのアンケート調査」<sup>7</sup>を引用しながら、メディア業界の要望を紹介する。それによると、「年少労働者保護法の保護規定は現在の製作条件に適合しているか」との質問には、適合していないとの指摘が多数を占めた。また、手厚い保護規制がドイツのメディア産業に及ぼす影響として、児童が出演する作品の減少、製作の海外移転、それに伴う雇用の減少や、ドイツ映画の国際的競争力の低下等が憂慮されている。

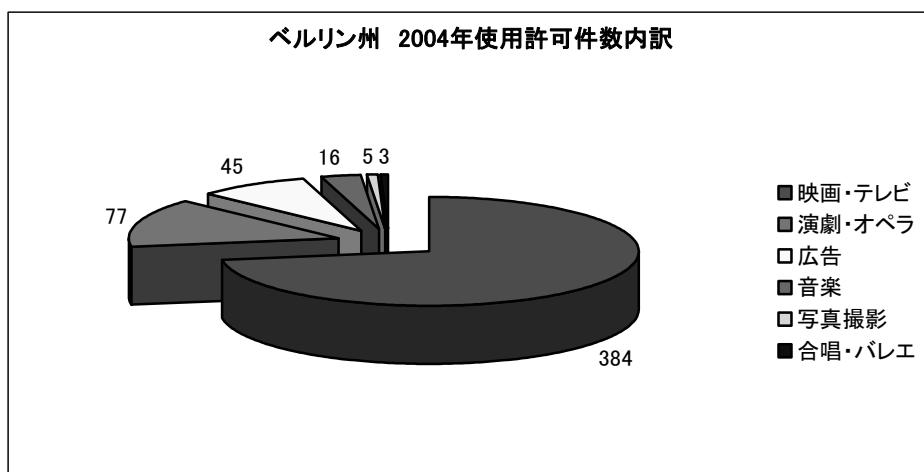
メディア業界からの要望には、①煩雑な特別許可手続きの簡素化、②1日当たりの就業時間・年間就労可能日数の上限引き上げ——などが挙がっている。また同じアンケートの中で、児童保護のための対策として、①児童の年齢に応じて、世話人<sup>8</sup>がきめこまやかに対応する、②撮影休憩中に児童が遊ぶ時間を設け、仕事とのバランスを図る、③保護者または専門家に撮影中止の権限を持たせる——などが提案された。

なお労働組合は、基本的に規制緩和には反対で、他国に比べて手厚いドイツの年少労働者保護法制を評価しており、現在の保護を存続させるべきと考えている。

#### (4) メディア・文化領域の就労の分野別内訳

ベルリン州における、演劇子役等の就労の分野別内訳（2004年）を見ると、映画とテレビが全体の4分の3を占め、それに劇・オペラ、広告を加えたものが「三大分野」と呼ばれる。

第2—3—2図 ベルリン州で許可が下りた就労の分野別内訳



資料提供：ベルリン労働保護監督署

<sup>7</sup> メディア・文化領域の専門家29名を対象とし、うち16名から回答を得た。出典は「演劇、音楽、広告やテレビ映画出演等の児童労働による心理・肉体的負担」(NRW州労働社会都市開発文化スポーツ省に提出された「年少労働者保護法」6条に関する対応についての専門家の答申)。これはNRW州が児童の就労許可に当たってのガイドラインを作成する際に基礎とした資料である。

<sup>8</sup> 年少労働者保護法の定めにより、児童を危険から守るために、許可申請をする者に確保が求められている人のこと。親でもよい。

## 第1節 演劇子役等の就労の実態

### 1. 演劇子役等の就労について、法的枠組みを前提とした各組織の役割

以下では、年少労働者の就労規制に関する法的枠組みを前提として、特別許可の発出に係る関係各組織の役割を明らかにする。

#### (1) 連邦政府

ドイツ連邦政府は、連邦法である年少労働者保護法を定め、ドイツ全土に適用している。連邦法を執行する権限は州に委ねており、監督も州が行う。連邦経済労働省へのヒアリングによれば、連邦政府が把握する範囲では、メディア・文化領域に就労する年少者・児童の深夜業に関する規制について、関係者からの改正等の要望は特段挙がっていない。

ただし過去には NRW 州から、特別許可手続き簡素化のための法改正の提案があった。すなわち、軽度な就業を許可する場合、医師の証明書と学校長の同意を省略可能とする提案である。加えて、NRW 州は、同州において長期の就労等、一定の条件のもとで児童への付き添いが義務付けられている「メディア・教育専門家」に法的根拠を与えるべきだと主張している。しかし、他の州は同提案を支持しなかった。現行の連邦法の枠内でも、州の裁量により専門家を介入させることができることから、現時点では同法を改正する必要はないとの連邦政府の考え方である。

#### ア. 許可件数及び人数

メディア・文化領域での児童の就労は許可制である。連邦政府報告書(2000)によれば、連邦各州における児童の使用許可件数及び人数は次頁表の通り。単年度と複数年度の集計が混在するため、届け出件数を単純に比較することはできないが、メディア・文化が盛んなベルリン州、NRW 州、バイエルン州は比較的件数が多いことが確認される。就労分野の内訳を見ると、演劇、ラジオ・テレビ、映画・写真撮影が大半を占める。申請が却下される件数は、概して少ない。

#### (2) 州政府

16 の州からなるドイツ連邦共和国では、各州政府が国家的性格を持っている。連邦法の執行は基本的に州の任務であり、年少労働者保護法の運用も、各州政府が裁量権を持って柔軟に行っている。同法の遵守状況のチェックは、州政府と、州政府の管轄下にある労働保護監督署が行う。

16 州の中で最大の人口を擁し、経済・政治の一大拠点として知られる NRW 州は、メディア業界からの規制緩和の要望に応えるため、2000 年 4 月、特別のガイドライ

第2—3—2表 ドイツ各州のメディア・文化領域の就労に係る特別許可申請件数等

州	許可申請件数	児童の人数	却下	内訳：						備考
				演劇	映画・写真	ラジオ・TV	音楽他	広告	その他	
バーデン=ヴュルテンベルク	195		0	84		63	37			99
バイエルン	658		18	62	403	66	403	63	18	98
ベルリン	466	2368	0							97~99
ブランデンブルク		1303	30(人) 1999年	428 (人)	669 (人)	206 (人)				97.3~99.9
ブレーメン	12		0							98
ハンブルク		2597	0		1993					98
ヘッセン	136		1	44	40	28	17	6	1	97.3~99.3
メクレンブルク=フォアポンメルン	111		7 (演劇)	106						97.1~99.9
ニーダーザクセン	204		0	113		25	53	6		97.1~99
ノルトライン=ヴェストファーレン	956	8091	2							98.1~99.8
ラインラント=プファルツ	93		2 (演劇)	23	2	61				98
ザールラント	12		0							97~98
ザクセン		2885	0							97~98
ザクセン=アンハルト	211			198			7			97.1~99.9 末
シュレースヴィヒ=ホルシュタイン	20			11				2		98
チューリンゲン			0	74		4	22			97.1~99.9

出所：連邦政府報告書「ドイツの児童労働」(2000) の記述を元に作成

ン<sup>9</sup>を交付した。ねらいは、NRW 州における児童の就労機会の拡大である。同州では従来、児童の年間就労日数を最大で 30 日と定めていたが、メディア・教育専門家を関与させることとし、適切な保護を与える代わりに就労日数の上限を外した。ガイドライン発効後、年間 30 日以上の就労は「特別手続き」を経ることによって可能になった。なお、NRW 州政府は、特別手続きの要件に該当しなくても、メディア・教育専門家を関与させるよう推奨している。

将来的には、現在の州ごとに異なるガイドラインを統一化する動きもある。ベルリンの監督官庁によると、州の代表者による連絡会議において、就労可能日数の上限（最長で週 5 日、月 15 日）が決定され、連邦全土で共通に適用されているという。

#### ア. 州政府が把握する年少労働者および児童の数

NRW 州労働社会保健省によると、2002 年および 2003 年における年少労働者の数（職業訓練中または職業訓練につく前の年少者）は、それぞれ 5 万人であった。なお、下記に①2004 年の NRW 州のメディア・文化領域に就労する年少者と児童の数、②ケルンとベルリンの監督官庁が下した特別許可件数、③2004 年にケルンの監督官庁が特別許可を出した児童の年齢別分布——を示した。ケルンは NRW 州の中でもメディア・文化の盛んな都市で、同州の許可件数の半分はケルンの監督官庁で出される。

**第 2—3—3 表 NRW 州でメディア・文化領域に就労する年少者の数（2004 年）**

メディア・文化領域に就労する児童・年少者	4318 人
うち 15 歳以下の児童	3668 人
違反件数	0 件

資料提供：NRW 州労働社会保健省

**第 2—3—4 表 年少労働者保護法 6 条に従って発出された特別許可件数と児童数（ケルン・ベルリン）**

年／項目	都市名	2000	2001	2002	2003	2004	2005
児童・年少者数（人）	ケルン	---	2040	2321	2128	1811	1720
同上	ベルリン	2327	2934	2685	2777	2626	3466
許可件数（件）	ケルン	---	485	686	865	574	471
同上	ベルリン	416	512	498	485	530	533

資料提供：ケルン労働保護監督署(StAfA)、ベルリン労働保護監督署(LAGeSi)

<sup>9</sup> ガイドラインの詳細は、本報告書第 1 部第 3 章を参照。

第2—3—5表 2004年に特別許可を出した児童の年齢別分布（ケルン）

年齢(才)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
人数(人)	5	26	40	87	110	142	171	228	273	249	150	140	107	65	24

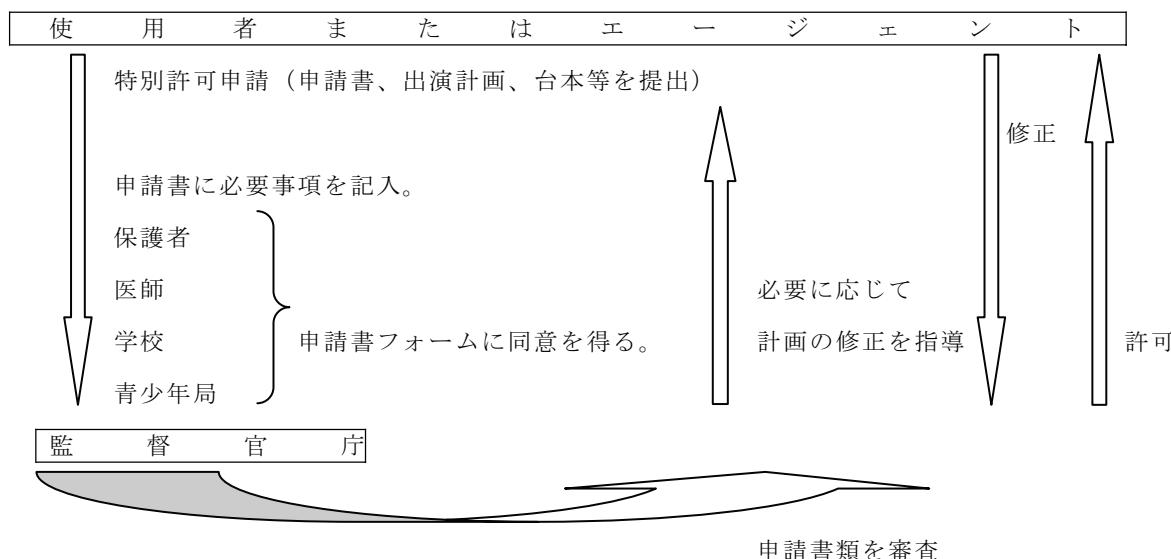
資料提供：ケルン労働保護監督署

### (3) 労働保護監督署（監督官庁）

各州の管轄下にある労働保護監督署は、特別許可申請書の提出を受け、年少労働者保護法、または州政府の定めたガイドラインがある場合はそれに従って審査し、許可を下す。申請内容に問題がある場合、監督官庁は、必要に応じて申請者である使用者や、学校等と協議を行い、児童の就労環境を整える役割を担う。ケルンの監督官庁は、許可する際に考慮すべき点として次の5点を挙げている。①出演活動が児童の年齢に合うもの、②精神的・肉体的負担を回避すること、③撮影場所の滞在時間を最低時間にすること、④休憩時間に休憩を取る場所を確保すること、⑤世話を確保することである。ベルリンの監督官庁では、②の危険回避と撮影時の安全確保を重視している。

またベルリンの監督官庁では、就労申請の関連情報を掲載したパンフレットを作成して、就労期間が3日以上に及ぶ児童の自宅に送り、年少労働者保護法の周知・普及に努めている。

第2—3—3図 特別許可手続きの流れ（例）



### (4) 労働組合

ドイツ舞台協会編「ドイツの演劇とオーケストラ」(2005)によると、舞台関係者の労働条件設定に関与するのは、①ドイツ舞台俳優連合 (GDBA)、②ダンサー・コーラス組合(VdO)、③オーケストラ組合(DOV)、④ドイツ統一サービス産業労働組合 (Ver.di) の4組合である。この4組合はドイツ舞台協会 (Deutscher Bühnenverein)との間で労働

協約を締結しているが、協約は児童には適用されない。

このうち、少数ではあるが演劇子役等の組合員を持つ Ver.di によると、基本的に児童の報酬は、個人別、演目別に個々の契約によって決定されるという。Ver.di が報酬の決定に関与する場合は、大人のための統一労働協約中に掲げられた「報酬基本表」を基礎とし、難易度、出演時間等に応じて報酬の適正額を割り出す。その表が適合しない場合は、個別に表を作成する。

児童が就労する際、一般的に保護者が契約締結者となるが、保護者は適正な報酬水準に関する知識が十分でなく、搾取されやすい立場にある。そこで組合は、保護者からの相談に応じて、児童の労働条件の向上、適正な報酬額の確保に努めている。なお、劇団側の説明によると、使用者は組合員の増加を回避するため、組合員・非組合員間の報酬の差を設けないようにしている。

#### **(5) 使用者（劇団または製作会社）**

使用者は、必要に応じてエージェント等の協力を得ながら、特別許可申請に係る必要書類を取り揃えて監督官庁に提出し、特別許可を得る。NRW 州においてメディア・教育専門家が関与する場合は、出演計画書の作成を同専門家に依頼し、受け取り後は、チェックした上で申請書類に添付して監督官庁に提出する。

演劇の場合、使用者は児童の健康や安全に関して、基本的にダブルキャストにする<sup>10</sup>ほか、健康面の管理者を用意するなどの配慮をしている。また年少労働者保護法に則り、劇場との往復の際、必ず児童に付き添いを付けるよう保護者に対し、指導している。

また使用者は継続的に特別許可を得るため、監督官庁と良好な関係を保つよう心がけている。監督官庁によると、特別許可申請の時点で違法と認定される件数は多くはなく、使用者側が法令遵守に一定の配慮をしているとされる。

#### **(6) エージェント（芸能事務所）**

エージェントは児童にオーディションを受けさせ、契約が成立すると手数料として賃金の 15 %から 20 %を受け取る。一般にエージェントは、法律の内容に明るく、使用許可申請書の添付資料である出演計画の作成に当たり、使用者に助言等を行う。また製作会社に代わって特別許可申請書を提出することもある。

ベルリンの監督官庁によると、実際に製作会社に代わってエージェントが使用許可申請をする割合は全体の 3 分の 1 程度とされる。ただし、製作会社から監督官庁に書類が提出された場合でも、実際はエージェントが申請書作成に関与している場合もあるため、全体の中でエージェントが関与する度合いは明らかではない。年少労働者保護法は、児

<sup>10</sup> 一例を挙げると、劇団でオペラを上演する場合、ダブルキャストのため、一人の児童が舞台に上るのは年間 15 回程度である。

童の就労に付き添いを付けるよう求めており、エージェントは児童を製作会社に紹介する際、付き添いも合わせて紹介するようにしている。

### (7) 児童青少年保護協会(AJS)

児童青少年保護協会は、ドイツ全土に支部を持ち、青少年保護に主眼をおいた活動を行う中で、州、市町村、学校、保護者の間を取り持つ役割を担う。メディア・教育専門家については、AJSの会員である「ドイツ児童保護基金（DKSB）NRW支部」が、NRW州のガイドライン導入時から育成カリキュラムを作成するなど、専門家の育成と発展を強力に推進した。AJSは現在も同専門家と密接な連携を保ちながら、青少年保護の観点から児童の就労に関わる問題点の把握と、その解決に向けての提言を行っている。具体的には、同専門家をより実効性の高い存在にするため、年少労働者保護法第6条を修正して法的根拠を持たせ、児童に重い負担を強いいる就労の場合、専門家の関与がドイツ全土で確保されるよう働きかけをしている。

### (8) メディア・教育専門家

メディア教育専門家は、NRW州のガイドラインに基づいて2000年から育成が開始され、2001年に誕生した。NRW州独自の取り組みであるこの資格は、在職しながら約6か月で習得することができ、履修分野は、社会教育、心理学、メディアなどである。同専門家を付けることが特別許可の要件になるのは、年間労働日数が30日を超える場合、または児童に重い心理的負担を与える場合である。同専門家は、児童の就労の前後を通して継続的に健康・教育に配慮し、保護者や学校、製作会社との連携を図りつつ、就労や就学環境、生活環境全般を整える役割を担う。

具体的には、台本を教育的観点から評価するほか、家庭や社会環境、学業、児童の適性を総合的に考慮し、学校や監督官庁と協議を行う。また特別許可の申請に先立ち、出演計画書を作成して製作会社に提出するのも、その業務の一つである。

ケルンの監督官庁によると、メディア・文化領域における児童全体の中で、年間累積30日以上、あるいは心理的負担のかかる就労の比率は低い。従って現在のところ、メディア・教育専門家を付ける必要がある就労の比率も、それほど高くない<sup>11</sup>。

## 2. 特別許可に関する法的手続きに則った具体例

以下では、特別許可に係る法的手続きを周辺にある実態・具体例を、①許可申請前後の関係者の対応、②児童の深夜業の実態、③その他具体例——について、現地調査におけるヒアリング事項をもとに紹介する。

<sup>11</sup> ケルン監督署の説明によると、管轄地域内での年間30日以上の特別許可件数は、年間で約5件、またメディア・教育専門家が付く件数は年間15～20件である。

## (1) 許可申請前後の関係者の対応

### ア. 学校の関与

特別許可申請に係る関係者の中で、学校は比較的重要な役割を担う。ケルンの監督官庁によると、成績低下のため、学校が就労に同意を示さない例は良くある。ちなみに、許可申請書に同意が必要とされる関係者のうち、医師は児童が職業を遂行する上で特段問題がなければ、基本的に同意を与える。ケルンの監督官庁は、医師が同意しないケースはほぼ皆無と述べている。同じく青少年局<sup>12</sup>も、学校に比べて同意が得られない率は非常に低い。

児童への過重負担を懸念し、就労させないでほしいとの要請が学校側から寄せられれば、監督官庁は使用者側に連絡し、他の児童を割り当てるよう依頼する。

### イ. 監督官庁による指導

特別許可申請に係る監督官庁への提出書類について、法には規定がないため、監督官庁が必要と判断したものを製作会社に要求している<sup>13</sup>。ケルン、ベルリンの両監督官庁では、台本または出演内容が分かるものを提出させ、作品の内容や就労・撮影現場の危険度などをチェックする。

審査に係る対応は、監督官庁によって異なる。ケルンでは、基本的に合法である限り許可しており、児童の健康や教育に支障があるとして学校側から問題提起があれば、その都度必要な措置を取る。一方ベルリンの監督官庁は、法律上は合法でも、児童への健康面への負担を考えて撮影計画を変更させるなど、より踏み込んだ対応が見られた。

具体的には、週に3日以上、期間が30日以上に及ぶ、頻繁かつ長期に渡る映画の撮影において、終了時刻を午後10時として許可申請が提出されたが、ベルリンの監督官庁は、児童の負担を軽くするため、終了時刻を午後9時に変更させた上で許可した。また、児童が高い危険なところで演技をするという設定が台本にあったため、監督官庁が許可を拒否し、紛糾した例があった。このケースでは、製作会社と監督官庁が協議を重ねて歩みより、条件付きで許可を出すに至った。

### ウ. 許可申請と実際の就労地が異なる場合の官庁間の情報交換

許可申請は、使用者の所在地がある監督官庁に対して行うこととされているため、申請地と撮影地が異なる場合がある。州をまたがる場合、撮影地の監督官は、他の州の規則に従って就労状況をチェックする必要が生じる。この場合、許可を出した監督官庁か

<sup>12</sup> 青少年局は、社会法典の一つである児童青少年扶助法に基づいて設置され、児童青少年の健全育成のために児童青少年に関する助言、援助、指導、行政的措置を行う機関。児童の特別許可申請に際しては、青少年保護の観点から同意を与えるかどうかを決定する。

<sup>13</sup> 卷末に、資料1～3として、監督官庁への提出書類、就労許可書、契約書サンプルを添付した。これらは現地実態調査において、関係者より入手したものである。

ら、撮影地の監督官庁へ関連書類を送付するなどの情報提供が行われる。しかし、ヒアリングした限りでは、監督官庁の担当官は、他の州の規定には明るくなく、実際に就労状況を把握し、必要な指導を行うのは容易ではないとの印象を受けた。

## **(2) 児童の深夜業の実態**

演劇の開始時刻は通例午後8時頃と日本よりは遅く、公演時間は約2時間である。終了時間によって、児童は終演時間まで残ることもあれば、出番が終わり次第帰ることもある。劇団への取材によると、オペラの上演時間は午後7時30分から10時30分の3時間程度で、児童の出演は午後8時過ぎまでであり、出番終了後はカーテンコールを待たずに帰宅させている。

児童へのヒアリングによると、健康や教育の面からは午後11時で帰宅したほうが良いというのは分かるが、個人的意見としては、最後まで残って自分の演技に対する評価を受けたいとの要望がある。こうした強い要望から、過去に一度だけ、午後11時以降に劇場に残り、カーテンコールを受けたことがあるという。具体的には、3時間という長い劇（うち児童の出番は約30分）の初演の日のみ、最終的に午後11時30分まで劇場に残った。特別に、劇団側と保護者が合意文書を作り、保護者がその時間に劇場にいることを条件として実現したという。

舞台興行に比べ、映画の撮影はいつでも切り上げができるという理由から、深夜業の上限は舞台興行よりも1時間早く、午後10時までとされている。しかし、実態を聞くと1日あたりの労働時間、深夜業の上限が守られていないケースがあった。例えば夜のシーンについて、監督官庁はフィルタをかけるなどの技術的な対応で、昼間撮影することが可能と説明する。しかし児童（7年生、日本で言えば中学校1年生に当たる）からのヒアリングでは、映画製作のため、実際には夜間撮影を行っており、撮影開始時刻は通常午後5時以降、撮影終了時刻は、最も遅かった時で深夜1時頃であったとの例も聞かれた。監督官庁が許可した時点での就労予定時間と、実際の就労時間に大きな乖離があることが伺われる。

## **(3) その他具体例**

### **ア. 幼児（3歳未満）の就労**

3歳未満の幼児のメディア・文化領域での就労は、年少労働者保護法で禁止されているが、広告等には幼児が出演している。NRW州労働社会保健省の見解では、幼児に就労を強制することはあってはならないが、親に支えられ、自然な状態を撮影されるのは、ぎりぎり合法としている。その場合、幼児に指示を与えることが出来るのは親のみである。

ケルンの監督官庁によると、3歳未満の場合、監督官庁は特別許可を与える義務がなく、自然な状態での撮影は許可なしでよいとされる。過去には、NRW州労働社会保健省が青

少年局と協議し、児童の労働について勧告書を出すという案も浮上したが、却って児童の労働を増やす恐れがあるとして取りやめられた。

#### **イ. 労働時間に含まれない「移動時間」**

現行法の規定では、移動時間は労働時間に含まれない。従って、学校関係者の指摘によると、遠方で撮影が行われる場合、就労時間自体は合法でも、移動に時間がかかり、実際に児童が帰宅するのは深夜になる場合が考えられる。ただし、仮に移動時間を労働時間に含めるとすると、使用者が児童を撮影地付近に住まわせようとし、児童の日常生活に影響が及ぶことが懸念される。関係者がケースバイケースで総合的に就労の可否を判断しているのが現状である。

#### **ウ. 世話人・付き添い人の報酬**

年少労働者保護法は、児童の就労に世話人や付き添い人を付けることを求めている。世話人の資格要件は特にないが、ベルリンの監督官庁は、年少労働者保護法や州の行政規則に詳しい人が望ましく、とりわけ教職免許保持者を推奨している。教職免許保持者であれば、空き時間に児童に補修を行うことができるからである。監督官庁の説明によると、世話人の経費は製作会社が負担するとされ、親が世話人を務める場合は親に対し、製作会社が報酬を支払うことになっている。しかし、劇団に取材したところ、親あるいはその代理人である「世話人」には報酬を支払わないと言明しており、食い違いが見られる。経費負担は使用者が行うのが望ましいが、必ずしも支払われないという実態があるものと見られる。

### **3. 問題とその解決方法**

関係者へのヒアリングから、①メディア・教育専門家が取りうる手段、②適正な報酬額の設定——の2点について、これまでに問題が起き、対策が取られたケースが明らかになった。

#### **(1) 児童への過重負担への対応**

台本中に子どもに心理的負担がかかるシーンがある場合、メディア・教育専門家は、親と一緒に台本を読み、親子それぞれと、子どもに与える影響について意見を交換する。

また就労中、児童に疲労が見られる場合に、メディア・教育専門家は、保護者に対し撮影中止を進言するか、あるいは休憩を入れさせることができる。同専門家には撮影を中断する権限は認められていないが、製作会社との契約の中に、「メディア教育専門家は児童の福祉・幸福が保証されていないときは、撮影場所を去ることができる」との項目があり、最終手段としてはこれを選択することができる。同専門家が撮影現場を去ると、

児童の就労要件が不備となるため、使用者は撮影を中止せざるを得なくなる。

## (2) 適正な報酬額の設定

ドイツでは、児童が就労する際の契約締結者は基本的に親である。しかし、親に十分な知識がないため、報酬額が適正かどうかを判断することが出来ないという問題が、組合やメディア・教育専門家から指摘されている。それを回避するための一つの手段は、契約締結時にエージェントを関与させることである。エージェントを通すと、児童の権利保護が適正になされるが、その代わり出演料の15%から20%に及ぶ手数料をエージェントに支払わなければならない。親によっては、その手数料を負担に感じる場合もある。組合の指摘によると、エージェントが意図的に報酬額を引き上げ、手数料を可能な限り多く引き出そうとする傾向があるという。それが親や児童には「良い演技をしなければ」というプレッシャーになるという。

## 4. 課題

関係者へのヒアリングから、①監督官庁による就労の実態把握、②児童の健康や教育と就労のバランスを確保する役割を担う専門家の活用——の2点が課題として浮上した。

### (1) 監督官庁による、就労の実態把握

ケルンの監督官庁の場合、年間の許可件数が574件にのぼり、許可後の就労状況のチェックは人員の制約もあって実行は難しい状況である。ベルリンの監督官庁は2004年から抜き打ちの見回りを開始したとのことで、これまでにはチェックが実質上行われていなかつたことが推察される。

現在ベルリン監督官庁の担当者は4名おり、自らが許可を下した件についてチェックを行うとされる。2004年のベルリンにおける許可件数は530件あり、申請書類の審査をしつつ、担当者1人当たり年間120件の許可後チェックを行わなければならない。ベルリンの監督官庁が抜き打ちで見回りをしたところ、特別許可申請されていない児童が就労しているケースや、1日あたりの就労可能時間の上限を超えて1日5時間就労させているケースが発見された。

NRW州労働社会保健省は、法令遵守の確認方法について、①現場での無作為検査、②通報や不服申し立てに基づくチェック、③テレビ等の報道——を挙げ、これ以上の経常的な監督は、人員不足のため不可能であると指摘している。

人員の確保という課題に加えて、監督官にはメディア業界の実情や児童心理等に関する専門的知識がないため、専門領域の意味でも監督機能が備わっていないという問題がある。根拠法が「年少労働者保護法」で管轄官庁が労働分野であることも、青少年保護という観点が入りにくい要素であると言える。

また個別例では、次のような課題がある。

#### **ア. 日程の変更・延長への対応**

映画撮影の場合、往々にして予定通り撮影が進行せず、製作会社の都合で就労期間が延長されるケースがある。しかし現行のシステムでは、監督官庁はそうした計画の変更を関知しえない。学校関係者によれば、保護者を通じて学校に日程延長に関する情報があり、校長が製作会社に是正を求めたことがあるという。しかし学校関係者は、基本的に保護者と児童本人は、製作会社の意向に逆らいづらい傾向があると指摘している。

また児童に疲労が見られ、メディア・教育専門家が撮影の中止を進言する場合もある。それに対し製作会社は、期間が延長になると、その分経費負担が増すとして難色を示す場面もあるという。その一方で、保護者の指摘によれば、製作会社は保険に加入しており、撮影期間が延びても損害は被らないはずとのことである。使用者によって対応にばらつきがあるものと見られるが、児童に過重な負担をかけないためにも、保護者が十分な知識を有することが求められる。

#### **イ. 管轄が複数の州にまたがる場合の年間就労日数の把握**

児童の年間累積就労日数は、各監督官庁で情報を管理し蓄積しているが、扱う情報は管轄地域内に限られており、他の州での就労については関知しえない。許可申請に係る関係者の中で、1人の児童について他の州での就労に関する情報を有しているのは青少年局であるが、青少年局と監督官庁との情報交換はあまり活発ではない。NRW州労働社会保健省は、青少年局と監督官庁との連携を今後の課題の一つに挙げた。

#### **(2) 専門家の活用**

NRW州で導入されたメディア・教育専門家を例に取り、課題を述べる。大きく分けて身分保障、権限の付与、という2つの課題がある。現在NRW州では、専門家を有効に機能させるための模索が続いている。

#### **ア. 専門家の身分保障**

メディア・教育専門家は、児童の就労機会拡大の切り札としてNRW州で導入されたが、児童の側から見ると必ずしも有効に機能しているとは言えない。同専門家は、製作会社に縛られずに児童の健康や教育を第一に考えて発言する必要があるとして、フリーランスという形態が選択された。しかし、製作会社側は、専門家を付けるとコスト増になるため、進んで雇おうとする姿勢は見られない。製作会社とプロジェクトごとに契約を結び報酬を受けるという立場上、専門家が製作会社の意向を完全に無視することは、事実上難しい。業務量の変動が激しく、収入が安定しないのも不安要因で、メディア・教育専門家の多くが本業としては生計を立てられず、副業を持つ人が多い。これまでにNRW

州で育成された計32名のうち、現在までメディア・教育専門家としての活動を継続しているのは7名に過ぎない<sup>14</sup>。

児童の健康と教育を保護するため、製作会社に対し、より強い発言力を得るために、安定した身分の確保が必要と言える。

#### イ. 専門家への権限の付与

専門家は保護者に代わって児童に付き添うことはできるが、法律の専門家ではないので、問題が起きたときに対策を取る法的権限はなく、また保護者に対しても強制力のある権限は持たない。メディア・教育専門家の関与を実効性のあるものにするためには、例えば撮影を中止する権限など、更なる権限の付与が課題とされる。

### 第2節 演劇子役等の教育と学習

児童がメディア・文化領域で就労する場合、休暇期間中に集中的に映画の撮影等を行う場合を除いて、学校生活とのバランスは避けて通ることの出来ない問題である。ここでは、前提条件としてのドイツの学校教育制度の概要を述べた上で、児童の就労と学校生活の関係を現地調査でのヒアリング事項をもとに紹介することとしたい。

#### 1. ドイツ学校教育の概要

##### (1) 教育制度

ドイツ連邦制のもとで、教育に関する基本的権限は各州に委ねられている。他方、「デュアルシステム」<sup>15</sup>と通称される二元制の職業教育に関する規則は連邦の所管事項である。ドイツの学校制度は、日本の「6・3・3制」のような単線型と異なり、初等教育終了後に、種類の異なる学校を選択し就学する複線型である（第2—3—4図 ドイツの教育システムを参照）。

児童は原則として6歳で基礎学校（グランドシューレ）に入学し、4年間の初等教育を受ける<sup>16</sup>。通常10歳で基礎学校を卒業した後は、児童の適性・能力に応じて①基幹学校（ハウプトシューレ。卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制）、②実科学校（レアルシューレ。デュアルシステムのプロセスへ進む場合と、上級専門学校に

<sup>14</sup> メディア教育専門家はガイドラインと歩を一にして2000年から育成が開始されたが、2001年を最後に後続の育成は行われていない。各年度16名を育成したため、現在の有資格者は32名である。

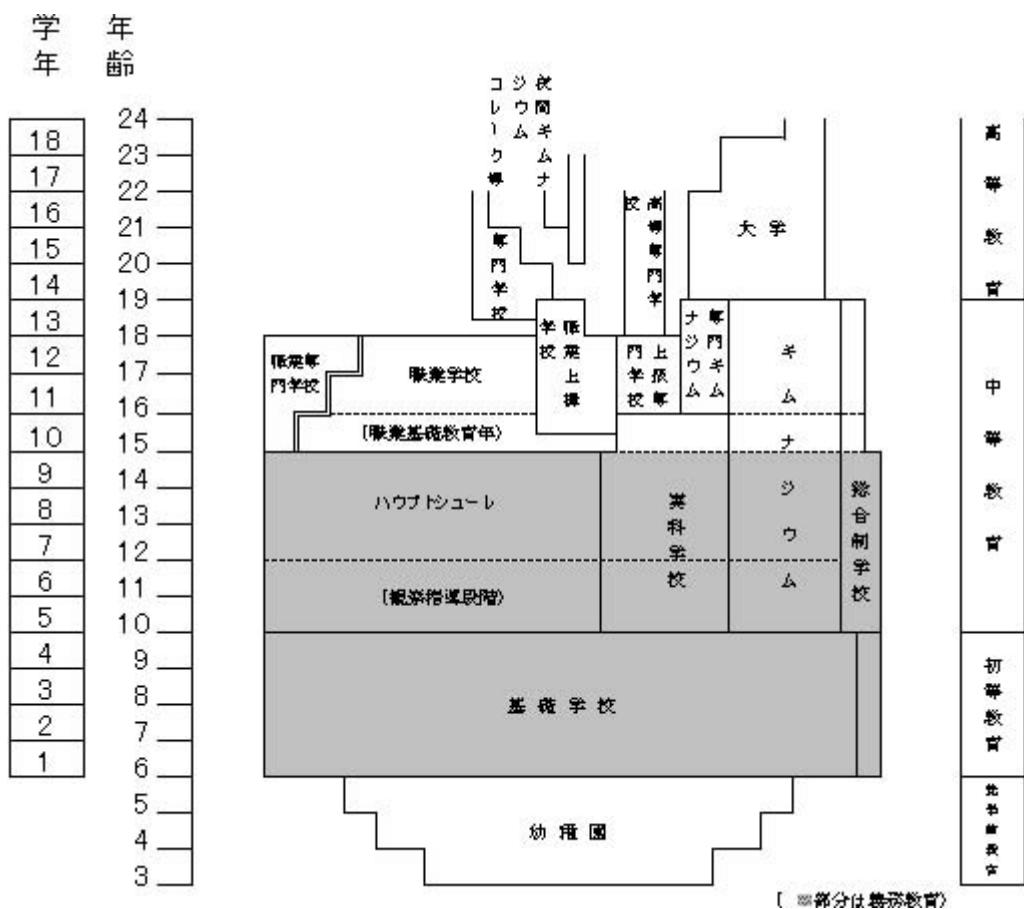
<sup>15</sup> ドイツでは、義務教育期間終了後、全日制の学校に通学しない生徒に対し、定時制の職業学校就学義務（通常は3年）を課している。具体的には、週1日～2日、職業学校で専門的知識を理論的に学びながら、徒弟として企業に勤務し、企業内訓練を受ける。このように企業の職業訓練と職業学校における就学とを並行させるシステムをデュアルシステムと呼ぶ。ドイツ外務省のホームページによると、2002年現在、職業学校に通う生徒数は全国で180万人おり、ドイツの若者の大半がデュアルシステムに組み込まれているとされる。

<sup>16</sup> ベルリンとブランデンブルグ州では6年間である。

進む場合に分かれる。6年制)、③ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。9年制)の3つの中等教育機関に振り分けられる<sup>17</sup>。加えて、この3つの学校形態を包含した総合制学校(ゲザムトシューレ)があるが、これはあまり普及していない<sup>18</sup>。

中等教育卒業後の進路は、基幹学校卒業の場合、職業学校に行くと同時に企業内で職業訓練を受ける、いわゆる「デュアルシステム」に基づく職業教育の段階に進むのが一般的である。実科学校の修了資格を得た場合は、「デュアルシステム」のプロセスへ進む場合と、上級専門学校に進む場合に分かれる。ギムナジウムに進学している場合は、上級段階に進んでアビトゥア(ギムナジウム卒業資格試験、合格により大学入学資格を得る)に備えるのが一般的とされる。

第2—3—4図 ドイツの教育システム



資料出所：2004年度 文部科学省 教育指標の国際比較

<sup>17</sup> ただし、早期選別の不合理を緩和するため、最初の2年間はオリエンテーション段階と呼ばれる観察段階とし、2年目修了時に最終的に進学先を決定するというしくみが多くの州で採用されている。

<sup>18</sup> 2001年に発表された文部省による全国調査での8年生の生徒の割合は次のように分かれます。ハウプトシューレ22.7%、実科学校24.4%、ギムナジウム29.5%、総合制学校8.9%。(出典：ドイツの保育・教育制度と子育て「フランスとドイツの家庭生活調査」)。

## (2) 義務教育

ドイツの義務教育は、連邦憲法（基本法）、各州の憲法、教育関係法等を根拠としており、①子どもが教育を受ける権利及び就学する義務、②子どもに教育を受けさせる権利と義務を保護者に与えている。州及び市町村には、学校を設置する義務及び助成する義務がある。

すべての州で義務教育は満6歳で始まるが、保護者から申請があれば、基準日に満6歳とならない児童にも早期就学を認めている。義務教育年限は、一般的には6～15歳の9年間、ベルリン州、NRW州などを含む5州が6～16歳の10年間である。

## (3) 学校制度全般にかかる諸事情 (NRW州の学校を中心)に

以下は断りのない限りNRW州学校・継続訓練省の資料による。NRW州では、学校年度の始まりは8月1日、終業が7月31日で、2学期制（1学期は8月1日～2月頭、2学期は7月頭まで）である。休暇の期間は州によって異なるが、NRW州の場合は、秋季休暇として10月に2週間、クリスマス休暇として12月～1月に2週間、イースターハイスクールとして3月～4月にかけて2週間、夏季休暇として7月～8月にかけて6週間ある。

成績評価は基本的に6段階評価で、ギムナジウム上級段階では0～15点で評価される（第2—3—6表参照）。6段階評価の4未満、または15点満点で5点未満の科目が2つ以上あると「要注意」とされ、義務教育期間中でも留年させられる可能性がある。

ちなみに学校関係者の話によると、15歳の3分の1が落第しているという。

第2—3—6表 NRW州の成績評価

評価	優秀	良	適當	可	不良	不可
段階	1	2	3	4	5	6
点数	13～15	10～12	7～9	4～6	1～3	0

ドイツでは伝統的に子どもの教育は親が責任を持つものとされ<sup>19</sup>、半日制の学校が一般的である。しかし、経済協力開発機構（OECD）の国際学習到達度調査（2000年）<sup>20</sup>でドイツの学力低下が明らかになり、危機感を抱いた文部省は、2003年より全日制

<sup>19</sup> 基本法6条に「子どもの教育は親が本来的に持つ権利であり、何よりもまず親に課せられた義務である」と規定されている。

<sup>20</sup> 2000年以降、OECDが3年に1度の頻度で行う調査。2000年の調査には32か国（OECD加盟国28か国、非加盟国4か国）の15歳児、約26.5万人が参加。評価のポイントは、知識や技能の実生活への応用力である。ドイツの総合読解力の平均得点は、21位と振るわなかった。ちなみに日本の総合読解力は8位であった。

への移行に力を入れている<sup>21</sup>。その結果、最も全日制が進んだベルリンではその割合が2004年現在で32%、NRW州では25%となった。それ以外の州では多くても10%とされ、まだ割合が非常に低い。

NRW州学校関係者への取材によると、半日制の初等教育の場合、基本的に始業時間は午前8時、終業時間は午後1時から1時30分である。中等教育の場合、平均終業時刻は午後3時30分とされ、ヒアリングした児童の終業時間は通常午後2時30分であった。

## 2. 児童の就労と学校教育との関係

児童が就労するには、学校（校長または担任）の同意が必要である。国は児童に義務教育を施す義務があり、親は子どもに義務教育を受けさせる義務がある。特別許可に学校の同意が必要なのは、その責任を免除するためのものだ。

学校は児童の学習の進度などを鑑みて、特別許可に同意を与えるかどうかを決めており、短期の就労であれば、校長は基本的に同意する。一方、連続ドラマ撮影など就労が長期に及ぶ場合は、必要に応じて製作会社と協議を行い、学習と就労とのバランスが取れるようにする。

例えば休学が長期間に及ぶ場合は、学校側は学習プログラムを提供、家庭は家庭教師を付けるなどして学習進度を確保しようとする。ただしそれが奏効しているかどうかは、担任、校長の就労への理解、児童の成績、仕事の頻度などにより、ケースバイケースで一概には言えない。ちなみに、成績不良で落第した場合、校長の判断で、その後の就労を認めないこともある。

ヒアリングした児童について言えば、学校の同意を得て、学業と並行して芸能活動を行う場合も、基本的に学校優先である。前述のようにドイツでは半日制の学校が多いため、日本に比べると、稽古や公演のために学校を早退する必要性が薄い。また学校関係者によると、演劇は基本的にダブルキャストなので、出演のために連続して毎日早退するということはないという。ある演劇子役の放課後の過ごし方の具体例を挙げると、舞台の稽古に通うのは週2回程度で、頻度から言えば児童への負担がそれほど重いとは言えない。放課後に本番がある時でも、通常の時間に下校し、宿題等を済ませた後に劇場入りすることが可能だ。

演劇等の活動で学校を欠席しがちな児童の進級の可否は、年度末に行われる特別確定会議において、スポーツや病気等の理由で通学できなかった児童と同様に検討される。学校関係者の話によると、可否に当たっての確たる判断基準はなく、登校したときの様子、論文、試験等で総合的に判断する。

---

<sup>21</sup> 出典：ドイツの保育・教育制度と子育て「フランスとドイツの家庭生活調査」

### **3. 保護者と学校の関係**

特別許可を継続的に得るために、学校と保護者とが良好な協力関係を保ち、子どもの学習の進度を保つことが不可欠である。ヒアリングした保護者も、学校側との対話・協力を重視し、例えば学校の入学前に児童の芸能活動の実績を学校側に伝えるなどして、学校の理解と配慮を得ようとしていた。家庭が塾や家庭教師を手配する際、学校の紹介を受けた例もあった。

学校関係者によると、学校側も、児童の成績・全体像や、保護者をよく観察するよう心がけている。加えて、現時点で児童に特に問題がないとしても、将来のことも含めて、保護者と情報交換をし、意思の疎通を図ることが重要と考えている。

なお学期中の就業には学校の同意が必要だが、週末や休暇中の就業は、保護者に決定権がある。

### **4. 問題とその解決方法**

関係者へのヒアリングから、児童の就労と学校の関連で、①保護者と学校の協力、②交友関係への配慮——について、過去に問題が起き、対策が取られたことが明らかになった。

#### **(1) 保護者と学校の協力**

保護者の中には、子どもが有名になることを通学より重視する者もあり、学校と意見が対立することがある。学校は保護者との対話を重ねることにより、良好な協力関係を築こうとしている。

また短期の就労の場合、保護者が学校の許可なしに就労させるのはよくあることで、度重なる場合には、保護者を学校に呼んで適切な対応を求める。保護者の判断で就労できる休暇中に仕事をし、休みが明けても学校に出てこないことがある。学校は、保護者が子に就学させる義務を果たさない場合、学校法に基づいて保護者に対し数100～2000ユーロの範囲内で罰金を科す事が可能であり、過去には罰金を課した例もある。

#### **(2) 就労する児童の交友関係への配慮**

NRW州学校関係者の経験談によると、他の児童との共有体験の少なさから、就労する児童が特別視されるケースもある。学校側はこうした就労の影響を緩和するため、遠足などの行事の際は、児童や保護者に参加を働きかけ、他の児童との交流を促進する努力をしている。

## 5. 課題

### (1) 長期欠席する児童の学習進度確保

保護者の話によると、舞台興行の場合は、学業との両立にあまり不都合はない。一方、映画撮影の場合は、一般的に数日間まとめて撮影に入るため、その間学校は終日欠席となり、児童によっては学習の進度に支障が出ることもある。

次のような具体例がある。大勢の児童が出演する映画の撮影のため、長期休暇中にドイツ全土から児童が集められた。撮影期間がずれ込んで3か月に及んだため、休暇期間が終了したにもかかわらず、休暇明け1か月間、復学できない児童がいた。

長期間、撮影のために通学できない場合は、授業に遅れを取らないよう学校が提供する教材で独学したり、専門家が学習を見たりする。問題は、教師が児童の芸能活動に理解を示さない場合で、ヒアリングでは、数学の教師から教材が送られなかつたため、授業に追いつくのに苦労したとの経験談が聞かれた。ちなみにその児童（8年生、日本で言えば中学校2年生に当たる）は、数学では「不可」を取ったが、追試を受けて何とか合格することができた。

## 第3節 演劇子役等の健康・家庭生活

児童の就労に際しては、児童の福祉や道徳の保護、その心身の正常な発育が確保されなければならない。そこで以下では、ドイツにおける児童福祉を概観した上で、現地調査のヒアリング事項をもとに、演劇子役等の健康・家庭生活の問題について具体例を紹介する。

### 1. 児童福祉の概略紹介

ドイツで児童福祉の問題を所管しているのは、連邦レベルでは連邦家庭・高齢者・女性・青少年省（BMFSFJ）、州レベルでは州の青少年局、地方では各市町村の青少年局である。法的基盤は、児童・青少年扶助法（Kinder-und Jugendhilfegesetz, KJHG）である。同法は、ますます複雑化する世界において児童の成長を阻害する要因を和らげることを目的としている。

なおドイツでは伝統的に、福祉の分野における民間活動の比重が非常に高く、青少年の健全育成に関しては、連邦児童・青少年扶助活動機構（Bundesarbeitsgemeinschaft Kinder-und Jugendschutz, BAJ）やドイツ児童保護団体（Deutsche Kinderschutzbund）が知られている。また児童・青少年扶助法も3条、4条で公的な青少年援助機関と民間団体の協力義務、および民間団体助成原則を定めている。

他方、青少年に対する公共の場所での規制を定めるのは「年少者保護法」（Jugendschutzgesetz）である。同伴者なしに、一定の時刻にレストランやディスコ等に

滞在することに対し、規制をかけている<sup>22</sup>。

## 2. 家族サポートの具体例

ヒアリングした範囲では、劇場と自宅または学校間の移動の場合、基本的に保護者または世話人による送迎が行われている。演劇に従事する場合は、公演開始時刻が決まっているので、迎えの予定が立て易い。ちなみにベルリンのガイドラインでは、暗くなつてから、あるいは、午後8時以降には必ず付き添いを付けるように定めている。

また児童の年齢にもよるが、自宅を離れて長期間、撮影が行われる場合など、撮影開始直後は保護者が基本的に児童に付き添っているとの例が聞かれた。撮影開始後、一定期間が経過した後は、家庭の事情により、付き添いをメディア・教育専門家に一任することもある。その場合は、就寝時間、食事内容、外出の条件などについて、保護者とメディア教育専門家が綿密に協議を行う。

メディア・教育専門家の指摘によれば、年齢が上がれば上がるほど、また就労の経験が多いほど、保護者が同伴せず、メディア・教育専門家に任せる傾向にあるという。

## 3. 児童、家族のヒアリング結果

ヒアリングした限りでは、親は、児童の就労を成長の機会ととらえ、応援しようとする姿勢が見られた。以下では、就労により、児童の生活に問題が生じたか、という観点から、項目別にヒアリング結果を紹介する。

### (1) 財産管理

ドイツでは、財産管理は親が行うものとされ、児童の財産保護について現行の法体系には規定がない。専門家が今後に向けて検討中であるが、中には児童の収入に依存して生活する親もあり、親の財産管理に問題がある場合は、青少年局が親に代わって財産を管理することもある。

### (2) 健康管理

劇団側の説明によると、特別許可申請に医師の同意が必要であるため、健康面で問題があれば特別許可が下りず、事前に問題は回避されるという。また就労中に体調を崩した場合も、演劇の場合は代役が効くので、児童にかかる負担は比較的少ないとされる。一方、映画などは大勢出演する中の1人である場合を除いて、代役が効かないという問題がある。

ちなみに保護者へのヒアリングでは、許可された労働時間を超えて、休憩時間無く働くことがあるが、就労によって健康面に負の影響があると言う意見は特段聞かれ

<sup>22</sup> 東京都にも、同様の趣旨の条例（東京都青少年の健全な育成に関する条例）があり、夜間の児童外出に関し、一定の規制をかけている。

なかった。ただし、学校の長期休暇中に集中的に仕事をする場合など、学期中は通学、休暇中は就労に従事するため、児童にとって休む間がないとの問題提起がメディア・教育専門家や学校関係者からなされた。

### **(3) 教育学的配慮**

親は子どもに有名になってほしいあまり、子どもの心理状態にまで配慮が及ばないことがある。番組の中には、悲惨な家庭の現状を取材して報道する「リアリティーショー」などというものもあり、貧しい家庭の親が子どもを見世物にすることでお金稼ぎをしているとして教育学的に問題視されている例もある。問題のある家庭や親への援助としては、金銭面よりも人的援助が中心で、ドイツに多い民間の青少年・児童保護組織の担当者が家庭を訪問したり、子どもが担当者のいる施設に通所するといった対応が取られることが多いが、場合によっては、児童がハイム等の施設や他の家庭に入って生活することもある。

また児童にメディア・教育専門家がつく場合、専門家は、仕事を受けることについて、児童の自発的欲求か、親の意向なのか、家庭訪問して子どもの境遇を把握した上で確認している。専門家が学校と連絡を取ることもある。

### **(4) 深夜労働と翌日の通学**

児童が深夜まで就労した翌日、朝から通常どおりに通学するのは、健康面で支障がある場合もある。しかし、メディア・教育専門家が介在することにより、翌日は学校に行かなくとも良いとの合意を、学校側と結ぶことが可能である。ただし専門家は、学習の進度確保のためには、年齢が上がれば上がるほど、翌日休むよりは学校へ行ったほうがよいと指摘する。

## **おわりに**

以下では本章の柱に沿って就労・教育・健康・家庭生活の3点から今後の課題を強調したい。

**【就労】**申請段階での法律遵守は、関係者の努力もあって成果が出ているようである。ただし実際上は、当初の予定通りに撮影が進まず、休憩時間を返上して撮影に当てたり、学校を予定より長く欠席して就労するケースがヒアリングで明らかになった。こうした児童の就労の実態を把握する機能が、人員という意味でも、専門領域という意味でも、監督官庁側に備わっていないことが問題点として挙げられる。

**【教育】**児童が演劇子役としての活動と学業とを両立させるには、担任の教師や各科目担当教師の活動への理解と、出席できなかった授業内容のフォローアップのための協力が不可欠である。しかしヒアリングで得られた結果によれば、それが必ずしも確保されるとは限らない状況にある。成績が低下すれば、就労許可申請の際必要とされる、学校

の同意が得られなくなる可能性があることから、児童の芸能活動に対する学校側の理解と配慮が求められる。

【健康・家庭生活】演劇子役等としての活動は、他の一般的な就労とは意味合いが異なり、児童にとってのチャンスであるとの認識が先行し、場合によっては児童の健康や教育への配慮より就労の方が優先されることもある。映画の撮影期間の延長など、児童の健康と教育にとって負の影響がありうる場合でも、本人が仕事に意欲的な場合はもとより、親も機会を逸したくないという気持ちが強くなりがちである。親は児童の健康や教育に配慮する立場にありながら、実際にはそれを必ずしも確保することが出来ていないという問題がある。

NRW州政府が指摘したように、この問題には、産業振興のためのメディア・文化領域の発展促進と、年少者の保護との相反する2つの方向性がある。また年少労働者保護法が制定された1976年当時に比べ、メディア・文化領域と言った場合の「メディア領域」、つまり映画やテレビ撮影等の活動が活発化しており、法律制定当時に想定された就労と、必ずしも一致しないケースが出てきている。青少年保護団体関係者は、新しい時代の働き方に即した工夫が求められていると主張しているが、その認識は、必ずしも連邦政府や多くの州では共有されていない。

関係各方面へのヒアリングから、現在は、労働・教育・福祉の各関係者がそれぞれの範囲内で児童の保護と育成のために最善を尽くしている状態であるとの印象を受けた。それは裏返すと、健康や教育、福祉、メディアという利害の異なる関係領域の中で、中立的見地から、児童に総合的に目配りする者が誰もいないということでもある。基本的に、児童や保護者は製作会社に対して弱い立場にあることから、当事者とは別の観点から児童を保護しつつ、子役活動を支援する存在として設定されたNRW州のメディア・教育専門家は注目に値する。ただし、NRW州が規制緩和に踏み出すに当たっての切り札であったメディア・教育専門家は、既に述べたように実行上様々な問題を抱えており、現在は十分に機能しているとは言いがたい。同専門家を活かし、実効性のある存在にするための取組みが待たれる。

## 参考文献

- 仲村優一・一番ヶ瀬康子編『世界の社会福祉 ドイツオランダ』旬報社、2000年  
新野守広『演劇都市ベルリン』れんが書房新社、2005年  
内閣府経済社会総合研究所、財団法人家計経済研究所委託研究「ドイツの保育・教育制度と子育て」フランスとドイツの家庭生活調査－フランスの出生率はなぜ高いのか－、2005年4月 pp103-109  
Deutscher Bundestag, *Bericht der Bundesregierung über Kinderarbeit in Deutschland*, 2000

Bundesverband Deutscher Theater, *The Legal Structure-Collective Agreements and Employment Contracts Theaters and Orchestras in German*, 2005

Recommendations for the handling from special permissions to law for the protection of young workers, Psychological and physical loads by kinderarbeit with stage performances, music performances, advertising meetings, other performances and in TV and film productions

#### 資料1 監督署宛、児童使用申請書

労働保護監督署-LAGetSI宛

舞台興行における児童の使用

担当者宛、  
前回の初日を迎えます。

2004年9月〇日に〇〇劇場で〇〇〇〇の演出により出し物、ゲールハルト・ハウプトマンの「日没前」の初日を迎えます。

演出に応じてこの戯曲に児童の出演が予定されています。我々は戯曲の中で下記の児童2名を使用したいと思います。児童は交代で出演します。

児童氏名 生年月日 生年月日

必要な両親、家庭医、学校および青少年局の同意書を添付します。芸能面での役割について同封書類の中で説明しています。

この戯曲は演劇シーズンが終了するまで(2005年6月〇日)月に3回から4回ほど上演されます。

男童のために控室が用意されます。稽古および公演のために児童が劇場にいる間の世話および家から劇場までの往復は両親が引受けます。

我々は年少労働者保護法第6条に基づき出し物、「日没前」で上記の児童を使用する許可をお願いします。

敬具  
…の代理として

差出人

#### 年少労働者保護法第6条に基づく催し物における児童の就業許可

申請日：2004年9月〇日

拝啓  
就労年少者の保護に関する法律(年少労働者保護法-JArbSchG) [1]の第54条と関連した第6条第1項に基づき、下記の許可を与える。  
児童氏名〇〇〇〇は2004年9月〇日から2005年3月〇日まで、月に4回戯曲「日没前」の公演に役者として出演し、そのための稽古に参加することが許される。  
下に記載した指示を厳密に守らねばならない。特に法規に違反した場合、指示事項を順守しない、またはその他の有害な出来事が生じた場合には、この決定を取消すことを留保する。

#### 許可は下記の指示事項に拘束される：

- 舞台登場および稽古での就業はあわせて1日あたり4時間を超えてはならない。最長でも2時間の就業後に30分の休憩時間が設けられなければならない。
- 事故防止および健康保護のために必要な予防策がとられねばならない。特に関連する事故防止規則を順守しなければならない。
- 年少労働者保護法の最も重要な規則を熟知した年齢18歳以上の責任のある監督者が任命されなければならない。この者は必ず児童の監督に配慮しなければならない。

彼の様子を見守る。幕の陰で母親のオッテン・エーリエ・クラムロートが彼女の子どももレンヒエンを呼ぶ。オッティエーリエが幕の前に現れ、レンヒエンは震れる。そしてオッティエーリエが立ち去ると、レンヒエンが再び姿を現す—オッティエーリエは彼女の娘を見つけてまつとし、娘を舞台から連れ去る。

2回目の登場、第1幕第8場  
家族は堂々とした様子で観客の前に歩み寄る。レンヒエンは祖父にお祝いを述べながら、娘を握ったレンヒエンは家族が祝辞を述べ、娘を舞台から連れ去る。

3回目の登場、第1幕第10場  
誕生日が終る頃、家族は再度登場し、クラウゼンに別れの挨拶をする。母親の手を握ったレンヒエンは母親の手を握つている。

開演は午後7時30分で、レンヒエンの役は午後8時ごろに終る。この演目は月に3回から4回上演される。

#### 資料2 児童就業許可書

参考番号 (これを必ず記載して下さい)

担当者：

部屋番号：

電話：

ファックス：

日付：

#### 資料1 添付書類

2004年9月〇日

#### ゲールハルト・ハウプトマンの「日没前」におけるレンヒエン役に関する説明

〇〇劇場、演出：〇〇〇〇〇〇

初日：2004年9月〇日

ハウプトマンの晩年の作品である「日没前」(1932年)は極めて豊かな物語で、70歳のクラウゼンは妻の死後20歳の保母インケン・ペータースに夢中になり、彼女との結婚を望む。相続人はこれを受入れず、争いになる。

子供(レンヒエン)の登場は第1幕である。

悲しみの数年が経た後、相続顧問官クラウゼンの家で盛大で改まった誕生日が催される。亡くなつたクラウゼンは妻の死後20歳の保母インケン・ペータースに夢中になり、彼女との結婚を探す。相続人はこれを受入れず、争いになる。

#### 最初の登場、第1幕第5場

幕の前でベンチに腰掛けたエグモントは彼の不安定な生活に支えを求めている。子どもが幕の下に現れ、

2. 1978年11月13日の文書における行政手数料規則（ベルリン官報2410頁）、2001年1  
2月7日の第25命令によって新しく改正された（ベルリン官報第52号632頁）
3. 1990年12月17日の文書におけるベルリンの行政における個人関連データ保護に関する法律  
（ベルリンデータ保護法; BldDSG）（ベルリン官報16頁）、2001年7月30日の法律によって新  
しく改正された（ベルリン官報2001年305頁）

4. 着替えおよび公演ならびに稽古中の出番でない時間中の居場所のために、車両の充分な広さがあり、  
適切に温度調整され、椅子類が備わった部屋を自由に使えるようにしなければならない。責任のある監  
督者は、児童が出番ではない時間にこの部屋にいることを確保しなければならない。暖かい季節には、  
そこに適切な場所が用意されているなら、児童は屋外で休憩時間を過ごしてもよい。

5. 児童の使用時間に関して証明できるように、何時でもチェックすることができる記録を付けなければ  
ならない。

6. 就業が午後8時を過ぎてから、または暗くなつてから開始する、或いは終了する場合、家と公演場所  
の往復に際して信頼できる者が児童に付き添わねばならない。

7. この許可、或いは認証謄本は検査官の求めに応じて提示しなければならない。

年少労働者保護法第6条の規定について特に注意を促す。それに基づき午後11時以後の児童の就業は  
禁止されている。さらに児童には就業が終った後連続して最短でも14時間の自由な時間が与えられな  
ければならない。

行政手数料規則[2]の手数料表の料金項目2.4.7.2に基づき、次の額の行政手数料が徴収される。

**金額 66. 47ユーロ**

1頁に記載されたベルリン・州中央金庫の口座のひとつに、上に記載された下記に関する参考番号を明記  
して2週間以内にこの金額を納付願いたい。

**出納番号:** ○○○○○○○○

これらのデータは入金確認のために必要な限りにおいて、当戸で保存する。データファイルはベルリン  
データ保護法; BldDSG[3]第1.9条および第1.9a条第1項に基づきデータファイルの説明とともに当局  
のデータ保護委任者に報告された。データファイルの説明および一覧表は誰でも閲覧することができる。

**送付の教科書に関する指示**  
この決定に対して不服申立を行うことができる。この決定が交付されてから1か月以内に書面または  
記録によってベルリン州労働保護監督署 (LAGeStSi) に不服申立を起こすことができる。書面による不服  
申立の場合は、不服申立書がこの期限内に到着した場合にはのみ不服申立の期限が守られたと見なされ  
ることを指摘する。

**注意事項**  
管轄労働保護監督署は、児童が出演するすべての総稽古（非公開であっても）および、必要である限り、  
公演を訪れる権利（年少労働者保護法第51条第2項）を有する。

敬具  
…の代理で

差出人

#### 法的根拠

1. 1976年4月12日の就労年少者の保護に関する法律（年少労働者保護法; JArbSchG）（連邦官報  
第1部、965頁）、2003年12月27日の法律の第7条によって新しく改正された（連邦官報  
第1部、3007頁）

#### 資料3 契約書サンプル

住所 …劇場（以下劇場と呼ぶ）  
代表者は○○○○○監督および  
○○○○○○○○○○○總支配人

劇場専属俳優を補うために、客演者として下記の条件で劇場と契約を結ぶ。

第1条

劇場が客演者に委託する役： （以下作品と呼ぶ）  
制作名：  
演出：  
公演場所：

第2条  
作品は初日の後、月に**2-5回**上演される予定である。  
上記の上演回数は毎月の上演を保証するものではない。

初日は**2004年1月3日**を予定する。

稽古は**2004年1月26日**から初日まで続く。運営上生じた、或いは他の出演者の病気による4週間  
までの不可避な日程の変更に客演者は了解の意を表明する。

第3条

客演者の行為は從属的仕事として提供される。  
客演者の報酬額は以下である：  
a. 稽古期間に關して 35. 00ユーロ、税込み  
b. 初日後の公演1回あたり 30. 00ユーロ、税込み  
c. 所要時間およびそれを超過した時間を含み  
初日後の稽古に関して 15. 00ユーロ、税込み  
月毎の清算の場合、翌月の15日までとする。

支払は納税カードの提示ならびに銀行取引関係の届けを条件として行われる。  
客演者は本邦人であることを証明している。

芸術面での問題で意見が相違する場合には、全体的な責任を持つとの理由から劇場の監督が最終的に決定し、決定は拘束力を持つ。

## 第5条

口頭による付帯的取り決め、変更または補足は両当事者が書面で確認する場合にのみ法的に有効である。契約当事者は、これにより、これまでここにあげた種類の取り決めが行われていないことを確認する。

## 第6条

客演者は稽古および公演が行われない時には拘束されない。上演のキャンセルに関しては、取り決められた報酬は支払われるなければならない。

## 第7条

客演者は、ラジオおよびテレビ中継放送ならびにこのための撮影収録に出演する義務および劇場独占の使用のための録音媒体および映像媒体の収録に出演する義務を負う。ラジオおよびテレビ中継放送の出演に対して、客演者には契約当事者間で取り決められた適切な額の報酬が追加支払いされる。契約当事者の間で適切な額の追加報酬に関してまだ合意に至っていないとも、出演の義務は成立する。但し、既に劇場から拘束力のあるオファーが提示されていなければならぬ。客演者の演技によって生じる著作権または著作隣接権ならびにそれから生じるすべての使用収益権および利用権は劇場側に渡る。

## 第8条

不可抗力および罹病、或いは客演者の契約に基づく行為を妨げるその他の一身上の理由は、この期間に関して劇場に報酬支払義務を免除する。劇場はこの理由から中止された公演を埋め合わせる義務は負わない。

## 第9条

契約不履行の場合に関して契約当事者に対する違約金は考慮されないことに合意する。契約違反はそれによつて契約当事者に対する違約金は考慮されない行為である。契約違反の場合は契約当事者に対する違約金は考慮されないことに合意する。契約違反は契約当事者の有責法律違反の行為である。契約の続行は問題ではない。

## 第10条

客演契約関係には、NV舞台編の第53条、60条、および98条が適用される。NV舞台編のそれ以外の規則、内部規則ならびに舞台賃金協約はいつさい適用されない。

## 第11条

### 特別取決め

本客演契約は2004年／2005年のシーズン終了まで有効である。契約を延長する場合には然るべき時機に交渉が行われる。契約は、州労働保護監督署から舞台興行における児童の使用許可の交付を条件として効力を発する。公演の計画費想において、〇〇〇〇劇場は優先権を有し、この場合最短でも2か月の事前の企画過程が認められる。劇場は交代配役の権利を持つ。客演者はその後を〇〇〇〇〇〇と交代で演じる。客演者に〇〇〇〇劇場に対する本契約に基づく休暇請求権があるなら、それは取り決められた報酬によって清算される。

さらに就業が継続する場合には、本契約は終結され、この2つの就業は新たに1つの契約にまとめられる。

本客演契約は客演公演にも有効である。取り決められた上演の報酬以外に、自宅からの旅費および宿泊費は〇〇〇〇〇〇劇場または受け入れ側の劇場が受け取る。

## 第12条

両契約当事者は、契約上の取決め事項、特に金銭的取決めに関する秘密厳守に合意する。

## 第13条

労働契約当事者間の労働裁判法第2条の意味する民法上のあらゆる裁判権および劇場仲裁裁判所の独占的管轄権および劇場仲裁裁判所規則が適用されることに合意する。

## 第14条

ベルリン、2004年2月〇日  
監督〇〇〇〇〇〇  
総支配人〇〇〇〇〇〇

## 第4章 フランスにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響

### はじめに

本章は、フランスにおける16歳以下の芸能関係で就労する児童について、労働、教育、家庭生活の各側面から、その実態を明らかにすることを目的としている。すなわち、

(1) 芸能分野での就労が児童の成長を阻害しないように設置された規制の現状がどのようにになっているのか、(2) 児童の保護のあり方は現実にはどのようなものであるか、さらに(3) 現時において問題として認識される課題にはどのようなものがあり、その解決のためにどのような方法が考えられているかについて問題意識を持ち、法制度の枠組みの具体的運用実態を現地調査<sup>1</sup>の結果から、明らかにすることを試みた。就労に関する側面については、第1部第4章で詳細に述べられているので、本章では、特に、就労する児童にとって「学校」と「家庭」がどのような役割を担っているのかに重点をおいて述べていきたい。

フランスでは、年少者の就労について、労働法典は原則的に18歳未満の労働を禁止している。しかし、これには例外措置が設けられている。すなわち、①研修を受ける場合には14歳以上が認められる、②演劇、映画、テレビ・ドラマ・ラジオ・吹き替え・スペクタクル、あるいはモデル、映画などの興行に出演する場合、③芸術的、あるいは文学的、あるいはスポーツに従事する場合、④親戚がサーカス興行に従事している場合、⑤農業・商店・食堂などを家庭が経営している場合において就労を認めるというのがそれにあたる。上記のうち、演劇、映画、テレビ・ドラマ・ラジオ・吹き替え・スペクタクル、あるいはモデルなどの興行に出演する場合には、0歳児から就労が可能である。

労働法典に基づく保護と規制を基盤として、さらに政令のレベルでも詳細に待遇、手続きが決められている。また、フランスには、伝統的に子供は教育を受け、成人するまで大人が守らなければならない存在であるという児童保護に対する大人の責任への強い国民的意識と誇りがある<sup>2</sup>。それは、教育法典を根拠としたフランスの教育制度が実現するものである。すなわち、学校教育は、児童の学習への開花を促し、教養の修得を可能にするものであり、学校教育を通じ、児童生徒に社会活動、職業活動への参加という市民としての責任遂行の心構えを付与するものである。またその実現のために家庭、地域社会は、児童生徒の学習、その使命達成に協力する姿勢が不可欠であることが教育の基調として確認されている<sup>3</sup>。そのような背景のもとで、フランスにおいては、社会と学校、

<sup>1</sup> フランス現地調査は、パリを中心に2005年11月21日から12月1日までの11日間に渡り実施した。雇用連帶省労使関係局、不法労働局、パリ市医療福祉局児童保護委員会事務局、パリ労働監督署、ナショナルセンター労働組合 CGT-FO、フランス芸術家実演家労働組合、パリ国立オペラ座バレエ学校、ロニヨン小中学校、サクセス・パリ（モデルエージェント）等を訪問し、関係者へのヒアリングを行った。

<sup>2</sup> 今回ヒアリング調査では訪問先のすべての対応者が「子供が教育を受け、健全に成長するよう助けていくことは大人の責任である」とあると強調していた。

<sup>3</sup> 下條美智彦「ヨーロッパの教育現場から」春風社、107頁

家庭の各側面から児童の就労とその影響を観察することが重要であると考えられる。

フランスには芸能関係に従事する就労者（芸術家）について、アンテルミトン<sup>4</sup>という独自の制度が存在するが、歴史的に早い時期から芸術家も労働者としての意識をもち、主催者との間で全国レベルの労働協約を締結している。この労働協約の内容は、年少者にも当然適用されるものと考えられている。

このようにフランスでは、連邦制国家とは異なり、ひとつの法的枠組みが全国的に浸透し、その実行においては中央と地方行政の連携の下で保護と規制のための制度が執行されることが原則となっている。

## 第1節 演劇子役等の就労に関する実態—パリ現地調査の結果から—

### 1. 演劇子役等の就労に係る制度の概要

フランスにおける演劇子役等の就労実態を考察する場合、フランス労働法典においては、その従事する業務の種類により2つの定めが存在する。すなわち、演劇・映画・テレビ・ドラマ・ラジオ・吹き替え・スペクタクルなどの業務に関わるものとモデルや広告などの業務に関わる場合である。これらは異なった規定のもとで就労が行われていることに留意する必要がある<sup>5</sup>。

#### (1) 演劇・映画・テレビ・ドラマ・ラジオ・吹き替え・スペクタクルでの就労への規制

まず、演劇・映画・テレビ・ドラマ・ラジオ・吹き替え・スペクタクルについて、労働法典は、就労許可、労働時間、夜間労働、報酬、安全、身元保証書について定めている。これらの実際の運用に際しては、措置の根拠としてデクレ<sup>6</sup>を定めており、特に、夜間労働や就労の許可申請については、別途詳細な規定と運用のための定めを設けている。

<sup>4</sup> フランスにおいて非典型雇用労働者ことを「アンテルミトン」(intermittent) と一般的に呼ぶが、後述のフランス芸術家実演家労働組合（SFA）の Jimmy Shuman 事務局長の説明によると、芸能、芸術分野におけるアンテルミトンとは、フリーランスで働く映像・舞台芸術関係の労働者で、プロの俳優、ダンサー、技術者等の大多数が含まれる。一般的の継続的雇用が前提の労働者に対して、映像・舞台芸術分野では断続的に雇用される職業に従事する労働者が殆どであるため、彼らの賃金などの労働条件や失業保険等の社会保障を担保するための制度である。1936年に映画産業の技術者、管理者のために作られた制度で、1964年には映画・映像の技術者並びに労働者、1969年には舞台芸術の芸術家・技術者まで含まれるようになった。近年、アンテルミトンによる労働者数の増加と失業保険財政の赤字から文化庁は失業保険制度の改正を提案し、アンテルミトンらは組合を通じこれに抗議している。

<sup>5</sup> 芸能関係児童の就労に関する法規定および各種制度の詳細とその解説については、「第1部第4章フランスにおける年少者・児童労働の労働保護制度」に詳しく述べられている。

<sup>6</sup> フランスの労働法体系においては、法典のもとに、ロア（国会の制定する法規範）、デクレ（首相命令としての政令にあたるもの）、アレテ（大臣による省令にあたるもの）、オルドナンス（ロアとデクレの中間のもの）などその施行主体によりさまざまな規範がある。

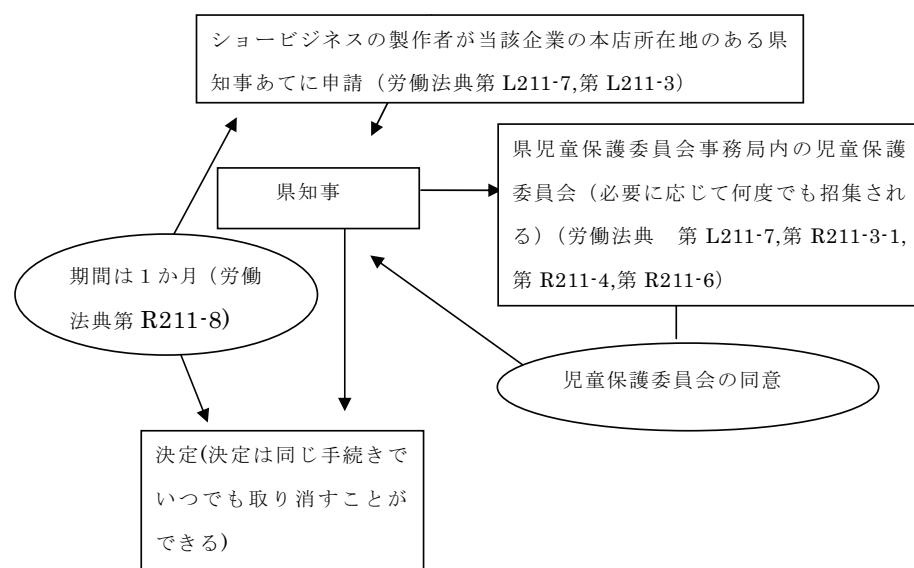
映画・演劇等で就労する児童については、事業（演目）ごとに個別に就労許可についての審査が行われる。個別の審査とは、デクレにより定められるが、雇用社会連帯住宅供給省(Ministere de l'emploi, de la cohesion social et du logement)の下部機関である県衛生社会局(DDASS:Direction departmentales des sociaux et sanitaires)に設けられた県児童保護委員会が県レベルで実施するものである。県児童保護委員会については、イル・ド・フランス州<sup>8</sup>の衛生社会局管轄内には市・県に8つの医療福祉関係の委員会が設けられているが、その中でも映画・演劇等児童の就労許可審査を行う児童保護委員会（児童のスペクタクル就労許可委員会, Commission des enfant）<sup>9</sup>が設けられているのは、製作会社が集中するパリ市のみである。

パリ市衛生社会局（Direction des Affaires Sanitaires et Sociales de Paris : DASS）、児童保護委員会は、パリ知事が議長を努めるほか、少年裁判所長、パリ教育長、県労働局長、パリ県保健・社会活動総局長、パリ県保健観察医、アレテ（大臣による省令）で使命される文化問題担当大臣という省庁の壁を越えて選ばれたメンバーにより構成される。

興行者あるいは映画等の製作者は就労許可申請にあたり、DDASS の所定の書類、親の許可、児童の在学証明書、産業医が作成した健康診断書、当該児童の戸籍抄本、雇用契約書、シナリオおよび当該児童の役柄・撮影条件を明らかにした書類を提出しなければならない。

県児童保護委員会事務局が主催する児童のスペクタクル就労許可委員会は、提出された資料をもとに就労許可について審査を行い、委員会内の同意を得て、その結果を県知事に報告、県知事が就労許可を決定するという手続きとなっている。この就労許可手続きの流れを説明したものが、下図（第2-4-1図）である。

第2-4-1図 児童就労許可手続き概念図



<sup>8</sup> パリ市、セーヌ・サン・ドニ県、ヴァル・ド・マルヌ県、オー・ド・セーヌ県、ヴァル・ド・ワーズ県、エソンヌ県、イブリース県、セーヌ・エ・マルヌ県の1市7県。

<sup>9</sup> 第1部第4章では「許可委員会」として記載。

## (2) モデル・広告での就労における規制

モデル・広告にかかる就労については、演劇・映画・テレビ・ドラマ・ラジオ・吹き替え・スペクタクル等の就労と保護と規制のあり方が区別される。演劇等では、演目ごとの個別の申請が義務付けられているのに対し、モデル・広告等での就労については1年間の就労許可を得ることで労働法典の定める時間帯で仕事を行うことができる。児童を雇用するエージェントは児童を雇用するための許可を得なければならず、一旦取得した雇用許可は、申請にあたったエージェントの代表者が犯罪を犯したり、違法行為を行っていなければ3年間有効となる。ちなみにモデルエージェントの児童の雇用許可の審査および児童の就労許可の審査を行うのは、知事または書記長（委員会議長を担当）、児童を担当する控訴院第一院長が指名する司法官、大学区視学、県労働局長、県保健・社会活動局長、保健監察医の6名により構成される県衛生社会局管轄内の児童保護委員会である。

モデル・広告で就労する児童の労働時間は、年齢に応じて厳格に規定されている（1992年デクレ9月9日第92-962号）。

演劇等の芸能の場合と異なり、モデルの場合は登録制によりエージェントに雇用される形式をとるが、児童を雇用する当該モデルエージェントは、いくつかの事項を守る義務がデクレ（1992年9月9日付けデクレ第92-962号）により規定されている。

その義務とは、認可のエージェントが児童を勧誘する場合、児童やその法定代理人に対して、①エージェントの運営、②当該児童の健康診断、③全使用者によるモデルの選考手順、④移動時間と待機時間を含むモデル使用者の労務提供自由処分条件、⑤最長就労時間、⑥報酬条件を、説明し明らかにしなければならない——というものである。さらに、児童を採用する場合、エージェントは専用記録簿に次の事項を記録しなければいけないことも規定されている。記録を義務付けられた事項とは、①選考を受ける、または就労するすべての児童かその代理人の身元および住所、②各児童に対して実施される選考の日時と場所、③モデル使用者か出資者の身元、④各児童について派遣先の労務提供自由処分、毎日のスケジュール、移動時間、待機時間——などであり、これらは労働監督官と児童の法定代理人の閲覧に供されなければならない。また、これらの文書は、3か月1度以上児童の法定代理人により確認され署名されなければならない。適正な就労を監査するため、労働監督官は、エージェントに対してモデルの選考および就労に関する監査およびヒアリングの要請をするが、エージェントはこれに答えなければならぬこともデクレにより規定されている。

## 2. 労働監督官による児童保護のための規制

労働法典の第6編では、労働法を運用し記号を監督する労働監督機関(Inspection du Travail)として労働監督官制度の設置を規定<sup>11</sup>している。労働監督官は、雇用連帶省の所属する国家公務員で、県労働・雇用訓練局に配属されている。

労働監督官は必要に応じて監督医師と連携する。労働監督官の権限は、監督区域内の企業、国公立病院等に対して、監督権を発揮し、敷地内の立ち入り検査、調査や記録の閲覧を行うことができるというものである。監督対象となるのは、労働法、労働協約の適用状況についてであり、具体的な内容としては、労働条件、安全衛生、人事労務管理についてである。労働監督官は通常の監督業務以外にも解雇保護労働者の解雇許可、就業規則の内容の確認等の権限を有している。

法違反に対して、労働監督官は、その違反の程度に応じて順次是正を使用者に対して求めることができる。その方法は以下の通りである。

- ① 所見通知(Notification d'un observation)：書面による監督結果の通知
- ② 改善命令(Mise en demeurez)：違反内容と改善期日を明記し、その改善命令を使用者に送る。使用者が従わない場合にはさらに違反調書を作成する。
- ③ 違反調書(Process-verbal)：違反調書の内容は、逆の事実が証明されるまで証拠文書として扱われる。調書または後に訴追される場合に備えて、検事局に送付される。
- ④ 緊急停止命令(Saisine du jude des referes)：深刻な危険があり、緊急性を要する場合出される命令。

フランスにおける労働監督官の数は、1997年の統計によると全国で761人である。今回のヒアリング調査を行ったパリ市の労働監督署75分署では、2名の女性の労働監督官が児童保護の担当として配置され、演劇等やモデル業での児童の就労条件、就労環境、就労の及ぼす影響などについて保護と規制のモニタリングと監督をおこなっていた。

## 3. 演劇子役等の就労についての現状と課題

上記のとおり、フランスにおいては、児童保護の観点からの規制の枠組みは、法規により詳細に規定されている。児童保護のための規制は、実際の現場においても遵守されていると現地調査の結果から推測される。以下では、フランスの演劇子役等の就労にかかる保護規定がその運用において具体的にどのようにになっているのか、問題は何かについて、現地ヒアリングの結果から考察してみたい。

### (1) 演劇子役等は労働者か

<sup>11</sup> 労働監督官制度は、「1874年より制度化され、当初その権限が安全衛生分野に限られていたが、その後拡大され、現在では労働法令全般に及んでいる。」(日本労働研究機構編『フランスの労働事情』2001年、22頁)

無料の興行などに出演するアマチュア以外は、児童であってもフランスでは被用者として保護の対象となる。労働法典、デクレ、アレテ等で規定される保護規定以外にも、労働組合が締結した全国レベルの労働協約で定められた内容について演劇児童は対象となる。

パリ国立オペラ座バレエ学校（ナンテール県）<sup>12</sup>では、年間を通じて、①デフィル、②デモンストレーション、③スペクタクルの3種類の公演を行い、学生を出演させている。①のデフィルは、オペラ座の実際の公演に学生が短い時間グループで出演するもので、お披露目公演である。お披露目公演という位置付けでオペラ座バレエ学校の生徒として出演するため労働者としてはみなされ、また、②デモンストレーションは、日曜日に行われ、学校の全員が参加する終日公演である。オペラ座バレエ学校が実際にどのようなカリキュラムを行っているかの内容と成果の発表の場である。3セッションに分けて実施される。一般に公開で行われるものであるが料金は無料である。授業の一環ということになるので出演する生徒は労働者とはみなされない。一方、③スペクタクルは、バレエ学校が主催するが、オペラ座バレエ公演と全く同じスタイルで行われる有料の興行である。有料の興行なので出演するバレエ学校の学生は労働者扱いとなり、県児童保護委員会（DDASS）と労働監督官の就労許可審査の対象となる。これらの分類以外にもたとえば、「ラ・バイカデール」という演目の公演への子役としての出演があるが、学校主催以外の公演に子役として出演するケースがある。この場合も労働者扱いとなり、行政的手続きを経て、審査委員会と労働監督官の許可が必要となる。

## （2）就労許可の付与と児童保護の現状

就労許可については、モデル・公告業を除く映画・演劇等に関して、雇い主である製作会社が事業ごとに個別の申請を所定の手続きに従い、県知事あてに行う。許可審査は、県衛生社会局内に設置された児童保護委員会、県衛生社会局（DDASS）、労働監督官がそれぞれ行う。すなわち、3重のチェックを経ることになるが、最終的に県衛生社会局会内に設置された児童保護委員会の許可への同意を得て、県知事名で決定されることになる。特に、児童保護委員会では、製作者が作成する許可審査のための児童保護委員会および労働監督官あての所定の様式、親の許可証、在学証明書、産業医が作成した健康診断書、当該児童の戸籍抄本、雇用契約書、シナリオおよび当該児童の役柄・撮影条件の明細が審査の対象となる。すなわち、児童の就労にあたっては、健康、学業、家庭生活等のさまざまな角度からのチェックが行われることになる。

2004年1年間の児童の就労許可の内容と各月の動向は第2-4-3表の通りである。児童保護委員会の開催回数は18回、許可件数1119件、就労許可を得た子役数

<sup>12</sup> 本章第2節演劇子役等の教育に関する実態「パリ国立オペラ座バレエ学校」の項を参照。

は765人、エキストラとしての児童の就労許可人数4713人であった。

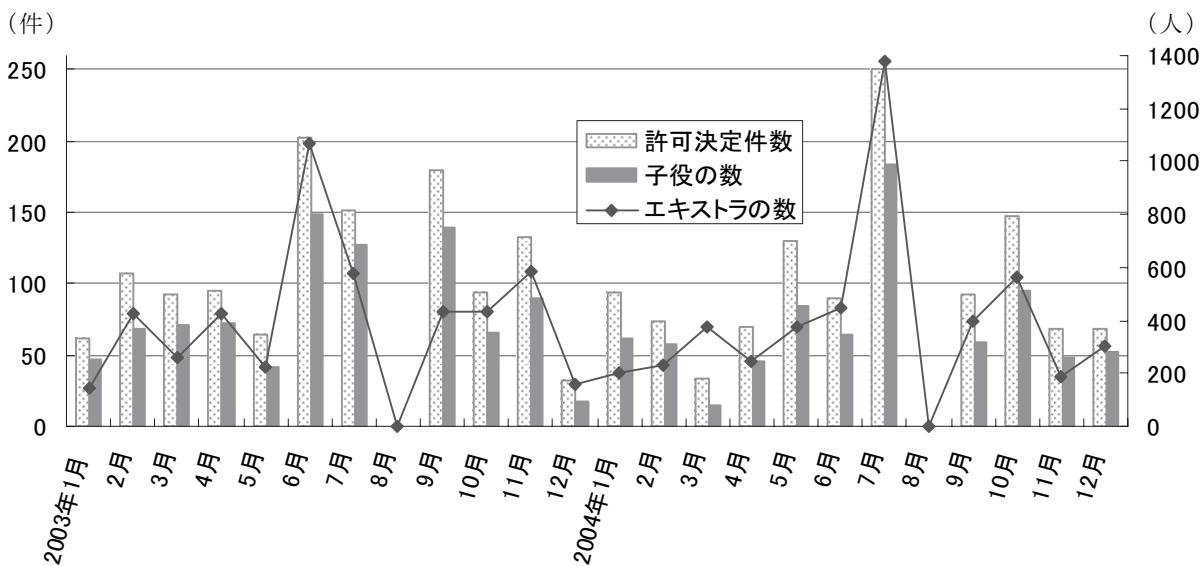
第2-4-3表 2004年児童就労許可のための委員会開催状況および月別許可状況

年 月	開催回数 (回)	許可決定件数 (件)	子役の数 (人)	エキストラの数 (人)	貯蓄引出件数
2004年1月	2	94	61	204	7
2004年2月	1	74	57	228	2
2004年3月	1	34	15	372	4
2004年4月	1	70	45	248	0
2004年5月	2	130	85	375	7
2004年6月	1	90	64	450	3
2004年7月	2	251	184	1381	7
2004年8月	0	0	0	0	0
2004年9月	2	92	59	399	5
2004年10月	2	147	95	564	7
2004年11月	1	69	48	188	3
2004年12月	1	68	52	304	2
合計	18	1119	765	4713	47

(出所：パリ市児童保護委員会事務局資料より作成)

第2-4-2図は、2003年と2004年の月別の就労許可状況を暦年で比較したものであるが、両年ともに8月の夏季長期休暇であるバカンス期間前後に申請件数が集中する傾向がうかがえる。

第2-4-2図 2003年、2004年の児童就労許可状況月別暦年比較



(出所：パリ市児童保護委員会事務局資料より作図)

パリ市児童保護委員会事務局や雇用社会連帯住宅供給省の担当者および芸能児童担当の労働監督官からのヒアリングでの話を総合すると、許可審査に当たっては、子供の精神状態、家族関係、学業などが重点的に審査される。児童の役柄が年齢に対して難しいと判断される場合やシナリオそのものが児童の出演に適当でない内容であると判断されるような場合には許可は留保つきとなるか、不許可となる場合もある。留保付となった場合には、当該児童の専門医によるより精密な診察とその結果の報告が要求され、適当内容でない場合にはシナリオの書き直しが要求される場合がある。

許可審査制度については、内容の検閲であるということで業界では批判の声もないわけではないということだが、今回ヒアリングを行った、CGT-FO<sup>13</sup>や SFA<sup>14</sup>などナショナルセンター労働組合や芸術・実演家労働組合では、子供を極度の商業主義から守り、健全な成長のための健康確保の点から信頼のおける制度であるとして肯定的に評価している。

<sup>13</sup> Confédération Générale du Travail Force Ouvrière(労働総同盟労働者の方)。社会党・反共系。組合員数37万人。組合員の3分の2が公共機関・公共企業の職員である。加盟主要組織労組は、公共機関、運輸、医療、金属、郵便などである。従って、国営メディア産業の労組もCGT-FOが組織している。

<sup>14</sup> Syndicat Français des Artistes-interprètes (フランス芸術実演家労働組合)。音楽家や演奏家を除くあらゆる芸術家・実演家を全国的に組織している。1890年から活動を開始、1932年にナショナルセンターCGT (Confédération Générale du Travail) の1セクターの演劇者連盟として正式に発足した。メンバーは、サーカス従事者、ダンサー、バラエティ従事者など含め役者1万5000人、音楽関係は1万2000人の会員を有する。8%という全国労組組織率の中で、役者の組織率は10%で、組織率は一般労働者より高い。大会を3年に一度開催し、ここで新方針の決定、幹部選挙が行われる。2006年には政府との間で労働協約の再交渉を予定している。現在20の業種別の団体協約と47の職種による特別な協定を締結している。将来的には、全業種に適用できる8協定に集約していく方針である。SFAは、演劇関係社会センターと協定を結び、役者の待遇向上のために正確なデータを得る必要性から人口動態調査に着手はじめた。現在の課題は、間歇雇用の典型であるアンテルミタンの社会保障制度の確立である。

許可申請の具体的な事例としては、教育機関であると同時に仲介エージェントでもあるパリ国立オペラ座バレエ学校のケースを紹介したい。同校では、学生がスペクタクル（オペラ座において終日行われる有料の興行）やバイカーディエール（オペラ座の正式の演目で部分的に出演するもの）とともに出演する場合には労働者とみなされ、就労許可のための行政手続きが必要となる。就労許可の申請手続きは法定の手続きによるが、学校の所在地がナンテール県であるため、ナンテール県の手続きに従うことになる。同校の総務担当責任者の話によると、まず当該児童の親に出演の承諾を得る。親の承諾を得た児童は医師による診断を受け、健康状態のチェックを行う。親の承諾書、医師による健康診断書とあわせ、スペクタクルや演目の内容、スケジュール等を雇用社会連帯住宅供給省およびDDASSに申請する。さらに衛生社会担当局が子供が衛生基準に則り管理されているか、搾取されていないかなどをチェックする。

オペラ座バレエ学校の場合、DDASSに提出する書類は学校が作成し、雇用社会連帯住宅供給省に提出するものはオペラ座のジュリストが作成する。

ちなみに、オペラ座バレエ学校の担当者によると、生徒一人一人についてDDASSと雇用社会連帯住宅供給省あてそれぞれに2種類の書類を提出しなければならない。毎日膨大な資料作りに追われることになるが、労力として大変無駄な部分も多いと思われる。様式はほとんど同じなので、一本化して欲しいという手続きに関する改善の声が聞かれた。

一方、モデルに関しては、就労許可は1度の申請で1年間有効である。そのため、個別の仕事の内容、スケジュール、仕事場の環境等について児童にとって健康的な環境が確保されているかどうか、報酬などの労働条件が整っているか、契約内容と異なる業務が行われていないかどうかについてのチェックを行うことができないという点が現在問題視されている。これらの点については今回訪問した雇用社会連帯住宅供給省、労働監督官、CGT-FOでも問題視していることがヒアリング結果から明らかとなっている。

しかし、これについて、大手のモデル事務所サクセスパリ（Success Paris）<sup>15</sup>でのヒアリングによると、確かに事業ごとの政府による個別の審査は行われないが、仕事のオファーを受けた場合に、使用者はフレームワークを定めた労働協約に従って各モデルと契約を結んでいるおり、協約に書かれた詳細な保護規定を遵守することで、当然のこととして児童の労働は守られているということである。

モデル事務所と児童モデルとの雇用契約の手続きについては、本報告書第1部第4章

<sup>15</sup> 1986年設立のモデルエージェント。Oliver Bertrand社長。成人の男性、女性モデルとして300人、児童モデルとして3000人、俳優として3000人が登録するフランスでも屈指の大手エージェントである。登録されるモデルたちは、世界のトップデザイナーが手がけるパリコレクションなどのショーに多数出演している。日本のテレビコマーシャルにも出演する。サクセスモデルでは、生後3か月からの児童を登録している。公告エージェント、映画会社、オートクチュール、化粧品、通信販売カタログなどハイエンドな商品を扱う公告モデルの紹介を行う。

で詳しく述べられている。ここでは、サクセスパリが児童モデルと締結する契約書に盛り込まれている項目のみを紹介したい。

### 雇用契約書の構成

①法定代理人、②法律上の親子関係および離婚若しくは実際に別居している両親、③合法の親子関係及び離婚した両親、④自然親子関係、⑤目的（紹介所とファンションモデルの関係を総合的に定める契約範囲）、⑥委任（a.調査の委任、b.管理および代理の委任）、⑦労働契約、⑧契約期間、⑨職務、⑩労働期間（労働条件、労働時間）、⑪紹介所の義務、⑫ファンションモデルの義務、⑬給与一有給休暇保証金、⑭イメージ権一報酬、⑮前払いされた経費の払い戻し、⑯本国還流に関する条項、⑰財政保証、⑱退職、⑲公共責任、⑳無効、㉑解除、㉒適用可能な法律一裁判権の付与、所在地選択

就労許可審査にあたり現在問題として認識されていることに、当該児童が保護の適用となる労働者なのか無償のボランティアとしての適用除外者なのかの判断が難しくなっているという事実が発生していることが雇用社会連帯住宅供給省でのヒアリングで指摘された。同省不法労働局での話によると、最近、素人参加のテレビ番組が長期プログラムとして発展したものがあり、それに出演している児童が労働者なのかアマチュア（無償のボランティア等）なのかの判別をしないまま許可申請が行われずに、実質的に児童が芸能関係で就労しているというケースも増えてきているという事実の指摘があった。これに対しては、保護の視点から考えて適用範囲の見直しを常に行う必要があることを担当者は強調していた。

### （3）児童の労働時間の管理と深夜業規制の実態

上記労働法典の規定に基づき、16歳未満の児童の就労時間は制限される。1日の労働時間は子供の年齢により異なるが、年齢が低くなるほど短くなる。児童の労働時間の詳細は労働法典を根拠法としつつ、労働基準監督署の内部規定により決められている。実際の現場における就労時間の進行管理は、製作にあたるディレクター等が行っている。

今回パリ市労働監督署を訪問しパリ市における芸能関係児童を実際に担当する労働監督官から話をきいたが、就労現場での児童の労働監督の実際は以下の通りである。

日曜日以外の休日は働くことができる。さらにバカンスなど長期休暇の時期にはその半分の日数について就労することが可能である。年齢ごとの労働時間については、3歳以下は最大1時間、12歳から16歳までは4時間、16歳から18歳までは6時間と決められている。夜間労働は原則的に18歳未満が午後10時から翌朝6時まで、16

歳以下は午後 8 時から翌朝 6 時まで禁止されているが、年齢により労働基準監督官が例外的に許可する場合がある。現行で深夜 0 時までの就労が一番遅くまで認められたケースである。その場合、16 歳以上については労働と労働の間を 12 時間あけなければならず、16 歳未満については 14 時間あけなければならない。その範囲で許可される場合がある。学校への通学時間は労働時間には入らない。労働監督官が夜間就労を許可する場合には、児童の肉体的影響、精神的影響など健康への影響、学業への影響などを考慮する。屋外撮影の場合には、天候不順などで撮影時間が左右されることが多く、労働時間が不規則になりやすい。また、大人の俳優のカットの撮影に時間がかかる場合があり、児童が出番まちをして、その結果として拘束時間が長くなるというようなことがよくあるということである。そのような場合、労働監督官は、撮影を中止させ児童を帰宅させるなどの指示を使用者に行う権限を有する。特に、撮影時間が 1 日 2 時間を超える場合には予め大人のカットを中止して、児童のカットを優先的に撮影するよう使用者に対して監督指導する。子供が登場する場面の撮影が終わるまでという労働時間の期限を守り、子供優先で撮影を進めるように労働監督官は監督指導している。

以上のような行政主導の児童の就労現場のモニタリングを前提に、今回の現地ヒアリングの結果からは、労働時間に関しては、原則的に認可を受けた製作会社や興行主、モデル紹介所も責任を持って、法律の定めに従って児童の保護を前提とした管理を行っているという結果を得た。

たとえば、パリ国立オペラ座バレエ学校では、年間を通じて 4 種類の公演に児童が出演する機会があることはすでに言及した通りであるが、①有料の興行であるオペラ座でのお披露目公演スペクタクルと②オペラ座バレエに子役として出演するバイカーディエールの 2 種類が就労の許可の対象となり、夜間労働の保護規制の対象となる。バレエ学校でのヒアリングによるとどちらの公演も法規定の中で実施されている。たとえば、スペクタクルについては午後 7 時 30 分に開演となり、午後 10 時 30 分が終演時間であるが、児童たちは公演終了後 20 分ほどで劇場からでてくるため、午後 11 時には帰宅できる。

しかし、実際の現場では問題とされるケースもないわけではない。児童就労に関する法規制を監督する立場である労働監督官から聞いた話では、たとえば、2005 年 3 月に「コーラス」という映画の撮影に夜間労働を一旦許可したが、あまりに夜間の頻度が多くすぎるため許可を後に取り消したというケースがあることが紹介された。演劇等芸術分野での就労能活動には、俳優だけではなく、背景作業、メンテナンス作業に従事する未成年の労働条件も含まなければならない。時には留保つきの許可をする場合もあるということであった。

また、児童保護委員会に報告されたケースとしては、女性監督の撮影作品で、夏季のバカンス休暇中の撮影ということで、午前中撮影を行い、午後には児童を連れて遊びに

行くというスケジュールが予定されていた。児童保護委員会は、これに対して女性監督に遊びに連れて行くよりも撮影の合間に休憩時間をいれるように指示した。法律によりバカンス期間中の撮影はその半分の期間と定められているが、製作会社によっては、これを春と夏の休暇をあわせた半分と誤解している会社もあり、運用については就労の現場に目を光らせていないといけないという現実があるということである。

#### (4) 児童の就労報酬とその管理

児童の芸能活動による報酬額については、パリの県労働局は、「すべての労務は賃金を受ける資格があり、児童は成人の SMIC（業界最低賃金）<sup>16</sup>の 20 %を差し引いた金額以上の報酬を受けなければならない」と考えている。ただし、全員が無報酬の短い短編への出演などの場合には報酬を受けないこともあるとも認めている。

18歳未満の児童が就労した場合の報酬は、児童の法定代理人が自由にできる割合を決定し、残りの金額は未成年の利益のために預金供託金庫(CDC)<sup>17</sup>に貯蓄として預けられる。預金供託金庫への預託金は、児童が満18歳になるまで引き出すことはできない。また、引き出す場合には、審判所の審査手続きを経る必要がある。審判所が認める場合、親が親権者であればその報酬の10%を子供の代理としてうけとることができる。但し、親が離婚しているような場合には100%が子供名義のものとして預託金庫に預けられる。

雇用社会連帯住宅供給省でのヒアリングによると、芸能活動では短期間で大金を稼ぐことができるため、親が子供を金銭目当てで働かせることを防止する目的で預託金庫制度が設置されているという説明であった。

ちなみにオペラ座バレエ学校の生徒が公演に出演する場合、1時間当たり 36.34 ユーロであり、社会保険を差し引いた手取りは 1 時間あたり 28.3 ユーロである。また、サクセス・パリでの話によると、モデルの場合も児童労働の報酬については、会社が社会保険の会社負担分をおさめる。しかし児童の場合失業保険は除外されるということである。また、退職、医療保険の支払いは、親の保険でカバーされる。芸能（スペクタクル）に従事する児童と同様、通常、収入の 90 %は子供名義で預金供託金庫に 18 歳に達するで預けられ、10 %は親が親権者であるときには子供の代理で受け取ることが出来る。ただし、離婚しているような場合には100%子供名義で預託金庫に預けられる。

パリ市児童保護委員会事務局での話によると、全国の児童の就労報酬の CDC はパリに

<sup>16</sup> Salaire minimum interprofessionnel de croissance の略称。1950年に制定された業種別最低生活保障給である SMIG（全産業一律最低保障賃金）を前身に、1970年1月2日法により政府によって定められた法定最低賃金。1時間あたりの最低賃金で毎年改定される。現在は、2005年6月30日に制定された時給 8.03 ユーロが適用されている。

<sup>17</sup> Caisse des Dépôts. 詳細については、本報告書「第1部第4章、第3節3（2）賃金請求権・財産管管理」を参照。

パリ市児童保護委員会事務局での話によると、全国の児童の就労報酬の CDC はパリに集中しており、現在口座総数は約 2 万 3 0 0 0 口座である。

賃金については、年齢により割合はある程度決まっているが、賃金があまりに少ない場合には CDC に預け入れることもある。一旦 CDC に児童の名義が口座が設けられると小切手は自動的に振り込まれるようになる。製作会社が児童への出演料等の支払いは児童名義の CDC への直接振り込むとなる。有名な子役や賃金水準の高い人など高収入の時でも、報酬の 9 5 % は CDC がプールする。親が離婚した場合には 1 0 0 % がプールされる。口座総額の 8 0 % は確実に CDC にプールされブロックされることになっているが、2 0 % は、合理的な応じて引き出すことが可能となっている。原則的に引き出し可能年齢は満 1 8 歳をすぎてからであるが、以下の場合に限り、1 8 歳に達する以前に引き出すことが可能である。

- ① 児童本人のためになること
- ② 緊急性を要する場合
- ③ 例外的措置

また、労働監督官からの話によると、親が経済的に困難である場合や児童が運転免許をとりたい、歌などのレッスンに費用が必要等々の場合、児童の利益になることであれば、引き出しは認められるということであった。

第 2 - 4 - 2 表 2 0 0 4 年の貯蓄引出件数（件）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
件数	7	2	4	0	7	3	7	0	5	7	3	2	47

引き出しにあたっては、一部父母からの文書による申請で引き出しを許可する場合もあるが、原則は児童本人からの文書により申請で引き出したいという意志が確認され、許可される。その場合、引き出しの動機を裏付ける以下の書類の提出義務がある。

- ① 世帯における証明；課税証明など
- ② 購入したいものの予算

成人に達する前の預託金引き出しの理由には、アメリカに行きたい、スキー、歯列矯正、運転免許、研修、アパートを買う、家計の足しにしたいからなどが理由として申請されている。学費の支払いというケースもあるということである。

<事例：預託金引出し手続きの流れ>

VISA カードのコマーシャルに出ている女児モデル（14歳）の場合

パソコン周辺機器、ベットなどの購入を希望

父母の同意レター

(今回は両親が離婚していたため母親のみの同意レター。

大法院判決による父親の親権放棄の理由書を添付。)

↓

必要経費と本人の理由書

↓

CDC に残高確認

↓

複数社の見積書照合

↓

委員長の決定

↓

決定通知

↓

親と CDC に送付

## （5）監督行政と就労現場の査察の実際

映画製作は16歳以下の未成年を対象とした映画等の製作に関しては、就労許可を児童保護委員会（パリ市においては「児童のスペクタクル就労許可委員会」）が審査している。パリでは、パリ市衛生社会局（DASS de Paris）内に設けられた児童保護委員会に映画プロデューサーが申請書類を提出する。その書類は、児童保護委員会の「児童のスペクタクル就労許可委員会」に回付される。許可申請は、パリに本社を置く企業が対象となる。許可手続きについてはすでに述べたとおりだが、特に、労働監督官はシナリオを必ず読み、審査したことを証明することが申請書として必要となる。県児童保護委員会（DDASS）もシナリオはすべてを確認している。内容をチェックし、児童の年齢と能力を考慮し、当該児童の両親とも面談を行う。許可審査の場合、オペラ、サーカスなどといった興行種目により基準は異なるが、それぞれの興行においては職種に応じた労働組合との間で労働協約が存在するので、その基準によります判断される。

労働監督官は、労働基準法が有する内規によるチェック項目に従い、児童の就労に対して検討し許可を付与する。内規によるチェック項目の具体的な内容としては、たとえば、

就労時間について、年齢により詳細に労働時間および休憩時間、継続労働可能時間を定めている。一日の労働時間は、3歳以下は最大1時間、12歳から16歳は4時間、16歳から18歳は6時間など低年齢になるほど短くなると規定している。

児童にとって配役が心理的に難しいと労働監督官が判断した場合、医療精神医学者のカウンセリングを当該児童に受けさせることがある。学業に遅れが生じないようフォローアップを行うことも使用者に対して義務付けている。

今回のヒアリングの結果、労働監督官は、申請を受けた就労の現場に実際に出向いて児童の就労環境を必ず確認しているということであった。現場確認にあたっては、特に、撮影が長期間に及ぶ時に心身の健康に支障がないかどうか、子供の学業に支障がないかどうかといったポイントについて重点的にチェックしている。教育省の担当官とも協力してフォローアップに力を入れている。また、学業に遅れがないかどうかをチェックするために、児童の通学する学校長から意見を聞き、成績表を確認するといったきめ細かなモニタリングを実際に行っているということである。今までの経験から撮影期間が長いとやはり問題は多く、許可を出す時は慎重に審査し、許可を出さない場合もあるということであった。

以下では、パリ市の演劇児童担当の労働監督官へのヒアリングから通常の労働監督官の監査の実務の流れと現状をまとめてみた。

当該の映画について児童保護委員会が就労許可を出した場合、労働監督官は監察のため撮影現場に出向き、書類審査された内容がきちんと行われているかどうかチェックする。チェックする際の具体的な内容は、①現場の労働条件、②製作現場への児童の到着時間と帰宅時間、③休憩時間、食事時間の取得状況、④楽屋や撮影場所の安全状況、⑤児童の世話人の有無（具体的に誰が担当するのか）等である。舞台については、①舞台での就労の安全状況、②舞台への出演の際に付き添い人がいるかどうかなどが確認される。雇用者は、労働監督官が指摘した事項について対応状況を報告する義務を負っている。労働監督官は、観察文書を作成し、その後のフォローのための監査を行う。

特に、深夜労働の許可については、16歳以下の未成年に対して原則的には禁止であるが、特定時間の特定その他地域担当の労働監督官の許可により、最大限午後8時から深夜0時までの間に許可する場合がある。

一方、児童保護委員会が許可を出さない場合とは、児童の演じる役柄が難しい時、出演シーンが暴力的なものである時などであるが、労働監督官はそういったシナリオについて修正を製作者（使用者）に申し出る。その結果、製作者はシナリオ等を変更することで、児童保護委員会の許可を得ることができる場合がある。

しかし、児童保護委員会の許可を得ず、労働監督官の指導にも従わずに、既に撮影が終了していて事後的に申請されることがある。そういった場合は修正を指導する余地がなく、大いに問題である。したがって、その場合には製作者に対して罰金の支払いを命

じる。また、児童の報酬が最低限に達していない時、なども罰金の対象となる。

撮影にあたり児童保護がなされていたかどうかの最終チェックとして、CNC（フランス国立映像センター）<sup>18</sup>で許可申請された作品について撮影フィルムの試写を行う。試写はすべての許可申請作品について見るわけではない。労働監督官が担当した作品のシナリオが映写された時、指摘事項のある作品について遵守情況を確認するために有益と思えるものを試写しチェックを行う。許可申請しないで児童が出演し撮影されたものもあるので、その確認も行う。試写の結果、一度、却下したはずの場面が既に撮影されていたことが発覚したことがある。シナリオが申請されたものと異なることもある。

撮影現場への査察としては、日曜の撮影を許可しなかった場合、きちんと守られているかどうか抜き打ち監査を行う場合がある。この場合、事前に使用者には通知しない。長期バカンス期間中の撮影や撮影が重なって行われる場合などは、一人での対応が不可能なので、同僚の労働監督官に応援を頼むことがある。

## （6）違法行為の扱い

雇用社会連帯住宅供給省不法労働局において、児童労働保護規定に違反する行為が実際の現場では起きているか、それらは具体的にはどのような行為であり、その解決をどのように図っているかについてヒアリングを行った。以下ではヒアリング結果から違法行為の現状と課題をまとめている。

児童労働の保護規定に対する違法行為については、フランスの国内法は、主に以下の3つ場合を想定して厳しく罰則を設けている。

① 16歳未満の子供を雇ったとき

罰則：禁固5年、罰金7万500ユーロ

② EU域外からの未成年を無許可で雇ったとき

罰則：禁固5年、罰金1万500ユーロ

以上が、労働法典における最も厳しい量刑の一部

③ 許可を得ずに夜間労働をさせた場合、16歳未満の未成年を雇ったとき

1400ユーロから3500ユーロの罰金。これは罰金のみで制裁は実際に少ない。

年間に60件くらい。不法労働の総数の約1%に相当する。

フランスでは総体的にみて、子供が搾取されるようなひどい違反行為の事例はない。むしろ合法か非合法かの境目のところでの問題行為が多く、基準の見直しなどを含め観察をしっかり行わないといけないという問題意識を政府としては持っている。規定により罰則を与えるというより、事件ごとにケースバイケースで対応することが多い。実際

<sup>18</sup> Centre national de la cinématographie。1946年10月25日の法律により財政的に自立した法人として文化コミュニケーション省の下で設立される。同センターの活動は、映画、視聴覚、マルチメディア事業への経済的支援と規制、映像資産の保護と普及を目的に行われる。

に違反行為自体もなく、軽微なものが多い。

最近の違反の事例としては、「スター・アカデミー」というテレビ番組のいわゆるリアリティーショーでの児童の扱いが問題となっている。この番組は、日本の歌手プロモーション番組「スター誕生」のような素人からスターを発掘するというコンセプトの番組で、何人かの男女がスターになるまでの生活を一部始終追跡撮影するリアリティーショーである。候補者の合宿生活の一部始終をテレビで放映し、その生活ぶりをみながら視聴者が候補者に投票して最後に優勝者を決めるというものである。挑戦者たちはスター候補として自主的に参加しているので撮影に対して報酬を得ていない。しかし、挑戦者たちは被用者であるとの判断から、無報酬の就労を行わせたことに対して、この番組の製作者は罰金を課せられた。挑戦者の中には、成人年齢に達しているものもいるが、大変は未成年の若者であった。自己責任であるという認識のもとで違法性を自覚していない者が殆どであり、こういった事例に対しては、啓蒙し保護する必要があると不法労働局では考えている。

一方、医療や安全衛生についての違反の件数は極めて少ない。この分野については注意すべき点としては子供の健康を考慮して就労内容をチェックすることを心がけている。特に、未成年を酒類販売で雇用しないこと、危険な機械操作も従事させないことなどは重要なポイントであると同局では考えている。万一危険な動作が伴うと想定されるときには、使用者か保護者が必ず補佐するよう指導している。

映画撮影に関しては、労働時間が長くなり、夜間に及んでしまうような場合が多く発生する。しかし、現実には露見することが少ない。しかしながら、そのような事例はごく稀な事例であり、総じて使用者は児童を使用する場合には児童保護に留意していると同局では認識している。

未成年への賃金支払いに対する違反事例としては、子供の「コーラス」という番組への出演の事例がある。就労の形態が被用者なのか賃金を伴わないアマチュアなのかの判断が難しいケースであった。賃金面のほか、出演頻度についてもアマチュアなので週に3回、4回と出演してもそれを規制することが難しい。無償のボランティアなどアマチュアとして数多くイベントに出演している人々が存在するという実態を反映して、これに類似する興行が頻発して問題となっている。現在、現在この問題に対しては新法案が準備されている。この新法案では、成人も児童も対象となるもので、アマチュアグループがプロの有料公演に参加できるが、その場合はアマチュアとして研修の一環であることが条件としている。出演回数も年8回までとするなどの内容となっている。

児童の労働では、芸能とマヌカンは別の扱いである。アマチュアとしての児童、徒弟制度における実演の場合どのように判断するかという課題がある。モデルは、モデル広告撮影がどこで行われているのか把握することは難しく、撮影のための拘束時間も長いといわれているがその監視は難しいというのが現状である。したがって、現状改善と予

防の意味で興行主や主催者に対して児童は保護すべきであるという啓蒙活動を行っていくことが重要であると同局では考えている。

最近の傾向として、フランスでは子供の搾取について両親が許容しないので違法行為はできる状況ではなくなっていると同局の担当官は指摘している。

### 3. まとめ

フランスにおける演劇等児童の就労の実態に関して今回の現地調査結果から、明らかとなつたことおよび今後の課題として認識されたことは以下のとおりである。

#### (1) 明らかになったこと

- ア. 就労においては、児童も被用者として成人と同様の労働法典、デクレ、労働協約等の諸規定が適用され、保護の対象となっている。
- イ. 許可委員会の申請・審査手続きが、児童の心身の健康、学業への影響、健全な家庭生活確保を目的に厳密に運用されている。審査にあたっては、児童の精神的、肉体的健康への配慮が重視され、産業医が重要な位置を占めている。
- ウ. 労働基準監督官の児童の就労条件や環境への監査が行き届いており、書面上だけでなく、現場監査も確実に実施されており、児童保護が行政主導で実現している。
- エ. 報酬預金供託制度による報酬管理が徹底していて、大人により金銭目的で児童が就労を強制させられないシステムが厳密に整備されている。
- オ. 児童就労に関する法律について、企業、労働組合、業界組合、行政が共通認識をもち一体となって遵守するという姿勢がある。

#### (2) 今後の課題

- ア. 芸能関係については一般的に事業ごとの個別申請であるため、許可審査と実際のフォローを綿密に実施することが可能であるが、モデルに関しては1年間の許可審査によるため、一度許可を受けてしまうと年間を通じての個々の仕事の内容について目が行き届かない。就労時間制限、深夜労働、健康に配慮のない仕事の環境等の違法行為が行われていても発見されないケースが多く、行政、労働組合は、現状の改善に問題意識を持っている。
- イ. 吹き替えは、協約等で網羅されていない就労形態のため、就業条件、環境等に問題を残している。たとえば、外国映画の吹き替えの場合、翻訳原稿が直前にあがってくることから児童でも深夜労働になるケースが多いことが報告されている。フォローしていく必要性があることをフランス芸術家・実演家労働組合は問題として指摘している。
- ウ. 映画、演劇、テレビなどは、エンターテインメントとして観客を楽しませることを

目的とするため、多様な事業形態による興行が発生する。そういった中、アマチュアなのか被用者なのかという区別をつけにくい分野も出てきている。そういった境界が曖昧な部分について対応可能な法律の適用を検討する必要があることを、雇用連帶省、フランス芸術家・実演家労働組合（SFA）等では問題視している。

エ. 問題のある分野で現場に携わる人々に、監督の方法や仕事の仕方など児童労働や保護のあり方について認識をさらに深めてもらうように啓蒙する必要があることを、労働基準監督官、雇用連帶省では認識していた。

オ. 1998年11月に、当時の雇用省労働関係局は「フランスにおける児童労働」報告書の中で、①児童労働の現状についての知識改善する、②現行措置の遵守に留意すること、すなわち、児童労働の枠組み規定についての情報提供の強化、罰則の実効性への留意、③ショービジネスおよび広告の児童の保護を強化すること、すなわち関係者の同意を確認すること、学校休暇中の活動時間を制限すること、子供モデルの求人広告条件を改定することの3点を提言している。

## 第2節 演劇子役等の教育に関する実態

### 1. 教育制度の概要

フランスでは、歴史的にリベルテ（自由）、エガリテ（平等）、ライシテ（非宗教性）の精神のもと、児童、若者の教育への権利を保障してきた。教育は国民の最優先課題として位置付けられる。フランスにおける教育制度は、教育法典が根拠法となり、1989年に発布され新教育基本法（ジョスパン法）の「21世紀のフランスの学校づくり」の方針のもと、16歳までが義務教育として定められている。

初等・中等・高等教育学校は、国民教育省の管轄下におかれる。国民教育費の3分の2が国庫により支出されることから、中央集権的伝統が強いことがフランスの教育制度の特徴として指摘される。<sup>19</sup>フランスでは、小学校が5年、中学校が4年、高校が3年の5-4-3制が採用されている。初等・中等教育においては、9月から始まる3学期制がとられ、1学期が9月から12月、2学期が1月から3月、3学期が4月から5月である。週5日制が採用され、一般には日曜日のほか水曜日が休日となっているが、一部の地域では土曜日も休日とする週4日制を採用しているところもある。

学校の系統図については第2-4-4図のとおりである。フランスでは、通常6歳で小学校に入学するが、5歳や7歳で入学することも許されている。フランスの義務教育の特徴は、16歳までを学年ではなく、年齢によって区切っていることにある。小学校、中学校とも教育課程の履修成績への評価は厳しく、一学年の3回目の学期末試験の成績次第では留年するケースもある。一方で親の申請により学校側が許可すれば飛び級も可

<sup>19</sup> 財團法人家計経済研究所「第7章フランスの保育・教育制度と子育て」『フランスとドイツの家族生活調査』2005年 p113

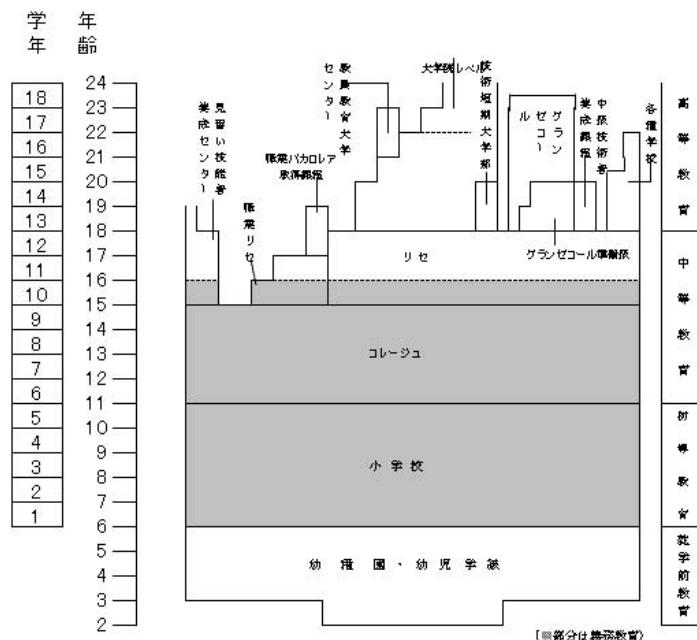
第2-4-3図 初等・中等教育年間スケジュール

義務教育年齢制限	週当たり登校日(日)	年間スケジュール(月)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
6~16	5	冬休み	2学期	春休み	3学期	夏休み	1学期						

能である<sup>20</sup>。

学校では、教育科目について高度な専門教育をうけ選抜された教師<sup>21</sup>、特定科目のみを教える講師、教育顧問管理者（コンセイエデデュカショオン）と呼ばれる生活指導や図書館業務の担当者、看護師、給食係などの人々が常勤として組織され、児童の教育と生活指導にあたっている。フランスでは、1990年初頭から教育の価値への見直しが進んでおり、国民一般の教育への意識が高まっている。教育大臣と青少年大臣が設置され、青少年の保護と育成という観点から教育分野の政策を強化している。

第2-4-4図 フランスの学校系統図



20 総合研究開発機構「第4章子供の成長と環境」『ヨーロッパにおける家族の構造と機能』 p 356-357

21 教員免許を取得するためには、①文部省試験に合格すること、②3年から4年の大学で受けた専門の教育があること、③試験、④キャベス、アグレガシオンと呼ばれる資格を取得していることなどの要件が必要である。アグレガシオンは高度な資格試験で受験資格は45歳まで。2002年度実績では3000人の受験者に対して合格者は100人程度という難関である。

就学前教育 - 就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育 - 義務教育の年限は6歳から16歳までの10年間。

初等 - 初等教育は、小学校で5年間行われる。

中等教育 - 前期中等教育は、コレージュ（4年制）で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。第3、4学年では普通教育課程のほかに技術教育課程などで将来の進路に合わせた学習内容が提供される。技術教育課程は職業リセに設けられる場合もある。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ（2年制、職業バカロレア取得を目指す場合は2年修了後さらに2年の計4年）等で行われる。

（出所）本間政雄、高橋誠「諸外国の教育改革」2002年2月、ぎょうせい

日本の内閣府経済社会研究所が発表した報告書<sup>22</sup>によると、フランスの小学校生活の特徴的な点として、次の3点が指摘されている。

①通学には防犯のため必ず親が同伴していること、放課後に子供だけで公園で遊ばないこと、常に親または学校の先生の監視下に置かれていることが挙げられている。親が通学に同伴できないときにはベビーシッター等が代わりに送り迎えを行う。また、学校の門や玄関は厳重に施錠され、部外者が立ち入ることはできないように管理されている。

②さらに、学校は勉強をする場であることから、日本の学校のような運動会、学芸会などの学校行事はほとんどない。また、課外活動やクラブ活動も行われていない。児童は夕方5時ぐらいまで学校で過ごすことが一般的である。

③また、初等教育の段階から飛び級や落第制度がある。学齢期に達する前に特別な試験を受け合格すれば、1年早く小学校に入学することができる。

上記のようなフランスにおける学校制度、学校生活を踏まえ、演劇子役等として就労する児童の学業の実態と就労が学業へ及ぼす影響はどうなっているのかを調査する目的で、学業と芸能活動の両立を実現しているパリ国立オペラ座バレエ学校とロニヨニ学校の2校でヒアリング調査を行った。パリ国立オペラ座バレエ学校では、ダンサー養成と教育に主眼をおいた高度に専門的な養成学校について、総務担当責任者である Ralph Bigo 氏、またロニヨニ学校では、芸能分野の専門性を高める教育を受けている児童が同時に一般教育をどのようにうけているのかについて Anne-Marie Borel 校長に、ヒアリングを行った。以下では、両校の組織概要、カリキュラム編成、登校児童の属性、児童への日常的な配慮、課題等を柱に、演劇等の活動と学業との両立の実態をまとめている。

<sup>22</sup> 内閣府経済社会総合研究所、家計経済研究所、「フランスとドイツの家庭生活調査」第7章「フランスの保育・教育制度と子育て」2005年4月、p113-116

## **2. パリ国立オペラ座バレエ学校 (L'Ecole de Danse de l'Opera National de Paris)**

### **(1) 学校概要**

「学校は、バレエ団のダンサーを養成し、ダンサーの職業教育を行うことを任務とする」 1994年2月5日付けデクレの規定によりオペラ座バレエ学校はその設立が根拠づけられた。宮廷から劇場に移行するなかで今日、バレエがプロの仕事となり、興行のための演技者を養成することが学校の目的となっている。当初パリのオペラ座に所在していたが、1987年にバレエ学校と学校教育と寄宿舎を統合した固有の場所をナンテールに得て現在に至っている。

学校の運営については、教育評議会が設置され、年2回招集される。評議会は、校長が議長となり、教育部長、音楽・バレエ部長、有資格者2名、オペラ座バレエ団ディレクター、音楽・バレエ部長が任命する有資格者、校長が任命するバレエ教師、小学校、コレージュ、リセなどなど付属学校施設の校長、学校の生徒代表者、生徒と教師の補欠、親の代表者で構成される。

現時点の在校生数は、女性76名、男性61名である。(このうち89人が寄宿生で、48名は自宅生。寄宿生には男性が多い。)

### **(2) 教育の目的**

教育の目的について、バレエ学校の一般規則の中で下記のように記している。

「パリ国立オペラ座バレエ学校はアカデミックなクラシックバレエの職業教育を主たる任務とする。芸術教育は専門多分野にわたる方法で行われ、バレエ授業に加えて、音楽、リズム、舞踊史、バレエに応用される解剖学の補習が含まれ、それらはダンサーの芸術教育の一部を成す。芸術教育と一般教育は切り離すことができない。」

入学の許可は研修を通じて行われ、研修生は研修後に入学試験を受けることができる。研修生は8歳から13歳であるが、年齢により6か月と1年の2つのタイプの研修がある。研修を受け入れるには、身長と体重という体形的基準と記述的基準を満たさなければならない。

### **(3) 教育の内容**

上記の目的のもと、バレエ学校の教育期間は7年間。男女共学である。専門分野は多岐にわたり、クラシック、カラクテール、コンテンポラリー、ジャズ、民族舞踏などのバレエ講義が行われる。さらに音楽、マイム、興行法、舞踏、解剖学や体育の補習なども含まれる。クラス編成は、男女別々に各第1から第6までの6クラスで編成される。

第2-4-3表各クラスの年齢構成

クラス名	年齢構成	
第一クラス	女子 18歳まで	男子 18歳まで
第二クラス	女子 16歳まで	男子 17歳まで
第三クラス	女子 15歳まで	男子 16歳まで
第四クラス	女子 14歳まで	男子 15歳まで
第五クラス	女子 13歳まで	男子 14歳まで
第六クラス	女子 12歳まで	男子 13歳まで

クラス間の進級は年1回の試験によって行われる。学年末試験後にパリ国立オペラ座のディレクターは学校長の提案に基づき、生徒に飛び級を可能にすることができる。バレエのレッスンは、休日にあたる土曜日と日曜日を除き、学校長が定める時間に毎日行われる。時間割は調整され、レッスンは学校長の決定により一時的に中断されることがある。1日の教育カリキュラムは下記のとおり進められている。

第2-4-5図 パリ国立オペラ座バレエ学校児童の一日

時間	寄宿生	通学生	時間
6:45	起床		
7:15	朝食		
8:00	授業		8:00
8:45	授業		8:45
9:30	国民教育		9:30
10:15	休み時間		10:15
10:30	授業		10:30
11:15	国民教育		11:15
12:00	昼食、バレエ授業準備		12:00
13:30	第一回授業：クラシックバレエ		13:30
15:00	休み時間		15:00
15:15	第二回授業：クラシックバレエまたは補習		15:15
16:30	おやつ		16:30
17:00	第三回授業：クラシックバレエまたは授業なし		17:00
18:30	自由時間		18:30
19:00	夕食		
19:30	自由時間または活動		
21:30	就寝第6、5&4クラス		
22:30	就寝第3、2&1クラス		

教育上の進級は、第6クラスから第1クラスまで段階的に分けられる。1年間の勉強が採点され、学期ごとの成績表が両親に送られる。この成績が上級クラスへ進級するために必要な点数の半分を占め、もう半分は学年末試験の成績によって構成される。第1クラスの生徒はオペラ座バレエ団への採用優先権を得る。バレエ団に雇用されない生徒は年齢制限に達してなければ、バレエ学校に残るか学業修了証書を所得して退学することができる。

一般教育については、CE1（小学校2年生）からバカロア（高校卒業資格取得）L課程まで学校内で行われる。生徒はバレエ学校に在籍する限り、16歳以降も学校教育を受ける義務がある。

生徒の成績評価システムについては、生徒の成績評価は試験の点数と以下の4つの点数によって構成される。すなわち、①主任バレエ教師が与える学業点数、②校長が与える芸術・技術適性点数。これらの2つの点数に関しては20点満点で採点が行われる。さらに①学監が与える規律・行動点数、②全ての補習の学年平均点が10点満点で採点される。学業点と規律・行動点は毎月付けられる。これらの点数の平均が学年末に出され、学年末試験の時に考慮される。規律・行動点の採点に際しては生徒の職業意識を考慮する。レッスンへの勤勉さの欠如あるいは非のある行動は規律上の制裁をもたらすことがある。

学年末には、これらの4つの点数が合計され、最終的な点数を出すために試験に基づく点数がそれに付け加えられる。

#### **(4) 興行への参加**

バレエ学校の一般規定は、生徒の興行への参加について、規則の定める条件に基づき踊るためにバレエ・オペラ興行に雇用されることが可能である。群舞シーンに適用される「オペラ座ポイント」の変動に伴って出演料が支払われる。生徒の興行への参加は教育の一部をなし、実技の応用となる、と位置付けられている。

#### **(5) 生活、健康への配慮**

オペラ座バレエ学校では、安全、健康、規律、活動の側面で生徒へのサポートを行っている。

##### **ア. 健康への配慮**

健康面への配慮について、バレエ学校では、まず入学にあたって生徒が高度なバレエ実技に耐えられるかどうか適性医学検査を実施している。また、入学後は2004年9月以降就学期間中を通じて、各生徒の予防医学上のフォローアップを行うことを決定し

実施している<sup>23</sup>。スポーツ医学、外傷学の専門医が全生徒の医学的監視を担当する。診察は学校内で行われる。年齢と身体的実技タイプに関わる特別な条件を検討し、担当の医師は適合する治療法を決定、実施するために、教師、生徒、両親、主治医にあらゆるトラブルや事故に就いて洩れなく伝える。具体的には、スポーツ医、看護師、運動療法士、体育助手、栄養士各1名から構成されるチームを編成している。

医療チームでは、診察の報告と補足的な検査（X線、エコー断層撮影など）を必ず実施している。これによって、医学上のフォローアップや支援をさらに強化している。さらに、医療チームは、当該生徒の家族医と緊密な連絡を保つことを重要している。医学上のフォローアップは、ダンサーが健康という財産管理を実習していくという目標を実現することでもある。新学期初めの1月と学期期間中の4月の年2回の医師の検診を行う。これは移動運動器官、形態静力学・人体計測構造の検査及び一連の測定（身長、体重、血圧、脂肪量指数、休息心電図、視覚、脚検査、尿検査）に関する徹底的な医学検査である。医師は毎月定期的に児童の診察と検診のため訪れ、看護婦は年間を通じ毎日午後0時45分から午後8時30分まで常駐している。看護師は、生徒の怪我や病気の手当を行うほか、場合に応じて運動療法士に生徒を診せ、さらに医師に診せる必要がある場合に家族に通知する役割を担っている。すなわち、看護師は、家族、医師、栄養士、運動療法士、バレエ学校総務部の間をつなぐ役割を担っている。運動療法士は週2回勤務し、怪我や筋肉トラブルの予防活動に従事する。また、国立スポーツ体育研究所の運動療法士が体育教師として生徒の身体的準備と予防面の措置のためチームに加わっている。

食生活面をサポートするため、栄養士も週2回午後に勤務する。学校で出されるメニューの栄養面の必要を研究し、生徒のため栄養教育講義、両親への意識喚起、必要と判断された児童への個別のフォローアップを行っている。

身体的成长だけでなく、知識によって職業活動と直接関係する生活上の健康を確保することも重要であるので、よく食べ、よく練習し、栄養不足、太り過ぎ、けがを避けるために自分の体と限界を知ることが、バレエを学ぶために重要な目標となることを児童に認識させる為の教育にも力を入れている。バレエ学校では140人の生徒全員の食事、疲労、怪我、睡眠時間をコントロールし、健康と学業と生活を念入りに調べている。

しかし一方で問題は、寄宿舎で生活している学生は管理しやすいが、自宅生は管理が難しいということである。自宅生の健康管理について親の理解と協力が必要であるとのことが実際の現場からの課題として述べられた。

#### **イ. 生活指導ほか**

生活指導では、規律を守らせることを重視している。寄宿舎における共同生活を円滑

に行うための責任と自覚を促すことを主な目的とする。生徒が自由と自律性を確保するために様々な活動を円滑に行なうため、団体および個人が規則を遵守することが求められる。但しバレエ学校の方針としては、児童の逸脱的行動に対しては制裁の前に先ず生徒の知性に訴えることを第一としている。

また、バレエ学校は、自習、休憩、庭での散歩、余暇（バトミントン、卓球）などやコレグラフィー芸術を中心とした番組の視聴覚放送時間を提案し、余暇の過ごし方について指導を行っている。夕食と就寝の間の寄宿舎の自由時間では、学校の上演ホールで映画の上映やアーティストの参加のような合同活動を毎週提案している。

バレエ学校の生徒は、一般教育での成績に明らかに力不足を示してはならないことが校則の中で明言されている。生徒の成績と活動を記録する成績簿は学期ごとに両親に送付され、両親はそれに署名して返送する。採点は10点満点で行われる。入学前の研修期間を含め就学期間に報告会が学校等により開かれる。一般教育責任者がバレエ学校の校長に提出する生徒に関する詳細な報告書の提示に基づいて、評価が不良である場合に校長は生徒の退学を言い渡すことができる。

学校内の行動や興行のための練習、興行のための移動に際して生徒は学監の管轄下に置かれ、その指示に従うことが義務付けられる。勉強不足、規律を守らないこと、重大な過失を犯した場合には退学させられることがある。中間的制裁として成績表の中の規律点が減点される場合がある。

授業を、バレエ学校外で行なうことは許可されない。パリ国立オペラ座が主催しない興行、テレビ番組、映画への出演は生徒の年齢に関わらず禁止される。バレエ学校の校長の書面による許可のある場合を除き、業務に無関係な者がクラスに立ち入ることは禁止される。

安全については、学校の建物が観客が入ることを想定して整備されている。警報システムを設備することで火災や侵入者が生じた場合に常駐するセキュリティスタッフに通報することができる。受付職員が学校へのすべての出入りをチェックしている。

## 2. ロニヨニ小中学校 (L'école des Enfants du Spectacle)

### (1) 学校概要

1920年代に活躍したコメディフランセーズの俳優ロニヨニが創始者。コメディー・フランセーズやサーカスで働く子供の役者のために教育施設を作ったのが同校の始まりである。現在は、役者以外の芸能分野を目指す子供も通学している。入学資格としては、日本の小学3年生相当の8歳から入学が可能だが、実際には小学6年生相当の11歳で受験し、入学する児童が多い。入学試験は、審査員の面接審査を受ける。演劇、ダンス、フィギュアスケート、その他（乗馬、美術など）の各専門の審査員が選考を行う。該当年齢の児童であれば誰でも受験できるので希望者は多く、入学試験の競争倍率は高い。生

徒数は、現在 268 人。教職員の構成は、校長 1 名、主任教育監督者（C.P.E.）1 名、事務局 1 名、経営管理者 1 名、監督者（M.D.P.）2 名、OP 1 名、サービスエージェント 2 名、中学校教員（パート、非常勤含む）15 名、小学校教員 3 名の 26 名の体制により教育を実施している。

入学した児童は、プラン、シモン、コンセルバトワール、個人教授など芸能分野の高度な専門教育を受けている。卒業生には、オペラ座バレエ学校に入学するもの、カンヌの国立高等音楽学校（CNSM）に入学するものなどがいる。これまで卒業生として、歌手のシャルル・アズナブルや俳優のブノア・マジメル、ユジニール・ブノアなど国際的舞台で活躍する芸術家を多く輩出している。

## （2）教育の目的

芸能分野の専門教育を受けている児童に一般教育を施すこと、専門教育が受けやすい教育環境を提供しつつ、フルタイムの中学生と同等の学力を有していること、が同校の教育の目的である。実際に、97%の児童がブルベットと呼ばれる国家試験に合格し、普通科の高等学校に進学している。アンリ・キャトル高校というエリート校に合格した児童が 2004 年には 4 名いた。

## （3）教育の内容

ロニヨニ小中学校の特徴ともいえる半日制のカリキュラムを組んでいる。残りの半日を児童はコンセルバトワールや演劇学校に通い、芸能分野の高度な訓練を受けている。恒常的に就労している児童は少ない。俳優として就労している児童はいるが、学校の規則は厳しい。撮影が入ると 3か月はかかり、その間欠席することになるがインターネットやその他の方法を使い勉強を支援している。撮影が終わり学校に戻った時に他の生徒から遅れないよう指導している。特に長期欠席の場合にはコーチをつけさせている。学校と連携を取りながらカリキュラムを学ぶことを助けている。

授業の時間割は、ロニヨニ校が独自に決定している。児童、生徒はすべてに出席しなければならない。仕事の都合で欠席しなければならない場合、当該児童の学業のレベルにより最終的に決定される。出席日数は評価の対象とはならない。芸能活動しているかどうか、その場合、学業をフォローしているかどうかをチェックするカードがある。児童の修学については道徳的な規範が大きく影響しているといえる。俳優になるのを辞めるなどの場合、自主的判断によるもので、学校が辞めることを促すことはない。放校処分や退学を強制することもない。普通の学校でも落第をさせないように指導しているのと同様に、進級させて個人的に弱いところを補修するような支援体制をとっている。小さな学校だから、児童とその家族、学校間の信頼関係が構築しやすい。

通常の始業、就業時間は以下のとおり。

<小学校>

午前の部 始業 08：15（～8：45 必要に応じて個別指導）

終業 12：45

午後の部 始業 12：30（～12：45 必要に応じて個別指導）

終業 17：20

<中学校>

午前の部 始業 08：25

終業 12：45

午後の部 始業 13：00

終業 17：20

午前の部と午後の部の児童が会うことは無いが、カーニバルと年末に年2回集会を開催している。そこでは、パリ市内の有名な劇場を借り切って児童がそれぞれ専門分野についてパフォーマンスを披露する。集会の開催にあたっては、ロニヨニ小中学校の教育方針に賛同する有名劇場の支配人が、無料で会場、開催関係スタッフ、設備一式の貸与などの支援を施してくれているということであった。

#### （4）生活、健康への配慮

学校では、芸能分野での専門的教育をうける児童への支援とその考え方として児童の生活や健康への配慮を重要視している。芸能関係の児童の場合、学業と稽古の両立て生活スケジュールは忙しく、心身ともに疲れている場合が多い。特にダンスをやっている児童の生活は、遊ぶ時間もなく厳しい生活を送っている。従って、学校でも身体的、精神的影响に配慮し、主任教育監督者がいつでもカウンセリングを行い、精神的健康の保持をサポートしている。

主任教育監督者は、どの学校にも配置されているが、特にロニヨニ学校の場合には心理的なフォロー、指導に重点を置いたカウンセリングを行っている。他では、校内暴力対策のための素行の監督、生活指導に力点を置いている学校もある。

カウンセリングの結果、児童に問題があるときには、何か深いところに問題はないかを親に相談する。思春期の子供を特別にケアする施設に送ることもある。

特に、試合やコンクールの前などは児童が神経質になっている場合が多く、精神的安定に配慮するほか、看護婦も常駐させており、病気、怪我など身体的問題が生じた場合の迅速な対応を行っている。

芸能関係に取り組む児童は、学業にも積極的でモチベーションも高い。芸術活動への情熱がそれ以外のことにも集中するモチベーションとなる。知識において全員が優れて

いるわけではないが、芸能分野などひとつは他より秀でているものがある。一般の児童は学校の成績がすべてであるが、ロニヨニの児童は学校の成績以外に芸能分野の専門という自分への自信に繋がるものを持っている。

学校では、道徳教育にも力を入れており、そのために頻繁に児童との個人面談を行っている。学校は、児童の能力を最大限伸ばすことをサポートするところである。

### 3. まとめ

#### (1) 教育への取り組み

フランスでは、1980年代の教育改革の結果、89年にジョスパン法（教育基本法）が制定され、「子供を起点においた修学システム」が実施されており、長期の夏季バカンス休暇を設置するなどゆとり重視の教育が行われている。そういう意味でいわゆる「詰め込み教育」は倦怠される傾向にあるなか、児童一人一人の学習リズムを重視した教育が、教育現場の自由な裁量の中で実施されている<sup>24</sup>。進級はあくまでも学業レベルに応じて決定され、必ずしも出席日数が進級に影響するものではない。

しかし、一般教育においては、基礎学力の向上に重点が置かれており、教育課程マスター主義が徹底していることから、学年で定められたカリキュラムを良好な成績で収められない場合には、落第し留年することになる。フランスにおける中学生の留年率は、各学年平均5%から9%の幅で発生しており、すなわち、学年によっては1割近くの児童が留年している計算になる<sup>25</sup>。

上記のような教育環境のもと、今回ヒアリングを通じて、パリ国立オペラ座バレエ学校、ロニヨニ小中学校ともにバレエや演劇の専門教育を行うと同時に、一般教育についても学業に遅れが発生しないよう体制を整備している。両校とも児童各自の学業の修得状況を記録し、隨時カウンセリングを行うと同時に親との連携を密にとることで、児童一人一人の学習進捗を把握し、管理していることが明らかとなった。すなわち、オペラ座バレエ学校では、一般教育への点数評価に加え、規律や職業への意識などを含む規律点が採点される点数主義に基づく成績表による厳格な管理が行われており、定期的に児童各自の達成度をモニタリングし、進級を決めている。また、ロニヨニ小中学校においては、主任教育監督者のような常駐のカウンセリング教諭が成績相談や学業のフォローアップを担任を補佐して徹底するという体制を完備している。映画撮影などで長期に欠席する生徒については教育コーチをつけさせるなど、学業に遅れが生じないように配慮し、学校との連携を児童とその親に常時要求している。インターネットなどを利用して遠隔地にありながらリアルタイムで教育指導を行うこともある。そういった努力の結果、両校とも一般教育と演劇等芸術分野の教育との両立が高いレベルで実現されている。ロ

<sup>24</sup> 前掲書、下條「ヨーロッパの教育現場から」p106 - p113。

<sup>25</sup> 前掲書、浅野「成熟社会の教育・家族・雇用システム」p24 - p25。

ニヨニ小中学校校長は、「演劇等芸術活動に専門的に取り組む児童は、学業にも積極的に取り組む傾向が見られる。そういった児童たちにとって芸術への情熱がそれ以外のことにも集中するモチベーションになっている」と、演劇等の活動が学業へ及ぼす好影響を強調していた。

## (2) 児童福祉の観点からの取り組み

欧米の他の諸国との比較において、フランスでは家庭以上に社会や学校が児童に対するしつけに責任を持つという社会通念が根強く存在していることが先行研究で指摘されている。これは、フランスがキリスト教の影響で教会を主軸として地域を形成していたことに歴史的経緯を求めることができる。かつては善良なる市民となるべき「行儀作法」教育は聖職者が中心に地域社会が実施してきたことが伝統的、社会的背景として存在している<sup>26</sup>。また、個人主義を徹底させた60年代後半の五月革命後に発生した「新しい親」世代の影響であると説明する研究者もいる。すなわち「新しい親(nouveaux parents)」は子どもの人格を認め、家庭内で親の権威を押し付けることを嫌う「親は親、子供は子ども」という価値観を有していることも影響していると指摘されている<sup>27</sup>。

学校での規律教育の事例として、パリ国立オペラ座バレエ学校が、学業成績評価以上に日常生活の規律への適応、自律性の育成に力を入れており、規律遵守の姿勢が進級のための評価に大きな比重を占めていることを挙げることができる。バレエ学校では、日常生活の送り方について、寮で生活する児童は学校側が厳しく日常生活を管理することができるが、同様の規律性を自宅からの通学生に要求することは難しいと述べていた。

演劇等分野で専門教育を受ける児童の場合、撮影や公演などの仕事が入った時の精神的負担は通常の小中学生に比べ大きい。メンタルな側面へのサポートは、パリ国立オペラ座バレエ学校では医療チームを編成し児童の心身の健康を常時ケアしており、ロニヨニ小中学校でも常駐する主任教育監督者がカウンセリングに対応したり、親子面談も頻繁に行うことでケアに細心の注意を払っている。また、身体的健康の維持にも注意が払われている。特に、パリ国立オペラ座バレエ学校の医療チームは、厳しいバレエのレッスンと学業に耐えられるよう体調を整えることと無理なレッスンによる怪我の防止に力をいれしており、スポーツ医、看護師、運動療法士、体育助手、栄養士が常駐し、診察や治療など医学的見地から健康維持のための支援を実現している。両校でのヒアリングでは、怪我や精神的側面で児童に大きな問題は今まで発生していないということであった。また、児童の問題行動についても、両校とも今まで大きな問題は発生していないということであった。

<sup>26</sup> 前掲書、下條、「ヨーロッパの教育現場から」 p 148

<sup>27</sup> 前掲書「第4章子供の成長と環境」『ヨーロッパにおける家族の構造と機能』 p 305

### 第3節 演劇子役等と家庭生活に関する実態

前節では、教育と規律について、家族よりも社会、学校が児童の教育に大きな影響力をもっていると述べたが、これはフランスがキリスト教教会が教育的機能を有していたことの影響と近年の「新しい親」の出現の影響として説明される。しかし、教会の持つ影響力が変化した現代においては、家族の役割が重視されるようになっており、たとえ「新しい親」が「親は親、子供は子ども」という個人主義的な価値観を有していても、両親は自分の子どもに対して責任を持って育てるという考え方方が基本であり、この考え方方は欧州の他国と同様である。

すなわち、子どもの成長にとって家族の存在は依然大きな影響を与えている。日本の家計経済研究所の調査によると、フランスにおいては、家族が夕食をともにする割合が欧州の中でも高く<sup>28</sup>、このことからも一般的にフランス人が家族団欒を重視していることがうかがえる。

60年代後半の5月革命以降、フランスでは離婚率が上昇し、片親家族の数が増加している。そういった中、フランス政府は、家族政策において「離婚しても親は親」という考え方を根強く支持し、親権がどちらにあるかということにかかわりなく、当該児童の親としての責任を請求している<sup>29</sup>。それは各種の制度的手続きを反映される。そのひとつの例は、演劇等子役の就労報酬の預金供託金庫からの預託金引出しにみることができる。預託金の引出しにあたっては、父母が離婚している場合であっても父母の双方の同意書を必要とする。これは、父母のどちらかが親権を得ているかどうかということが問題なのではなく、父母の双方に当該児童の親の責任が問われているということである。その意味で、欧州諸国の中でもフランスには、強い家族の絆が存在しているといえる。

芸能関係に従事する児童の場合においても家族の役割は、あらゆる側面で強調される。就労の許可には両親の承諾が必要であり、就労現場には両親が送り迎えすることが義務付けられている。報酬においても両親の監督のもと預金供託金庫に委託される。また両親は児童の就労報酬を10%の児童の代理で受け取ることができる。18歳に達した児童が預金供託金庫からお金を引き出す場合にも親の許可が必要である。学校生活においても、学業に集中できるように生活環境、健康状態を整えることを学校は両親に期待している。通学時の送り迎えは親の仕事で必ず同伴することを義務付けている。

オペラ座バレエ学校、ロニヨン小中学校でも親の役割と責任を明確に決め、子どもの状態をいつでも把握していることを親に要求している。両校とも児童の親は熱心に役割を果たしているということであった。バレエ学校では、通学生の場合、寮生と同様に食事の管理、心身の健康、安全管理を期待している。ロニヨン小中学校は児童への個人面

<sup>28</sup> 夕食を家族全員がそろって食べる割合は、東京が16.8%、パリ46.2%、リヨン49.8%、ハンブルグ37.6%、ミュンヘン45.3%、1週間あたりの平均日数は東京が2.7回、パリ4.9回、リヨン5.2回、ハンブルグ4.5回、ミュンヘン4.7回。（家計経済研究所、前出p128-129）

<sup>29</sup> 浅野素女「フランスの家族事情」岩波新書p116

談により常に心身の健康と学業をモニタリングしており、親からの相談にも応じている。同校の担当者は、今までに家庭の問題で児童がトラブルに巻き込まれたことはないということである。親から学校への相談内容としては、将来自分の子どもを成功させるためにはどうしたらよいかというものが多いということであった。児童を将来、芸術家として成功させるためには、先ず学業を中心に義務教育課程の一般教育を修得し、専門分野の訓練を積むことが大切なことであり、そのためには、家庭と学校がコミュニケーションを密にしてしっかりと協力し合いながら児童を見守っていくことが重要であると両校の関係者は強調する。

## おわりに

フランスにおいては、演劇等の分野で働く児童も成人と同様の被用者とみなされ、法的保護の対象となる。そういった中、14歳以上の児童の場合、深夜業が労働監督官の許可と厳密な監督のもと午前0時まで認められている。オペラ座バレエ学校の児童がお披露目の公演やオペラ座バレエ団の群舞に出演する場合、終演して劇場から出るまでの時間が早くても午後11時30分を回っていることが今回の調査では事例として明らかになった。

しかし、オペラ座バレエ学校の担当者や労働監督官からの話から、日常的に児童の心身の健康や学業の修得に配慮し注意を傾けているので、問題は発生しないということであった。

芸術大国フランス<sup>30</sup>においては、芸術の振興、芸術家の育成をめざすことへの国民的理解があり、学校も整備されている。また、フランスでは「子どもは大人が守るべきもの」という歴史に裏付けられた強い社会通念があり、児童の心身の健康への配慮、学業修得のための配慮から、労働時間や報酬管理などに関して、行政が主導で児童保護の体制が

<sup>30</sup> フランス政府発表の「Tableaux de l'economie francaise 2005-2006」によると、2004年フランス映画産業の経済価値は35億ユーロを超える、テレビ製作を加えるとその2倍以上になると発表されている。映画産業について同じヨーロッパの英独と比較した場合、製作長編の本数は、ドイツが87本、イギリスが132本のところ、フランスは203本であり、入場料収入はドイツが8億9200万ユーロ、イギリスが8億4900万ユーロのところをフランスは11億3400万ユーロであった。住民一人あたり入場者数もドイツが1.9人、イギリスが2.8人のところ、フランスは3.3人と国民的関心の高さを伺うことができる。映画製作の水準は高く、203本の映画がCNCに認可されたが、この内167本は製作資本を含めフランスのイニシアティブによるものであった。2004年のチケット販売数は1億9480枚、入場者数は2003年より12.3%増加している。このうち7610万人がフランス映画を鑑賞した人々であった。一方、INSEEの雇用調査によると、2003年には約13万1000人がショービジネスに従事している。ただしこの数字については、2003年に職業分類の変更があったため、ショービジネスに組み入れられたジャーナリストや作家などの職業の人々が含まれるので注意が必要である。しかし、改定前の2002年の段階でもすでに11万6000人が従事していると報告されている。フランスにおけるショービジネス従事者の統計的にみた特徴は、70%以上が男性であり、58%が40歳未満であるということである。こういったフランスのショービジネス興隆の背景としては、政府による芸術団体、芸術家への支援、80年代の現代芸術文化の再定義（「現代ダンス」、「サーカス」、「大道芸」など支援対象芸術の定義の拡大）、芸術祭開催などへの支援、CNCによる映画進行政策の促進、外国映画の上映規制などフランス政府による文化保護政策を見逃すわけにはいかない。

整備され、厳密に実行されている。また、企業や労働組合、業界団体も児童の就労に関する法定の遵守に協力的である。

しかし、一方では、モデルの就労条件、就労環境やボランティアや見習いに姿を借りた無償労働などに問題がないわけではないことも今回の調査で明らかとなった。

このように、フランスでは、法律や規則による規制を徹底させることで児童の保護が徹底されている反面、社会の変化により規定を越えたさまざまな現象が起こっていることも一面の真実である。

今回の調査では、子役本人とその親へのヒアリングを行うことができなかつたため、実演者の視点からの就労状況と教育、生活の実態、就労の影響等について、制度上の問題、実際の雇用者との関係、生活への影響等について生の声を得ることができなかつたが、行政主体、雇用主体、業界団体等へのヒアリングを通じて、実態を把握することができたことは大きな成果であった。フランスでは、芸術振興、人材の育成に主眼をおいた機会の提供を促進しつつ、成長途上の児童の健全な精神と身体的健康に充分配慮している内容を知ることができた。また労働、教育、児童福祉の各方面が協力して児童保護のため、法制度の確立とその運用のための国民的理解の促進というハード面とソフト面にわたり、実行可能な体制を組織することでさまざま規制を実現している点には学ぶところが多いと思われる。

## 参考文献

- 浅野清編『成熟社会の教育・家族・雇用システム一日仏比較の視点から』NTT出版、2005年  
浅野素女『フランスの家族事情』岩波新書1995年  
下條美智彦『フランスの行政』早稲田大学出版部、1999年  
下条美智彦『ヨーロッパの教育現場から—イギリス、フランス、ドイツの義務教育事情』春風社、2003年  
杉崎洋一郎編『世界の中学生 3 フランスの中学生』学研、2003年  
中川洋吉『生き残るフランス映画—映画振興と女性制度』希林館、2003年  
日本総合研究所編『ヨーロッパにおける家族構造と機能の変貌』総合研究開発機構、1985年  
『フランスとドイツの家庭生活調査』内閣府経済社会総合研究所編、2005年  
日本労働研究機構『先進諸国の児童労働』日本労働研究機構、2003年  
日本労働研究機構編『フランスの労働事情』日本労働研究機構、2001年  
文部科学省、文化審議会文化政策部会、文化の多様性に関する作業部会資料  
Tableaux de l'économie française, 2005-2006, Institut national de la statistique et des études économiques (INSEE)  
Ministère de l'emploi et de la solidarité, Direction des relations du travail “Le travail des enfants en France-Cadre juridique, situations de fait et propositions pour le travail des jeunes de moins de 18 ans”

Alan Bluel, “L’exploitation de l’enfant en france” 1999

Marie-Therese Naudon “L’école des enfants du spectacle” L’école des enfants du spectacle, 1999

パリ国立オペラ座バレエ学校 (L’Ecole de Danse de l’Opera National de Paris) 入学関係資料

フランス雇用労働省労働関係局「フランスの児童労働に関する報告書についての提案」『フランスにおける児童労働』 1998年11月

フランス労働総同盟労働者の力 (CGT-FO) <http://www.force-ouvriere.fr/>

フランス芸術家実演家労働組合 (SFA) <http://www.sfa-cgt.fr/>

フランス映像センター (CNC) <http://babelfish.altavista.digital.com/>